

住宅省エネ2025キャンペーン 登録事業者向け事業概要説明動画

本資料は2025年5月16日時点の内容です

一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

1. 住宅省エネ2025キャンペーンについて



1. 住宅省エネ2025キャンペーンについて

「住宅省エネ2025キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された**4つの補助事業の総称**です。

■ キャンペーン概要

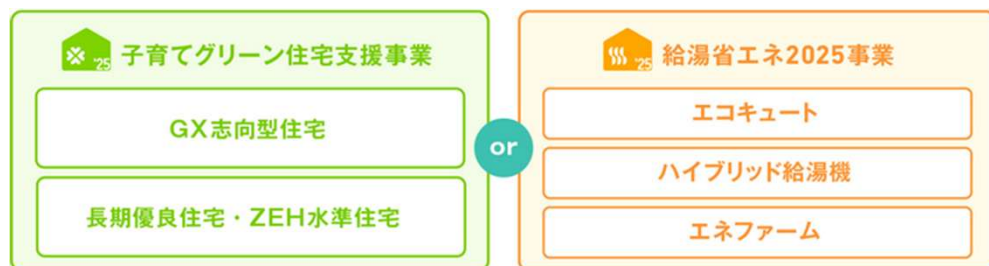
参加補助事業	子育てグリーン住宅支援事業		先進的窓リノベ2025事業
補助対象	新築	リフォーム	
	①GX志向型住宅 ②長期優良住宅 ③ZEH水準住宅	Sタイプ：必須工事3種全てを実施 必須 ① 開口部の断熱改修 ② 躯体の断熱改修 ③ エコ住宅設備の設置	Aタイプ：必須工事のうち、いずれか2種を実施 任意 ④子育て対応改修 ⑤防災性向上改修 ⑥ バリアフリー改修 ⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置 ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入
参加補助事業	給湯省エネ2025事業		賃貸集合給湯省エネ2025事業
補助対象	新築・リフォーム		リフォーム
	① ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ② 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機） ③ 家庭用燃料電池（エネファーム）		エコジョーズ/エコフィール



1. 住宅省エネ2025キャンペーンについて

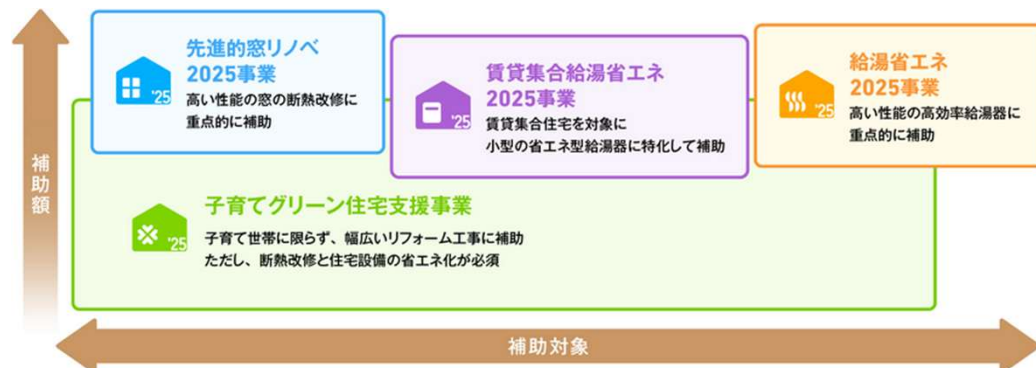
4つの補助事業の補助対象の一部に、同一の補助対象が含まれています。
リフォームに関しては、補助対象が重複しない場合、4つの補助事業を併用することができます。

新築住宅



子育てグリーン住宅支援事業（新築）は住宅全体に補助を行うため、先進的窓リノベ事業、給湯省エネ2025事業との併用はできません。

リフォーム



それぞれの事業との併用について、対象建材・設備の性能等に応じて、補助対象が重複しなければ併用することができます。

2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について

【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

事業の目的：

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、エネルギー価格などの物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯などに対して、「ZEH水準を大きく上回る省エネ住宅」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向けた裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅について、省エネ改修等への支援を行うことを目的とする事業です。

2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

● 補助対象

補助対象事業	対象者
注文住宅の新築 ※1	建築主
新築分譲住宅の購入 ※1※2	購入者
賃貸住宅の新築 ※1※3	建築主かつ賃貸オーナー
リフォーム	工事発注者

※1 令和6年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手した住宅が補助対象です。

※2 宅地建物取引業の免許を有する事業者からの購入に限ります。

※3 所定の入居募集を3カ月以上行っていること
(詳細はキャンペーンサイトを確認)

- ・ 注文住宅の新築および新築分譲住宅の購入で「GX志向型住宅」が追加されました（すべての世帯が対象）。
- ・ 賃貸住宅以外の新築住宅が「長期優良住宅」や「ZEH水準住宅」の場合は、子育て世帯または若者夫婦世帯が取得する場合に限定されます。
- ・ 「GX志向型住宅」の賃貸住宅はすべての世帯が対象で、募集家賃の設定等の要件はありません。
- ・ 「長期優良住宅」や「ZEH水準住宅」の賃貸住宅においては、入居者が子育て世帯または若者夫婦世帯であること、補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を設定すること及び子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合していることが必要です（詳細はキャンペーンサイトを確認）

子育て世帯とは

申請時点において、平成18年4月2日以降※4に出生した子を有する世帯です。

※4 令和7年3月31日までに建築着工するものについては、平成17年4月2日以降

若者夫婦世帯とは

申請時点において夫婦であり、いずれかが昭和59年4月2日以降※5に生まれた世帯です。

※5 令和7年3月31日までに建築着工するものについては、昭和58年4月2日以降



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

● 補助額(補助上限)

・ 注文住宅の新築、賃貸住宅の新築 新築分譲住宅の購入

補助対象住宅	1戸当たりの補助額	古家の除却※1を伴う場合の補助額の加算額
GX志向型住宅	160万円	なし
長期優良住宅	80万円 ※ 2	20万円/戸 ※ 3
ZEH水準住宅	40万円 ※ 2	

※1 新築住宅の建築主またはその親族（賃貸住宅の場合、建築主かつ賃貸オーナーまたはその親族（建築主が個人である場合に限る））が、所有する住宅の解体工事を発注し、**2024年11月22日から完了報告期日までに解体工事が完了するもの**に限ります。また、注文住宅および分譲住宅の場合、古家と新築する住宅の所在地が同じである必要はありません。ただし、賃貸住宅の場合、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限ります。

※2 賃貸住宅において、補助対象は要件を満たす賃貸住戸の50%（半数）です。（事務の合理化のため、申請手続きにおいては、長期優良住宅の場合40万円/戸、ZEH水準住宅の場合20万円/戸として取り扱います。）

※3 賃貸住宅において建替前後が共同住宅である場合、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算を受けることができます。

・ リフォーム

実施する補助対象工事のうち必須工事 3 種全て実施すると 6 0 万円、必須工事を 2 種実施する場合 4 0 万円が上限となります。

● 登録事業者

補助対象者に代わって手続き等を行う「グリーン住宅支援事業者」が、住宅省エネポータルにより予め事務局に登録※する必要があります。

※ 交付申請または交付申請の予約までに事業者登録が必要です。

● 補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法
	② 現金で支払う方法

※ 注文住宅の新築と新築分譲住宅の購入の場合は最終支払いの一部に充当して還元

2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

● GX志向型住宅に申請するためには

GX志向型住宅の建築事業者が、国が推進するGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みに対する協力表明を行う必要があります。この協力表明は、下表のとおり、工事請負契約を締結し、GX志向型住宅の新築工事を行う建築事業者（赤字の★）が行います。

補助対象事業		消費者 (共同事業者)	グリーン住宅 支援事業者 (補助事業者)	その他事業者	GXへの協力 表明方法
注文住宅の新築		建築主	工事請負契約 建築事業者(★)	—	〔方法A〕
新築分譲 住宅の購入	一般	購入者	不動産売買契約 販売事業者 工事請負契約 建築事業者(★)	—	〔方法B〕
	自社建築・販売	購入者	不動産売買契約 建築事業者(★)	—	〔方法A〕
賃貸住宅の新築		賃貸 オーナー	工事請負契約 建築事業者(★)	—	〔方法A〕

注：分離発注により住宅を建築する場合、構造耐力上主要な部分（基礎を除く）の工事を行う事業者で最も請負金額が高い事業者が、他の事業者を代表して、交付申請等の手続きを行います。（建築する住宅がGX志向型住宅である場合は、GXへの協力表明を含む）

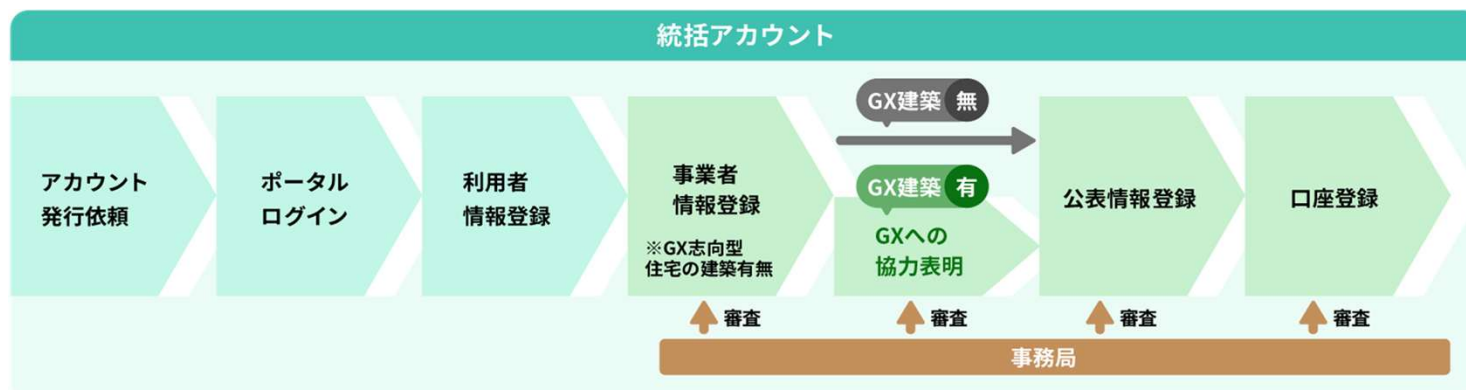


2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

● GXへの協力表明方法

GXへの協力への表明は住宅省エネポータル上で行いますが、方法は2つあります。文書や様式等については別途キャンペーンサイトをご確認ください。

方法A：住宅省エネポータルの統括アカウントの利用者が、事業者登録の際に協力表明



方法B：住宅省エネポータルのGXへの協力表明専用アカウント（GXアカウント）の発行を受け、専用アカウントで住宅省エネポータルにログインし、協力表明



※本アカウントでは、交付申請は出来ません

2-1. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入／リフォーム】

● GXへの協力表明内容（必須項目）

以下のアからエが必須の表明内容です。表明は紙面ではなく住宅省エネポータル上で行います。最新の内容は別途キャンペーンサイトでご確認ください。

ア 以下の(1)または(2)の取組の実施

- (1) GXリーグへの参画
- (2) 温室効果ガス排出削減に向けた取り組み（事業者の規模によってチェック項目が異なります）

イ 2024年度の新築供給戸数に応じた、ZEH水準住宅の普及への取り組み

- (1) 100件以上：2025年度のZEH水準住宅を5割以上 等
- (2) 100件未満：2030年に向けてZEH水準住宅の割合を増加

ウ 温室効果ガス排出削減に資する製品等におけるコスト競争力の向上や国内企業の海外進出等につなげる取り組み

- (1) 2024年度の新築供給数5,000件以上：海外への進出計画
- (2) 2024年度の新築供給数5,000件未満：海外への進出計画または省エネ性能の高い製品等の積極的な採用

エ 働き方改革の推進等、必要な人材の確保に向けた取組

【表明書見本のダウンロードサイト】

https://kosodate-green.mlit.go.jp/assets/doc/gx-participation_mihon.pdf



(別添)

事業者登録に当たっての表明書

（〇〇株式会社）は、GX推進戦略において掲げられている以下からⅣの「国による投資促進策の基本原則」を理解し、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（脱炭素志向型住宅の導入支援事業）における事業者の登録に伴い、以下のアからエの必須事項並びにオ及びカの任意事項のうち、チェックした項目について表明する。

Ⅰ. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること

Ⅱ. 産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさと、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、当該優先順位の高いものから支援すること

Ⅲ. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること

Ⅳ. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの（資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資も含む。）を対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること

ア 以下の(1)または(2)の取組を実施します。

又 ☐ (1) GXリーグへの参画

は ☒ (2) 以下の取組

☐ 多排出者 ^{※1} （中小企業 ^{※2} を除く）の場合	☒ 多排出者 ^{※1} 以外の者及び中小企業 ^{※2} の場合
☐ ①から③のすべてを満たす。	☒ ④を満たす。
① 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope1・2に関する削減目標を設定・公表、かつ進捗状況を毎年報告・公表	④ 温室効果ガスの排出削減のための以下の取組 ^{※3} を実施 ※少なくとも1以上の項目にチェックを入れてください。
② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達または未達理由を報告・公表	☐ 自社の二酸化炭素排出削減目標の策定（2050年又はそれ以前の実質ゼロを基本とし、可能であれば中間的な目標を設定）
③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進	☒ 自社の省エネ/再エネ目標の策定
	☒ 設備更新時の省エネ設備の選択による省CO ₂ 化
	☒ 再エネの導入（グリーン電力の購入含む）による省CO ₂ 化
	☐ サプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の把握などの取組
	☐ 物流部門における積載率向上・共同配送などの取組
	☐ 自社建築物のZEB化の推進
	☐ 自社建築物への木材（CLTなど）の利用推進

※1 多排出者＝地球温暖化対策推進法に基づき算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO₂排出量が100万t以上の者
※2 中小企業＝中小企業基本法に基づき認定された中小企業に相当する者
※3 自社の二酸化炭素排出削減目標の策定（2050年又はそれ以前の実質ゼロを基本とし、可能であれば中間的な目標を設定）

2-2. 子育てグリーン住宅支援事業について

【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

2-2. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 対象となる新築住宅

以下の①②③のいずれか、かつ④～⑪を満たす住宅が対象になります。賃貸住宅の場合はさらに⑫（子育て世帯等に配慮した安全性・防犯性を高めるための技術基準に適合している賃貸住宅の場合は加えて⑬）も満たす必要があります。

① 証明書等により、GX志向型住宅に該当することが確認できる

戸建住宅：住宅の立地に応じた①～④のすべてに該当する住宅

省エネ性能	一般 (右記以外)	寒冷地※ 1 または 低日射地域※ 2	多雪地域※ 3 または 都市部狭小地等※ 4
① 断熱等性能等級 ※ 5	等級6以上	等級6以上	等級6以上
② 再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率	35%以上	35%以上	35%以上
③ 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率	100%以上	75%以上	(要件なし)
④ 高度エネルギーマネジメントの導入	※ 6	※ 6	※ 6

※1 本事業の「寒冷地」とは、省エネ基準における地域区分において、1地域または2地域に該当する地域をいいます。

※2 本事業の「低日射地域」とは、省エネ基準における年間の日射地域区分において、A1またはA2に該当する地域をいいます。

※3 本事業の「多雪地域」とは、建築基準法施行令第八十六条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域をいいます。

※4 本事業の「都市部狭小地等」とは、a)～c)のいずれかに該当し、敷地面積が85㎡未満の敷地である地域をいいます。（住宅が平屋の場合を除く）

a)第一種または第二種低層住居専用地域

b)第一種または第二種中高層住居専用地域

c)条例により北側斜線規制が定められている地域

※5 外皮平均熱貫流率及び冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。

※6 ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置すること。
詳細はキャンペーンサイトで確認

2-2. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 対象となる新築住宅

① 証明書等により、GX志向型住宅に該当することが確認できる

共同住宅：建物の住宅用途部分が占める階数に応じた①～④のすべてに該当する住宅

省エネ性能	住宅用途部分が占める階数※1		
	3以下	4・5	6以上
① 断熱等性能等級 ※2※3	等級6以上	等級6以上	等級6以上
② 再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率 ※3	35%以上	35%以上	35%以上
③ 再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率 ※4	75%以上	50%以上	(要件なし)
④ 高度エネルギーマネジメントの導入	※5	※5	※5

※1 住宅用途部分が過半を占める階の数で判定します。

※2 外皮平均熱貫流率及び冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。

※3 住戸についてのBELS評価書で確認します。

※4 住棟における省エネ性能を参照します。住棟についてのBELS評価書の提出も必要になります。

※5 「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」として、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品を設置すること。詳細はキャンペーンサイトを確認



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-2. 子育てグリーン住宅支援事業について【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 対象となる新築住宅（続き）

② 長期優良住宅：各性能を有することが確認できること

長期優良住宅とは

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁（都道府県、市町村等）にて認定を受けたもののうち、①断熱等性能等級5以上 ②一次エネルギー消費量等級が等級6以上のいずれにも該当する住宅

③ ZEH住宅：各性能を有することが確認できること

ZEH住宅とは

外皮性能が断熱等性能等級5以上であることおよび再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率が20%以上であること

④ 所有者（建築主・購入者）自らが居住する（賃貸住宅は除く）

「居住」は、住民票で確認できる住所。

⑤ 住戸の床面積が50㎡以上240㎡以下である

「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認します。（壁芯算定）

⑥ 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地するもの

⑦ 建築基準法第39条に基づく、災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域または地滑り防止区域と重複する区域に限る)外に立地するもの

⑧ 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの



2-2. 子育てグリーン住宅支援事業【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 対象となる新築住宅（続き）

⑨ 「市街化調整区域であって、『土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域』もしくは『水防法に基づく浸水想定区域』外

※水防法に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう

⑩ 未完成又は完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認します。新築分譲住宅の場合は、売買契約締結時点で1年以内であること

⑪ 2026年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること

基礎工事より後の工程の工事出来高が、補助額以上※であることを確認します。

※共同住宅の場合は、最も高い補助額に総住戸数(申請しない住戸数も含む)を乗じた金額以上

⑫ 賃貸住宅では建築主が賃貸の用に供することを目的に新築している

賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅で建築工事届の利用関係が貸家であるもの。

⑬ 所定の入居募集を行っていること（賃貸住宅の新築の場合のみ）

3ヶ月以上の入居募集（交付決定（予約の承認）から完了報告の承認までの期間、本キャンペーンサイト上で公表されること）を行うこと。長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合、「子育て等優遇家賃」の設定および子育て世帯または若者夫婦世帯に限定した入居募集に限る。

⑭ 子育て世帯に配慮した措置を行ったものであること（賃貸住宅の新築で長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合のみ）

子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、以下①～④に掲げる観点に基づく措置を行ったものであること ①住居内での事故の防止 ②子どもの様子の見守り③不審者の侵入防止 ④災害への備え



2-2. 子育てグリーン住宅支援事業【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■対象となる期間

●工事請負契約日の期間もしくは不動産売買契約の期間

契約期間は問いません。ただし、工事請負契約は、建築着工までに締結、不動産売買契約は、原則、交付申請前に締結されている必要があります。

●「基礎工事より後の工程の工事」への着手

2024年11月22日以降（工事請負契約後に行われる工事であること）

一般的に基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等を開始するものが対象となります。

●一定以上の出来高の工事完了

2026年1月31日まで※基礎工事より後の工程の工事における、補助額以上の工事完了をいいます。

■手続き期間

●交付申請の予約

申請タイプに応じて段階的に受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも2025年11月14日まで）

受付開始日：新築注文住宅 5月14日、新築分譲住宅 5月30日、新築賃貸住宅 6月30日

●交付申請期間

申請タイプに応じて、段階的に受付開始～予算上限に達するまで（遅くとも2025年12月31日まで）

受付開始日：新築注文住宅 5月14日、新築分譲住宅 5月30日、新築賃貸住宅 6月30日

締切は予算の執行状況に応じて公表します。交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2025年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。



2-2. 子育てグリーン住宅支援事業【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 完了報告期間（賃貸住宅の新築で賃貸借契約が未締結の場合を除く）

交付決定以降、補助対象の建物に応じた下表の期間まで

- 戸建住宅 : 交付決定 ～ 2026年7月31日
- 共同住宅等（階数10以下） : 交付決定 ～ 2027年4月30日
- 共同住宅等（階数11以上） : 交付決定 ～ 2028年2月29日

■ 完了報告期間（賃貸住宅の新築で賃貸借契約が未締結の場合）

交付決定以降、補助対象の建物に応じた下表の期間まで

- 戸建住宅 : **2026年6月1日**～2026年7月31日
- 共同住宅等（階数10以下） : **2027年3月1日**～2027年4月30日
- 共同住宅等（階数11以上） : **2028年1月1日**～2028年2月29日

2-2. 子育てグリーン住宅支援事業【注文住宅・賃貸住宅の新築／新築分譲住宅の購入】

■ 新築住宅の補助金の予算上限額の設定について

受付開始を段階的に行うことを勘案し、下表のとおり、申請期間を区分し、期間ごとの予算上限額を設定しています。

なお、後述の子育てグリーン住宅支援事業のリフォームについては、申請期間ごとの予算上限額の設定は行いません。リフォーム全体予算の上限額（400億円）に達するまで、いつでも交付申請が可能です。

交付申請期間	第Ⅰ期 (5/14～5/31)	第Ⅱ期 (6/1～6/30)	第Ⅲ期 (7/1～12/31※1)
長期優良住宅・ZEH水準住宅 (合計：1,600億円)	上限額 300億円	上限額 300億円	上限額 1,000億円
GX志向型住宅 (合計：500億円)	上限額 150億円	上限額 150億円	上限額 200億円
受付対象の申請タイプ	注文、(分譲※2)	注文、分譲、(賃貸※2)	注文、分譲、賃貸

※1 第Ⅲ期は、予算上限に達するまで（遅くとも2025年12月31日まで。予約の場合は2025年11月14日まで）

※2 新築分譲住宅の購入は2025年5月30日、賃貸住宅の新築は2025年6月30日から交付申請が可能です。

補足事項

第Ⅰ期・第Ⅱ期において、交付申請の合計額が各期の予算上限額に達した場合、一度受付を停止し、それぞれ次の期から受付を再開します。

第Ⅰ期・第Ⅱ期において、交付申請の合計額が、各期の予算上限額に達しなかった場合、残予算は翌期へ持ち越されます。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について 【 リフォーム（戸別/一括） 】

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 対象となる方

以下の①②を満たす方が対象になります。

① グリーン住宅支援事業者と工事請負契約等を締結し、リフォーム工事をする方

「グリーン住宅支援事業者」とは、工事発注者に代わり、交付申請等の手続きを代行し、交付を受けた補助金を工事発注者に還元する者として、予め本事業に登録をした工事施工業者です。※ 工事請負契約等が結ばれていない工事は対象となりません。

② リフォームする住宅の所有者等であること

住宅の所有者等

- ・住宅を所有し、居住する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 買取再販事業者も対象となります。ただし、別の工事施工者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限りです。

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 対象となるリフォーム工事

以下の①～⑥に該当するリフォーム工事等※1※2を対象とします。

ただし、④～⑥については、①～③の2項目以上の工事と同時に行う場合のみ補助の対象となります。

また、申請する補助額の合計が5万円未満の工事は補助の対象になりません。

なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。

A) 必須工事 以下の2項目またはすべて ※3

- ① 開口部の断熱改修
- ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③ エコ住宅設備の設置

B) Aと同時にを行う場合のみ補助対象

- ④子育て対応改修
- ⑤防災性向上改修
- ⑥バリアフリー改修
- ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

A + Bの補助額が合計5万円以上で補助対象

※1 対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

※2 人の居住の用に供することを目的とすることが確認できない建物、居室、区画等に行う工事を除きます。

※3 本事業において①の工事を申請しない場合でも、「先進的窓リノベ2025事業」の交付決定を受けている時は、①の工事を行ったものとして取り扱います。
また、本事業において③の工事を申請しない場合でも、「給湯省エネ2025事業」または「賃貸集合給湯省エネ2025事業」の交付決定を受けている時は、③の工事を行ったものとして取り扱いますが、いずれも本事業の①～⑧の補助額の合計が5万円以上である必要があります。



2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 対象とならないリフォーム工事例

以下に該当するリフォーム工事は補助の対象になりません。

- × ドアの一部およびドアに付随する欄間に取り付けられたガラスを交換する工事
- × 店舗併用住宅等の住宅以外の部分の工事
(例：店舗部分に設置するトイレ、事務所に設置するエアコン等)
- × 外皮以外の部分(外気に面しない間仕切壁)の窓やガラス、ドアの工事
- × 太陽光発電設備の設置工事
- × 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)の設置工事
- × リース設備の設置工事
- × 中古品を用いた工事
- × 住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を補助事業者に依頼する工事
(いわゆる部材の施主支給や材工分離工事)

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 補助額・補助上限

- ① **補助額** 対象工事内容ごとの補助額の合計
- ② **複数回行うリフォーム工事** 同一住宅に複数回のリフォーム工事を行う場合、補助上限額の範囲内で申請を行うことができます。
ただし、申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。
- ③ **補助額** 1戸あたりの補助上限は以下の通りとなります。

Sタイプ	必須工事①～③すべてを実施	上限60万円／戸
Aタイプ	必須工事①～③のうち、いずれか2つを実施	上限40万円／戸

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 対象工事内容ごとの補助額

開口部の断熱改修の補助額

補助の対象となる工事は「**ガラス交換**」「**内窓設置**」「**外窓交換**」「**ドア交換**」の4つの工事です。

大きさの 区分	ガラス交換※1		内窓設置※2		外窓交換		ドア交換	
	面積※3	1枚あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額	面積※4	1箇所あたりの 補助額
大	1.4m ² 以上	14,000円	2.8m ² 以上	17,000円	2.8m ² 以上	34,000円	開戸：1.8m ² 以上 引戸：3.0m ² 以上	49,000円
中	0.8m ² 以上 1.4m ² 未満	10,000円	1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	13,500円	1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	27,000円	-	-
小	0.1m ² 以上 0.8m ² 未満	4,000円	0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	11,000円	0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	22,000円	開戸：1.0m ² 以上 1.8m ² 未満 引戸：1.0m ² 以上 3.0m ² 未満	43,000円

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 ガラスの寸法とする。

※4 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。



2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

躯体の断熱改修の補助額

本事業の事務局に登録された型番の製品（ZEH水準レベル以上）を使用した工事のみを対象とします。

外壁、屋根・天井または床（基礎断熱）の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を利用する断熱改修を対象とします。

改修後の外壁、屋根・天井又は床の施工部分ごとに、最低使用量以上の断熱材を使用する改修について、下表に示す補助額とします。

		断熱材最低使用量（単位：m3（立米））				一戸当り補助額
施工部分	熱伝導率 （単位：W/m・K）	0.052～0.035の断熱材		0.034以下の断熱材		
	住宅種別	戸建	共同（集合）	戸建	共同（集合）	
外壁		11	3.1	7	1.9	169,000円
	部分断熱の場合	5.5	1.6	3.5	1	84,000円
屋根 天井		12	8	8	5.7	60,000円
	部分断熱の場合	6	4	4	2.9	30,000円
床		6	5	3	2.3	105,000円
	（基礎断熱の場合）	1.8	0.75	0.9	0.345	
	部分断熱の場合	3	2.5	1.5	1.2	52,000円
	（基礎断熱の場合）	0.9	0.375	0.45	0.18	

具体的な断熱材の種類については、キャンペーンサイトでご確認ください。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

エコ住宅設備の補助額

エコ住宅設備の種類	補助額
太陽熱利用システム	30,000円/戸
高断熱浴槽	32,000円/戸
高効率給湯器※	30,000円/戸
蓄電池	64,000円/戸

エコ住宅設備の種類		補助額
節水型トイレ	掃除しやすいトイレ	23,000円/台
	上記以外	21,000円/台
節湯水栓		6,000円/台

※ 対象となる給湯器は「エコキュート」「エコジョーズ」「エコフィール」「ハイブリッド給湯機」の4つです。

高効率給湯器の性能により、「給湯省エネ2025事業」もしくは「賃貸集合給湯省エネ2025事業」において、より高い補助を受けられる場合があります。



2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

子育て対応改修の補助額

① 家事負担軽減に資する住宅設備

エコ住宅 設備の種類	ビルトイン 食器洗機	掃除しやすい レンジフード	ビルトイン自動 調理対応コンロ	浴室乾燥機	宅配ボックス	
補助額	25,000円/戸	13,000円/戸※1	15,000円/戸※1	23,000円/戸	住戸専用 の場合※2	共用 の場合
					11,000円/戸	11,000円/ ボックス※3

※1 「キッチンセットの交換を伴う対面化改修」で補助金が交付される場合、本項目は補助の対象となりません。

※2 共同住宅においては、単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限りです。

※3 例えば、1つの宅配ボックスに4つのボックスが設置されている場合は44,000円となります。

② 防犯性の向上に資する開口部の改修

大きさの区分	外窓交換		ドア交換	
	面積※1	1箇所あたりの補助額	面積※1	1箇所あたりの補助額
大	2.8m ² 以上	37,000円	開戸：1.8m ² 以上 引戸：3.0m ² 以上	53,000円
中	1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	26,000円	-	-
小	0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	22,000円	開戸：1.0m ² 以上1.8m ² 未満 引戸：1.0m ² 以上3.0m ² 未満	38,000円

※1 外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

子育て対応改修の補助額（続き）

③ 生活騒音への配慮に資する開口部の改修

大きさ の区分	ガラス交換※1		内窓設置		外窓交換		ドア交換	
	面積※2	1枚あたりの補助額	面積※3	1箇所あたりの補助額	面積※3	1箇所あたりの補助額	面積※3	1箇所あたりの補助額
大	1.4㎡以上	11,000円	2.8㎡以上	12,500円	2.8㎡以上	25,000円	開戸：1.8㎡以上	36,000円
							引戸：3.0㎡以上	
中	0.8㎡以上	8,000円	1.6㎡以上	10,000円	1.6㎡以上	20,000円	-	-
	1.4㎡未満		2.8㎡未満		2.8㎡未満			
小	0.1㎡以上	3,000円	0.2㎡以上	8,500円	0.2㎡以上	17,000円	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	32,000円
	0.8㎡未満		1.6㎡未満		1.6㎡未満		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	

※1 ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象外とする。

※2 ガラスの寸法とする。

※3 内窓もしくは外窓のサッシ枠または開戸もしくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

④ キッチンセットの交換を伴う対面化改修

対象工事の種類	補助額
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	91,000円/戸

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

防災性向上改修の補助額

大きさの区分	ガラス交換※1		外窓交換	
	面積※2	1箇所あたりの補助額	面積※3	1箇所あたりの補助額
大	1.4m ² 以上	18,000円	2.8m ² 以上	41,000円
中	0.8m ² 以上 1.4m ² 未満	12,000円	1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	27,000円
小	0.1m ² 以上 0.8m ² 未満	7,000円	0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	16,000円

※1ガラス交換は、箇所数ではなく、交換するガラスの枚数を乗じて算出。ドアに付くガラスのみ交換の改修は対象になりません。

※2 ガラスの寸法とする。

※3 外窓のサッシ枠の枠外寸法とする。

バリアフリー改修の補助額

対象工事	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張	衝撃緩和畳の設置
補助額	6,000円/戸	7,000円/戸	28,000円/戸	21,000円/戸

空気清浄機能・換気機能付きエアコンの補助額

エアコンの冷房能力	3.6kW 以上	2.2kW超～3.6kW未満	2.2kW 以下
補助額	27,000円/台	24,000円/台	20,000円/台



2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

リフォーム瑕疵保険等の補助額

住宅瑕疵担保責任保険法人	対象となる瑕疵保険	補助額
● 株式会社住宅あんしん保証 ● 株式会社ハウスジーマン ● ハウスプラス住宅保証株式会社 ● 住宅保証機構株式会社 ● 株式会社日本住宅保証検査機構	● リフォーム瑕疵保険 ● 大規模修繕工事瑕疵保険	7,000円/契約

2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

■ 対象となる期間

● 工事請負契約日の期間

契約日は問いません。着工までに締結された工事請負契約が対象となります。

● 着工日の期間

2024年11月22日～交付申請まで（遅くとも2025年12月31日）

■ 手続き期間（リフォーム（戸別）※1） ※1 リフォーム（一括）は2025年5月30日から受付

● 交付申請の予約

2025年3月31日 ※2 ～予算上限に達するまで（遅くとも2025年11月14日まで）

※2 添付書類の登録は2025年4月14日から

● 交付申請期間

2025年3月31日 ※2 ～予算上限に達するまで（遅くとも2025年12月31日まで）

※2 添付書類の登録は2025年4月14日から

● ワンストップ申請

2025年4月28日から受付開始

締切は予算の執行状況に応じて公表します。
交付申請の予約を行っている場合、当該予約期限または2025年12月31日のいずれか早い日まで交付申請が可能です。

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

事業の目的：

既存住宅の早期の省エネ化を図り、エネルギー費用負担の軽減及び住まいの快適性の向上と、2030年度の家庭部門からのCO2排出量66%削減、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に貢献するとともに、先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減を促進することで関連産業の競争力強化・経済成長を実現し、くらし関連分野のGXを加速させることを目的とする事業です。

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

● 補助対象

住宅に行う開口部（窓）の断熱性能を向上する事業

● 登録事業者

補助対象者に代わり交付申請等の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された者

補助対象事業	補助対象者	契約	登録する事業者 (補助事業者)
開口部（窓）の 断熱改修（リフォーム）	工事発注者	工事請負契約	施工業者 (工事請負業者)

● 補助額(補助上限)

住宅の建て方、設置する窓の性能と大きさ、設置方法に応じて定額

（1戸あたり5万円から最大200万円まで）

同一住宅に複数回のリフォーム工事を行う場合も、補助上限額の範囲内で申請を行うことができます。
ただし、それぞれの申請ごとにすべての補助要件を満たす必要があります。

● 補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金に充当する方法
	② 現金で支払う方法



2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

■ 対象となる方

以下の①②を満たす方が対象になります。

① 窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をする事

「窓リノベ事業者」とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録された施工業者等をいいます。

※ **工事請負契約等が結ばれていない工事は対象になりません。**

※ 窓リノベ事業者は、住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

② 窓のリフォーム工事をする住宅の所有者等であること

住宅の所有者等

- ・ 住宅を所有する個人またはその家族
- ・ 住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・ 賃借人
- ・ 集合住宅等の管理組合・管理組合法人

※ **買取再販事業者も対象となります。ただし、別の施工業者にリフォーム工事を発注する（工事請負契約がある）場合に限ります。**

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

■ 補助対象となる住宅

※住宅とは

本事業において住宅とは、人の居住の用に供する家屋をいいます。

※以下に該当する建物や居室の窓（ガラス）・ドアは、原則、補助対象となりません

- ①不動産登記や固定資産の課税において、住宅以外の用途に分類される
- ②（①が住宅であっても）現に住宅以外の用途に使用している（店舗や施設等）

以下の①に行うリフォーム工事を対象とし、②により補助対象になる製品や補助額が異なります。

① 既存住宅である

既存住宅とは

リフォーム工事の工事請負契約日時点において、**建築から1年が経過した住宅または過去に人が居住した住宅**(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。

※ 本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。

② 所在階を問わず、建て方による下表の分類とする

戸建住宅		1つの住戸を有する建物（店舗併用を含む）
集合住宅	2つ以上の住戸を有する建物（二世帯住宅、マンション、長屋を含む）	
	低層集合住宅	地上3階以下の集合住宅
	中高層集合住宅	地上4階以上の集合住宅



2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

■ 対象となる工事

以下①②を満たし、③に該当しない工事が、補助対象事業となります。

① 対象製品を用いた下表に該当するリフォーム

「対象製品」とは、メーカーが登録を申請し、事務局が一定の性能を満たすことを確認した製品です。

メーカーから、製品の性能やサイズが記載された「性能証明書」が発行されます。

工事内容	ガラス交換		既存窓のガラスのみを取り外し、既存サッシをそのまま利用して、複層ガラス等に交換する工事 ※障子枠（ガラス＋フレーム）のみを交換し、枠を交換しない、または新たに設置しない場合にも、ガラス交換として取扱います。
	内窓設置		既存窓の内側に新たに内窓を新設する、または既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換する工事 ※ 外皮部分に位置する既存外窓（ドア）の開口面から屋内側へ50cm以内に平行に設置するものに限りです。
	外窓交換	カバー工法	既存窓のガラスを取り外し、既存窓枠の上から新たな窓枠を覆い被せて取り付け、複層ガラス等に交換する工事
		はつり工法	既存窓のガラスおよび窓枠を取り外し、新たな窓枠を取り付け、複層ガラス等に交換する工事
	ドア交換	カバー工法	既存ドアについて枠を残して取り除き、既存枠の上から新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事
		はつり工法	既存ドアを枠ごと取り外し、新たな枠を取り付け、ドアを交換する工事

※ ドア（ドアに対する内窓を含む）交換については、**他の窓の工事と同一の契約**であり、**同時に申請する場合のみ**、本事業の補助対象となります。

※ 外気に接する住宅の開口部に設置する工事に限ります。

※ 対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

■ 対象となる工事（続き）

② 補助額が5万円以上である

補助額は、工事の内容、住宅の建て方、対象製品の性能とサイズにより異なります。

※複数の窓の工事を行い、本事業と子育てグリーン住宅支援事業に分けて申請する場合でも、**本事業単独**で申請する補助額が**5万円以上**とします。
（両事業の補助額を合算できません）

※同一開口部に複数の対象製品を設置しても、1つの製品に限り補助金の対象となり、補助額に算入することができます。

③ 補助の対象にならないリフォーム工事例

- × 補助事業に要する経費が補助額に満たない工事
- × 外気に面していない窓（ガラス）およびドアの交換工事（玄関が内廊下に面している集合住宅のドア交換等）
- × ドア板の一部を構成するガラスを交換する工事
- × ドア（ドアに対する内窓を含む）交換のみを補助対象とする工事
- × ドア（ドアに対する内窓を含む）交換において、窓と同一の契約でない工事
- × 住宅以外の用途である建物・居室・区画に行う工事
- × 住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を住宅事業者へ依頼する工事（いわゆる施主支給や材工分離による工事）
- × リース設備の設置工事や中古品を用いた工事
- × 従前より省エネ性能が下がる窓（ガラス）・ドアを設置する工事
- × メーカーが保証しない方法により取り付けられた工事（はつり工法専用製品をカバー工法により設置する等）
- × 既存の外窓1つに対して3つ以上の内窓を新たに付ける工事

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

6. 性能と補助額について（ガラス交換・内窓設置）

※住宅の建て方の違いによる補助額の違いはありません。

性能区分	ガラス交換		
	大 (L) 1.4m ² 以上	中 (M) 0.8m ² 以上 1.4m ² 未満	小 (S) 0.1m ² 以上 0.8m ² 未満
SS (Uw = 1.1以下)	55,000円	34,000円	11,000円
S (Uw = 1.5以下)	36,000円	24,000円	7,000円
A (Uw = 1.9以下)	30,000円	19,000円	5,000円

性能区分	内窓設置		
	大 (L) 2.8m ² 以上	中 (M) 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小 (S) 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満
SS (Uw = 1.1以下)	106,000円	72,000円	46,000円
S (Uw = 1.5以下)	65,000円	44,000円	28,000円
A (Uw = 1.9以下)	26,000円	18,000円	12,000円



2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

6.性能と補助額について（外窓交換）

※住宅の建て方の違いにより補助額が違います。

性能区分	外窓交換（カバー工法）					
	戸建住宅・低層集合住宅			中高層集合住宅		
	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満
SS（Uw＝1.1以下）	220,000円	163,000円	109,000円	266,000円	181,000円	112,000円
S（Uw＝1.5以下）	149,000円	110,000円	74,000円	180,000円	122,000円	75,000円
A（Uw＝1.9以下）	117,000円	87,000円	58,000円	148,000円	101,000円	62,000円

性能区分	外窓交換（はつり工法）					
	戸建住宅・低層集合住宅			中高層集合住宅		
	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 0.2m ² 以上 1.6m ² 未満
SS（Uw＝1.1以下）	183,000円	136,000円	91,000円	266,000円	181,000円	112,000円
S（Uw＝1.5以下）	118,000円	87,000円	59,000円	180,000円	122,000円	75,000円
A（Uw＝1.9以下）	92,000円	69,000円	46,000円	148,000円	101,000円	62,000円



2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

6. 性能と補助額について（ドア交換）

※住宅の建て方の違いにより補助額が違います。

性能区分	ドア交換（カバー工法）					
	戸建住宅・低層集合住宅			中高層集合住宅		
	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 1.0m ² 以上 1.6m ² 未満	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 1.0m ² 以上 1.6m ² 未満
SS（Uw＝1.1以下）	220,000円	163,000円	109,000円	266,000円	181,000円	112,000円
S（Uw＝1.5以下）	149,000円	110,000円	74,000円	180,000円	122,000円	75,000円
A（Uw＝1.9以下）	117,000円	87,000円	58,000円	148,000円	101,000円	62,000円

性能区分	ドア交換（はつり工法）					
	戸建住宅・低層集合住宅			中高層集合住宅		
	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 1.0m ² 以上 1.6m ² 未満	大（L） 2.8m ² 以上	中（M） 1.6m ² 以上 2.8m ² 未満	小（S） 1.0m ² 以上 1.6m ² 未満
SS（Uw＝1.1以下）	183,000円	136,000円	91,000円	266,000円	181,000円	112,000円
S（Uw＝1.5以下）	118,000円	87,000円	59,000円	180,000円	122,000円	75,000円
A（Uw＝1.9以下）	92,000円	69,000円	46,000円	148,000円	101,000円	62,000円

2-4. 先進的窓リノベ2025事業について

■ 対象となる期間

● 契約期間

工事着手日以前

● 工事着手の期間

2024年11月22日 ～ 遅くとも2025年12月31日まで

工事着手とは？

締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手することをいいます。
(補助対象である窓の工事に限定しません)

※ 工事請負契約以前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

※ 締切は、予算上限に応じて公表します。なお、交付申請は工事の完了後に提出することができます。

■ 手続き期間（申請（戸別）※1）※1 申請（一括）は5月30日開始です。

● 交付申請の予約

2025年3月31日 ※2 ～ **予算上限に達するまで**（遅くとも2025年11月14日まで）

※2 添付書類の登録は2025年4月14日から

● 交付申請期間

2025年3月31日 ※2 ～ **予算上限に達するまで**（遅くとも2025年12月31日まで）

※2 添付書類の登録は2025年4月14日から

● ワンストップ申請

2025年4月28日から受付開始



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-5. 給湯省エネ2025事業について

事業の目的：

家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

2-5. 給湯省エネ2025事業について

●補助額(補助上限)

①～③の補助額の合計を補助（②または③を満たさない場合は、①のみの補助となります。）

① 基本額：導入する高効率給湯器に応じて定額を補助。

② 性能加算額：さらに高い性能要件（A～C）を満たす場合は、その性能に応じた補助額を加算。

性能要件（加算要件）

A要件：昼間の余剰再エネ電気を活用でき、インターネットに接続可能な機種

B要件：補助要件下限の機種に比べて、5%以上CO₂排気量が少ない機種、またはおひさまエコキュート

C要件：ネットワークに接続可能な機種で停電が予想される場合に、稼働を停止しない機能を有する機種

設置する給湯機	①補助額 (基本額)	加算要件	②性能加算額		補助上限（1住戸あたり）
			いずれか	両方	
ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	6万円／台	A	+ 4万円／台	+ 7万円／台	戸建住宅：いずれか2台まで 共同住宅等：いずれか1台まで
		B	+ 6万円／台		
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 （ハイブリッド給湯機）	8万円／台	A	+ 5万円／台	+ 7万円／台	
		B	+ 5万円／台		
家庭用燃料電池（エネファーム）	16万円／台	C	+ 4万円／台		



2-5. 給湯省エネ2025事業について

●補助額(補助上限) (続き)

③ ①の給湯器の設置に合わせて、以下の撤去工事を行う場合、その工事に応じた定額を補助

工事の内容	補助額 (加算額)	補助上限
蓄熱暖房機の撤去	8万円／台	2台まで
電気温水器の撤去	4万円／台	①で補助を受ける台数まで

※ 本加算措置は、予算額32億円を目途に実施し、予算額に達し次第、終了を予定しています。

※ リフォーム工事で、高効率給湯器の設置に伴い2024年11月22日以降に撤去するものに限り（子育てグリーン住宅支援事業において高効率給湯器の補助を受ける場合、撤去による加算は受けられません）。また、高効率給湯器の設置の交付申請時にあわせて申請する必要があります。

※ エコキュートの撤去は加算対象となりませんので、ご注意ください。

※ 蓄熱暖房機等の撤去により、ご契約の電気料金メニューが変更となる可能性があります。詳しくは、ご契約の電力事業者にお問い合わせください。

●補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金に充当する方法
	② 現金で支払う方法

※リース利用の場合は、一定期間リース料金と相殺することを含みます。

2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる方（購入・工事タイプ）

以下の①②③を満たす方が、補助対象となります。

① 対象機器を設置する住宅の所有者等である

住宅の所有者等

- ・住宅を所有する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。

② 給湯省エネ事業者※1と契約※2を締結し、以下（ア）～（エ）のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入する

（ア）新築注文住宅に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約】

（イ）対象機器が設置された新築分譲住宅（戸建または共同住宅等）を購入する方法【不動産売買契約】

（ウ）リフォーム時に、対象機器を購入し、設置する方法【工事請負契約※3】

（エ）既存給湯器から対象機器への交換設置を条件とする既存住宅※4（戸建または共同住宅等）を、購入する方法【不動産売買契約】

※1 給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれも【 】内の契約書の提出が必要になります。

※3 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

※4 未使用の対象機器製品を設置するだけでは補助対象になりません。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる方（購入・工事タイプ） つづき

«対象機器を導入する補助対象者（共同事業者）が個人である場合»

③ 共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法により、Ｊークレジット制度に参加することへの意思を表明していること※1

(a) 事務局が指定するＪークレジット事業実施団体に入会予定※2

(b) 地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み※3※4

※1 一括申請ではＪークレジット制度への参加表明を求めません。

※2 (a)を選択した場合、Ｊークレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。なお、事務局が指定するＪークレジット事業実施団体は「Ｊーグリーン・リンケージ倶楽部」になります。

※3 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。

こちらの場合のご自身での加入手続きをお願いいたします。（該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください。）

※4 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただきプログラムの申告が必要です。

Ｊークレジット制度の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://japancredit.go.jp/>



2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる方（リース利用タイプ）

以下の①②③を満たす方が、補助対象となります。

① 対象機器を設置する住宅の所有者等である

住宅の所有者等

- ・住宅を所有する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※ 住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。

② 給湯省エネ事業者※1とリース契約※2を締結し、以下ア～エのいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入するリース利用者

- ア. 新築注文住宅に、建築主が対象機器をリースにより設置する方法
- イ. 建築中の分譲住宅（戸建）に対して、住宅購入者が対象機器をリースにより設置する方法
- ウ. 建築中の分譲住宅（共同住宅等）に対して、管理組合等が対象機器をリース※3により設置する方法
- エ. 既存住宅（戸建または共同住宅等）のリフォーム時に、住宅所有者等が対象機器をリースにより設置する方法※4

※1 給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれもリース契約書（賃貸借契約書）の提出が必要になります。

※3 分譲事業者のリース契約（2024年11月22日以降の契約に限る）を管理組合が承継する場合を含む。（リース契約の当事者でない住宅購入者が戸ごとに補助を受けることはできません）

※4 リースにより未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる方（リース利用タイプ） つづき

«対象機器を導入する補助対象者（共同事業者）が個人である場合»

③ 共同事業実施規約において、以下のいずれかの方法により、Ｊークレジット制度に参加することへの意思を表明していること※1

(a) 事務局が指定するＪークレジット事業実施団体に入会予定※2

(b) 地方公共団体・民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済み※3※4

※1 一括申請ではＪークレジット制度への参加表明を求めません。

※2 (a)を選択した場合、Ｊークレジット事業実施団体への入会手続きは事務局が行います。なお、事務局が指定するＪークレジット事業実施団体は「Ｊーグリーン・リンケージ倶楽部」になります。

※3 (b)を選択した場合、入会予定または入会済みであるプログラム名の申告が必要です。

こちらの場合のご自身での加入手続きをお願いいたします。（該当するプログラムがない場合は(a)を選択してください。）

※4 別事業であるZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されているまたは見込みである場合も、(b)を選択いただきプログラムの申告が必要です。

Ｊークレジット制度の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://japancredit.go.jp/>



2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる住宅

補助対象住宅は新築住宅と既存住宅の両方です。なお、いずれも戸建、共同住宅等の別を問いません。

新築住宅	1年以内に建築された住宅で、かつ居住実績がない住宅をいいます。 ※ 本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。
既存住宅	建築から1年が経過した住宅、または過去に人が居住した住宅をいいます。 ※ 未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

■ 補助対象となるリース（リース利用タイプのみ）

6年以上のリース期間が設定されているもの

給湯器の法定耐用年数は6年間です。

当該期間が経過する前に利用を終了することを前提とするリース契約は、本事業の補助の対象になりません。

- ※ 途中解除が可能であるリース契約も補助対象としますが、6年を経過する前にリース契約を解除した場合、財産処分の手続き（補助金の返還等を含む）が必要になる場合があります。
- ※ 自社割賦（分割販売）、レンタルは補助対象になりません。
- ※ いわゆる包括または個別クレジットの利用は、本事業の「リース利用」に該当しません。
「購入・工事タイプ」により申請を行ってください。（工事施工者が給湯省エネ事業者として、交付申請等の手続きを代行します）



2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 対象となる機器

以下①を満たし事務局が補助対象製品として登録したもので、②に該当しない製品が補助対象機器です。

① 一定の性能を満たす高効率給湯器である。

ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	ヒートポンプの原理を用い、夜間電力や太陽光で発電した電力を有効に利用して冷媒の圧縮・膨張サイクルによりお湯を作り、貯湯タンクに蓄えて必要なときにお湯が使えます。
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型 給湯機 (ハイブリッド給湯機)	ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。 ふたつの熱源を効率的に用いることで、エコキュートより高効率な給湯が可能になります。
家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率を得られます。また、発電の際に発生する排熱を回収し、給湯器としての役割も果たします。

※ リフォームにおいては、対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

② 補助の対象にならない機器例

- × 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器
- × 店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
- × 倉庫、店舗等(住宅以外の用途)に設置する機器
- × 従前より省エネ性能が下がる機器
- × 補助事業に要する経費が補助額に満たない工事
- × リフォーム工事の発注者が対象機器を購入し、その取付を給湯省エネ事業者に依頼する工事
(いわゆる施主支給や材工分離による工事)
- × 自社が保有する住宅に自社で行うリフォーム工事や、いわゆるDIY (自ら行うリフォーム工事)

2-5. 給湯省エネ2025事業について

■ 対象となる期間

● 契約期間

工事着手日以前

● 着工日の期間

2024年11月22日 ～ 遅くとも2025年12月31日まで

着工日の 定義	購入・工事タイプ	① 新築注文住宅は、住宅の建築着工日 ② 新築分譲住宅は、住宅の引渡日 ③ リフォームは、対象機器（1台目）の設置工事の着手日 ※リフォームの場合、契約に含まれる対象機器以外の工事開始日が2024年11月21日以前でも問題ありません。 ④ 既存住宅の購入は、住宅の引渡日
	リース利用タイプ	① 新築注文住宅および新築分譲住宅の購入は、住宅の引渡日 ② リフォームは、対象機器（1台目）の設置工事の着手日

■ 手続き期間（リフォーム（戸別） ※ 1リフォーム（一括）の申請は5月30日開始です。

● 交付申請の予約

2025年3月31日 ※ 2 ～ 予算上限に達するまで（遅くとも2025年11月14日まで）

※ 2 添付書類の登録は4月14日開始

● 交付申請期間

2025年3月31日 ※ 2 ～ 予算上限に達するまで（遅くとも2025年12月31日まで）

※ 2 添付書類の登録は4月14日開始

● リフォーム（戸別）ワンストップ申請の受付開始

2025年4月28日開始



2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

事業の目的：

家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことによりその普及拡大を図り「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

● 補助対象

対象となる既存賃貸集合住宅の1棟あたり賃貸住戸2戸以上について、従来型給湯器を、補助対象である小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ/エコフィール）に交換する事業（リースの利用を含む）

● 補助額(補助上限)

導入する小型の省エネ型給湯器に応じた定額を上限の範囲内で台数を乗じた金額を補助

※補助対象となる給湯器は、機器ごとにそれぞれ性能要件を満たしたものに限りです。

設置する給湯機	追い焚き機能	補助額		補助上限
エコジョーズ	なし	5万円／台 ※ 1	※1共用廊下を横断してドレン排水ガイドを敷設した場合は8万円/台 ※2浴室へのドレン水排水工事（三方弁工事、三本管（二重管含む）の場合は10万円/台	1住戸1台まで
	あり	7万円／台 ※ 2		
エコフィール	なし	5万円／台 ※ 1		
	あり	7万円／台 ※ 2		

※ 1 補足

人の通行の妨げにならないように、共用廊下を横断して、ドレン排水ガイドを敷設した場合に限りです。

（人の通行がない場所への敷設や共用廊下を横断しない敷設、ベランダに敷設した場合は加算対象となりません）

各自治体の方針等により、ドレン排水処理の取扱いが異なります。自治体等の取扱いに則って適切な工事を行うようにしてください。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

●申請区分と登録事業者

原則、以下の申請区分に応じたそれぞれの補助事業者※が、交付申請等の手続きを行う

申請区分	契約	補助事業者※
リフォーム工事	工事請負契約	施工業者（工事請負業者）
リース利用	リース契約	リース事業者

※ 予め、賃貸集合給湯省エネ事業者として登録を受ける必要があります。

●補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。

いずれか	① 補助事業に係る契約代金に充当する方法
	② 現金で支払う方法※

※ リース利用の場合は、一定期間リース料金と相殺することを含みます。

2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる方

以下の①～③を満たす方が、補助対象となります。

① 賃貸集合住宅の所有者等である

賃貸集合住宅の

所有者等

・賃貸集合住宅のオーナー

・賃貸集合住宅のオーナーから管理委託を受けている管理人等

※ 賃貸集合住宅の所有者であっても、販売目的で賃貸集合住宅を所有する買取再販事業者は対象になりません。

※ 賃貸集合住宅の内、一部（賃貸住戸を2戸以上）を所有する場合（区分所有者）も含まれます。

② 賃貸集合給湯省エネ事業者※1と以下①②のいずれかの契約※2を締結する

① リフォーム工事により補助対象機器に交換する方法【工事請負契約※3】

② リースにより補助対象機器に交換する方法【リース（賃貸借）契約※4】

※1 賃貸集合給湯省エネ事業者は、住宅省エネ2025キャンペーンの住宅省エネ支援事業者に登録し、本事業に参加を申告することで登録されます。

※2 いずれも【 】内の契約書の提出が必要になります。

※3 建設業法が定める工事請負契約に相当する内容を含む契約であれば、発注書・請書、売買契約でも構いません。

※4 いわゆる転リースも含まれます。

③ 既存賃貸集合住宅の1棟あたり賃貸住戸1戸以上の住戸について、従来型給湯器を、補助対象である小型の省エネ型給湯器に交換する



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

■ 補助対象となる住宅

以下の①を満たし②に該当しない住宅が、補助対象となります。

① 既存賃貸集合住宅である

既存賃貸集合住宅※1	賃貸住戸とは ① 人の居住の用に供するために賃貸借契約※2を締結し、貸し出される住宅 対象となる既存賃貸集合住宅とは ① 1棟に2戸以上の賃貸住戸※3を有する建物 ② 建築から1年以上が経過しているまたは、いずれかの住戸で人が居住した実績がある建物
-------------------	---

※1 提出する不動産登記において、建物の用途が集合住宅でない場合、原則、補助対象になりません。

※2 住宅であっても、事業用に貸し出される場合は補助対象になりません。

※3 賃貸借契約を締結しない、オーナーや親族が居住する住戸を含みません。

② 補助対象とならない建物例

- × 新築住宅、戸建住宅
- × 交付申請時点で住宅に区分されない建物（倉庫等）
- × 特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの施設
- × 民泊施設（住宅宿泊事業法による住宅宿泊事業としての届出または国家戦略特別区域法の特区分民泊の認定を受けて運営するもの）
- × 専ら旅館業法の許可により運営する施設（ウィークリーマンションを含む）



2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

■ 対象となる機器

以下①を満たし、②に該当しない製品が補助対象機器です。

① 一定の性能を満たす高効率給湯器である。

潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	給湯単能機	モード熱効率が90%以上のもの
	ふろ給湯器	モード熱効率が90%以上のもの
	給湯暖房機	給湯部熱効率が95%以上のもの
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	油焚き温水ボイラー	連続給湯効率が95%以上のもの
	石油給湯機 (直圧式)	モード熱効率が91%以上のもの
	石油給湯機 (貯湯式)	モード熱効率が80%以上のもの

※ 対象製品のメーカーが自社で施工する場合も対象になります。

② 補助の対象にならない機器例

交換前の給湯器

× 従来型給湯器に該当しない機器 (エコジョーズ、エコキュート、電気温水器等)

交換後の給湯器

- × 中古品、またはメーカーの保証の対象外である機器
- × 交換前の給湯器が有するすべての機能を有していない機器 (機能とは、給湯、追焚、暖房、オート/フルオートをいいます)
- × 交換前の給湯器より能力 (号数) が小さい機器
- × 店舗併用住宅等に設置するもので、専ら店舗等で利用する機器
- × 賃貸集合住宅の所有者等が自ら購入した機器 (いわゆる施主支給や材工分離による工事)
- × 売価等が補助額を下回る工事

2-6. 賃貸集合給湯省エネ2025事業について

■ 対象となる期間

- 契約期間

着工日以前

- 着工期間

2024年11月22日 ～ 遅くとも2025年12月31日まで

着工日
補助対象給湯器（1台目）の設置工事に着手した日

※ 工事請負契約、リース契約以前に工事に着手した場合、補助対象になりません。

※ 締切は、予算上限に応じて公表します。なお、交付申請は工事の完了後に提出することができます。

■ 手続き期間（ワンストップ申請は一括申請のみとなり、5月30日受付開始です。）

- 交付申請の予約

2025年3月31日 ※ ～予算上限に達するまで（遅くとも2025年11月14日まで）

※ 添付書類の登録は4月14日開始

- 交付申請期間

2025年3月31日 ※ ～予算上限に達するまで（遅くとも2025年12月31日まで）

※ 添付書類の登録は4月14日開始



3. 申請手続きと注意点

**(注) 以降の資料はすべての申請パターンやすべての注意事項を網羅するものではありません。
本資料は代表的な申請パターンに限定していますので、詳細は各事業のホームページの
申請手続きの詳細および交付申請の手引きをご確認ください。**

申請にあたっては、各事業の「制度ホームページ」および「交付申請の手引き」等、最新の情報をご確認いただくようお願いします。

	各事業の制度ホームページURL	
 子育てグリーン住宅 支援事業	https://kosodate-green.mlit.go.jp/	
 先進的窓リノベ 2025事業	https://window-renovation2025.env.go.jp/	
 給湯省エネ 2025事業	https://kyutou-shoene2025.meti.go.jp/	
 賃貸集合給湯省エネ 2025事業	https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/	

3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録

【4事業共通】

3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【4事業共通】

「住宅省エネ2024キャンペーン」で事業者登録が済んでいる場合

- ✓ 「住宅省エネ2024キャンペーン」に参加されていた事業者の方につきましては、2025年2月20日までに統括アカウントよりポータルにログインし、「継続参加を希望する」旨申告していれば住宅省エネ2025キャンペーンの統括アカウントが発行され、住宅省エネ2024キャンペーンにおける登録情報の一部が引き継がれます。

新たに事業者登録をする場合

- ✓ まず、**登録時に必ず「統括アカウント」の発行依頼を行ってください。**
- ✓ 統括アカウントとは、参加登録（事業者登録）を行った事業者が、各営業担当者の行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウントです。
（統括アカウントは1事業者1アカウントのみ。複数の支店・営業所がある場合でも1事業者の扱いです）。
- ✓ 以下①②の手続きを順に行うことで、各事業の事業者登録を行うことができます。
 - ① **本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」に登録を申請します。**
必要書類：登録申請書（要押印）、印鑑証明および法人登記
 - ② **本キャンペーンの「住宅省エネポータル」（以下ポータル）から、希望する事業に対して参加を申告（書類提出は不要）**
申告により登録された事業の登録申請日は、①の登録申請日と同日として取り扱います。

【注意】

- ◆ この支援事業は、**交付申請・交付申請の予約までに事業者登録が必要です。**
- ◆ 国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。



3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【4事業共通】

アカウント発行依頼の画面イメージ

アカウント発行依頼専用ページ

<https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/entry>

※ 添付資料のアップロードがあるのでスマホやタブレットでは申請できません。

PCでの申請をお願いします。

下スクロール

統合
アカウント

住宅省エネ支援事業者登録用 アカウント発行依頼

グリーン住宅支援事業者

空リノベ事業者

給湯省エネ事業者

賃貸集合給湯省エネ事業者

住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加される事業者の方へ

「住宅省エネ2024キャンペーン」から継続して参加する事業者の統合アカウントは、2025年3月10日午前中から順次、登録メールアドレスに対して自動発行されています。メールに記載されているユーザーIDにて、住宅省エネポータルへログインしてください。

※こちらの画面にて、新たにアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください。

※なお、担当者アカウントについては、2025年3月中旬以降に改めて発行依頼を行う必要があります。統合アカウントとは異なり、自動発行はされません。

入力画面

STEP1

STEP2

STEP3

STEP4

情報の入力

入力内容の確認

メール認証確認

発行依頼完了

以下のすべての項目を入力してください。

あなたの氏名

必須

姓

田中

名

太郎

メールアドレス

必須

メールアドレスを入力してください

事務局からのメールが、迷惑メールとして取り扱われる事象が報告されています。除外リストに以下のドメインを追加頂けますよう、お願い致します。

- @jutaku-shoene2025.jp
- @kosodate-green.jp
- @window-renovation2025.jp
- @kyutou-shoene2025.jp
- @chintai-shoene2025.jp

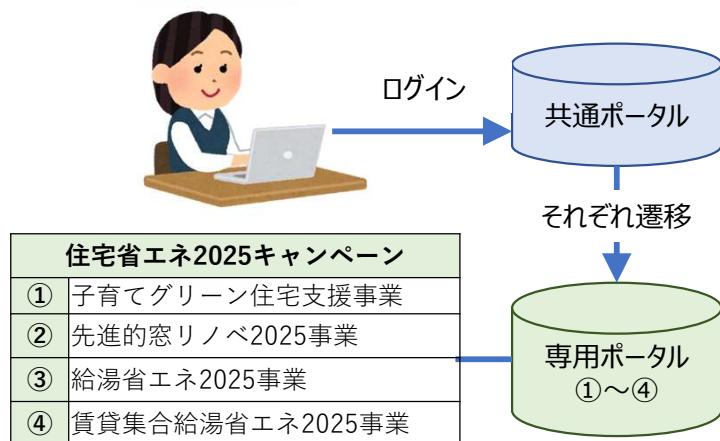
※ 住宅省エネ支援事業者として事業者登録し、4つの補助事業へ参加をすると、今後、各事業の事務局のメールアドレスより通知が届きます。

※ 事務局からのメールの到着に、一定の時間を要する場合があります。

住宅省エネポータル利用規約およびプライバシーポリシー各種への同意

3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【4事業共通】

ポータル構成



機能のイメージ	
共通ポータル	■各専用ポータルへの入口 ■事業共通情報の登録・管理 (利用者情報、事業者口座等) ■GXに対する協力表明 ■全事業の情報管理 (お知らせ、交付申請の進捗等) ■ワンストップ申請 (担当者アカウントのみ)
専用ポータル	■各構成事業の事務局とのチャンネル ■共通ポータルで登録した情報の受皿 (利用者情報、交付申請) ■各構成事業に特化した情報管理 (お知らせ、交付申請の作成等)

各アカウントの種類と機能

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	
統括アカウント	本キャンペーンの参加登録（事業者登録）を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得、利用してください。 （1事業者1アカウントのみ）	
担当者アカウント	消費者と契約し、交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。 （アカウント数に制限はありません）	
機能	統括アカウント	担当者アカウント
事業者登録	登録可 登録申請書（要押印） 印鑑証明書等を提出	×
各事業への参加申告	登録可 （書類等は不要）	× （統括アカウントの参加事業を利用）
公表情報	登録可 （公表を希望する場合）	×
交付申請（予約）	アカウントの連携が必要	
（完了報告）	× （各担当者アカウントの進捗は管理可）	登録可 （複数登録可）
登録事業者の振込口座	登録可 （支店単位等複数登録可）	× （統括アカウントが登録した口座を選択）
入金管理	全ての交付申請で可 （口座毎に経理担当者を設定可。 設定した場合、毎月振込通知を送付）	自身が担当している交付申請のみ可

3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【4事業共通】

GXアカウントについて

GX志向型住宅における「新築分譲住宅の購入」のうち、販売する事業者と建築工事を行う事業者が異なる場合、補助事業者ではない建築事業者が協力表明を行う必要があります。

住宅省エネ2025キャンペーンのホームページから、住宅省エネポータル GXへの協力表明専用アカウント(GXアカウント)の発行を受け、専用アカウントで住宅省エネポータルにログインし、当該表明を行うことができます。(本アカウントでは、交付申請はできません)

目的と利用者のイメージ	
GX アカウント	GX志向型の分譲住宅を建設するゼネコンや下請業者で、いずれの事業にも自ら交付申請を行わない事業者がGX に対する協力表明を行うために使用するアカウント(1 事業者 1 アカウントのみ) ※本キャンペーンの各構成事業の交付申請を行うことはできません。

3-1. 住宅省エネ支援事業者の登録【4事業共通】

アカウントの連携

- ✓ **担当者アカウントは、自身で発行依頼を行う必要があります。自動発行はされません。**
- ✓ **担当者アカウントにて、交付申請の登録を行うためには、統括アカウントとの連携作業（アカウント連携）が必要です。**
- ✓ アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される『登録事業者番号』と『連携用パスコード』を、担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

管理者（本社等）

統括アカウント取得時

共通ポータルで登録事業者番号、
連携用パスコードを**取得**



担当者（支店等）

担当者アカウント取得時

共通ポータルで登録事業者番号、
連携用パスコードを**入力**



登録事業者番号と連携用パス
コードを外部に漏洩しない方法
で担当者に伝達

3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請） 【リフォームのみ】

3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請）【リフォームのみ】

ワンストップ申請とは

各構成事業への申請は基本的に、各構成事業の事務局に行いますが、「**住宅省エネ2025キャンペーン**」では、**ワンストップ**での交付申請手続きも可能です。

ワンストップ申請の手続きでは、実施した対象工事を一度の入力で、より高い補助を受けられる構成事業へ振り分け、交付申請を行うことができます。

各々の設備がどちらの事業で補助を受けられるかがわからない場合、ワンストップ申請を利用すると便利です。

ワンストップ申請の対象は「1つの工事請負契約に基づくリフォーム工事」に限ります。

《ワンストップ申請のイメージ》



3-2. 複数の事業にまたがる申請（ワンストップ申請）【リフォームのみ】

ワンストップ申請の注意と制限

- ◆ 事業者登録時に参加を申告した構成事業のみ利用可能です。
- ◆ 提出書類は、各構成事業ごとに定められた書類の添付が必要です。
- ◆ ワンストップ申請の提出以降の手続き(審査・不備等の連絡・交付決定・振込)は、構成事業ごとに行います。
(交付申請の予約をワンストップ申請で提出した場合、予約後の交付申請は、構成事業ごとに行う必要があります)
- ◆ 分離発注や複数受注による工事について、原則、ワンストップ申請を利用することはできません。
(給湯省エネ2025事業における加算対象となる撤去工事を除く)
- ◆ 交付申請の提出後、不備等の訂正過程で申請内容が変わった場合、「最も補助額が高い組み合わせ」ではない場合があります。
- ◆ 子育てグリーン住宅支援事業と併せて必須工事の1つとして他の構成事業を併用する場合、必須工事としての取り扱いを確認するため、子育てグリーン住宅支援事業の交付決定は、併せて申請される他の構成事業の交付決定後となります。
- ◆ 先進的窓リノベ2025事業の一括申請における「仮予約」を行う場合は、ワンストップ申請を利用することはできません。
- ◆ 賃貸集合給湯省エネ2025事業を含んだワンストップ申請はリフォーム(一括)のみ可能です。



3-3. 交付申請の予約（任意）

【4事業共通】

3-3. 交付申請の予約（任意） 【4事業共通】

交付申請の予約

- ✓ 補助金の交付が見込まれる新築住宅の建築工事やリフォーム工事に着手した場合、交付申請の予約を行うことができます。
- ✓ 交付申請の予約を行った場合、**予約の有効期限内は、事務局が審査し、承認した補助額が予算として確保**されます。
- ✓ 交付申請の予約は**工事着手後、必要書類が揃い次第可能**です。
※子育てグリーン住宅支援事業の新築住宅は、建築着工前でも予約に必要な書類が揃い次第可能です。
- ✓ なお、交付申請の予約は**任意の手続き**です（自動で予約はされません）。
- ✓ 予約を省略して交付申請することもできます。

【補足】

① 交付申請の予約締め切り

予算上限に達するまで

（遅くとも2025年11月14日まで）

※交付申請の予約は、担当者アカウントから専用ポータル上で入力

② 予約の有効期間

交付申請の予約は、**以下 a) b) のうち、いずれか早い日付まで**です。
有効期間を超過した予約は、交付申請ステータスによらず失効します
（事前通知は行いません）。

a) 交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後

例：5月1日に提出した場合、8月2日0時に失効します。

b) 2025年12月31日

なお、以下の場合は、予約期間を待たずに予約は失効となります。

c) 提出された交付申請の予約を事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した場合

d) 予約承認後、交付申請を提出した場合

* 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。



必要書類をアップロードする際の共通の注意事項

【補足】

アップロードするファイルについての注意事項

- ◆ **1ファイルあたり5MB以下**としてください。(必要に応じて分割してください。)
- ◆ ファイル形式は**JPEG、GIF、PNG、PDFのいずれか**です。
- ◆ **天地が正しく保存されたファイル**を添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります。)
- ◆ **文字が鮮明に読めるファイル**を添付してください。(不鮮明な書類は受理されないことがあります。)
- ◆ **添付タイプごとに保存**してください。 (「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのPDFで保存することは不可)

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【新築注文住宅】

本資料は2025年5月16日時点の内容です

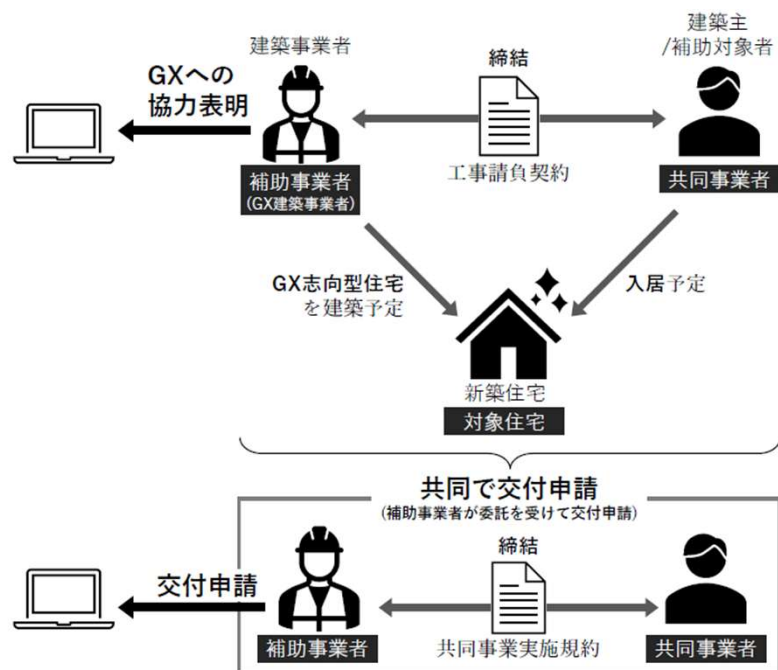
申し訳ありませんが、説明時間の都合上

「新築分譲住宅の購入」「賃貸住宅の新築」は割愛します。

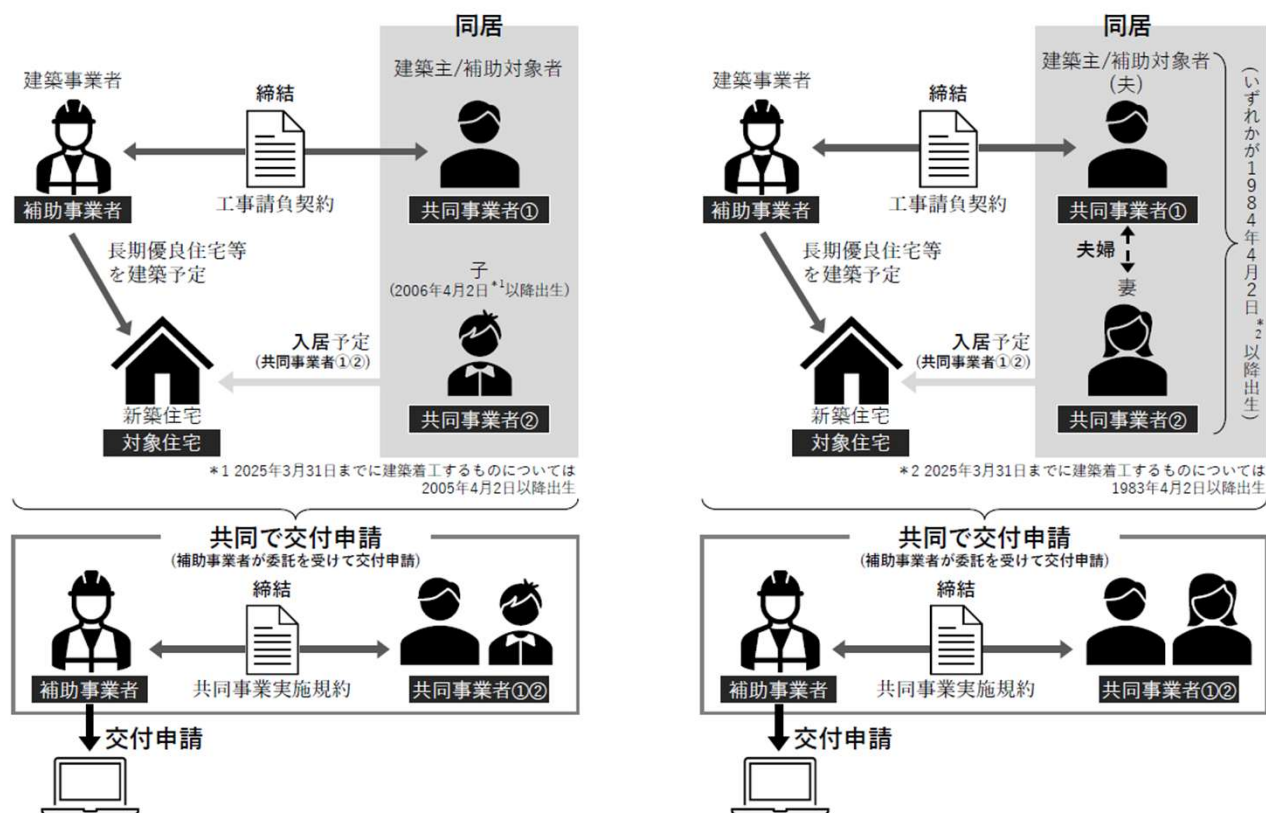
3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

新築住宅の建築事業者(補助事業者)が、共同事業者である新築住宅の建築主（長期優良住宅／ZEH水準住宅の場合は子育て世帯または若者夫婦世帯に限ります）の委託を受けて、補助金の申請及び交付を受けるものです。交付申請のイメージは以下のとおりです。

GX志向型住宅の場合



長期優良住宅／ZEH水準住宅の場合



3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【新築】

申請に必要な書類は以下の通りです

	資料名	スキャン	提出		
			予約あり		予約なし
			予約時	予約後交付申請	交付申請のみ
1	子育てグリーン住宅支援事業共同事業実施規約（新築用）	白黒可	●	－	●
2	工事請負契約書	白黒可	●	－	●
3	建築基準法に基づく「建築確認申請書」	白黒可	●	－	●
4	建築基準法に基づく「確認済証」（※1）	白黒可	●	－	●
5	住宅の性能を証明する住宅証明書等（住戸）	白黒可	●	●	●
6	子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	白黒可	－	●	●
長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合に必須					
7	建築主の本人と家族構成の確認ができる住民票（世帯票）の写し 等	白黒可	●	－	●
GX志向型住宅の場合に必須					
8	建築主の本人確認書類	白黒可	●	－	●
9	導入する高度エネルギーマネジメント対応HEMSコントローラの本体写真※2	白黒可	(完了報告時)		
10	【共同住宅の場合】BELS評価書（住棟）※3	白黒可	●	●	●
建替前住宅等の古家の除却を伴う場合に必須（GX志向型住宅は古家除却の加算はありません）					
11	解体工事の工事請負契約書 ※4	白黒可	●	－	●
12	【建築主と解体工事の発注者が異なる場合】戸籍謄本	白黒可	●	－	●
13	建替前住宅等の古家の建築物除却届（※5）	白黒可	●	－	●
14	建替前住宅等の古家の不動産登記閉鎖事項証明書または滅失の登記完了証（※6）	白黒可	●	－	●

※1 確認申請が不要な地域に住宅を建築する場合、建築工事届。

※2 設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

※3 共同住宅の場合、共同住宅の登録時に提出。

※4 新築の工事請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる書類（見積明細等）の提出が必要です。

※5 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届（すべての面）を提出してください。

※6 交付申請（予約を提出する場合は予約の提出）時に、解体工事が完了しており、当該書類が準備できる場合は提出してください。

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

(1) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

指定
様式

入手 建築事業者(補助事業者)

(1枚目)

子育てグリーン住宅支援事務局 様

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】

子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決めの事項に同意し、本事業を共同で行うことを届け出ます。
本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ事務局に提出するものとします。

(表)交付申請する新築住宅

交付申請する新築住宅	別紙
注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲住宅交付申請用
新築分譲住宅(条件付交付申請に該当)	別紙③ 新築分譲住宅交付申請用
新築住宅	別紙④ 新築賃貸用

① 新築住宅において交付申請する新築住宅の種別が決定していない時点においても、あらかじめ、補助事業者が補助要件に適合する住宅を新築し行う交付申請

締結日	令和 7 年 〇 月 〇 日
【甲】：補助事業者(建築事業者/販売事業者)	【乙】：共同事業者(建築主/購入者)
事業者名 株式会社子育てグリーン住宅	氏名
代表者 子育てグリーン【甲】	注文 太郎【乙】
住所 〒100-XXXX 東京都千代田区〇〇〇〇1丁目2025番1号	住所 〒100-XXXX 東京都港区△△△ 1-1-1

② 本規約を締結する甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は記名押印のうえ、それぞれ事務局に提出するものとします。
③ 本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表者である必要はありません。本規約に署名することが甲であり、甲が本規約に署名する場合、押印は必要とします。乙が購入者である場合は押印は必要です。

【補足】

共同事業実施規約は事務局指定様式です。

「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/document-download/>



(2枚目)

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

④ 申請にあたり両者で確認を行っておく事項
※申請時、申請書に別紙①の内容について記載すること。(※が付けられた項目に記入漏れがある場合、受理されません。)

①補助金の還元方法*	☒ (i) 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☐ (ii) 【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②各費用及び想定される補助金の額 ※記載内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再確認し、完了報告時に提出すること	
a) 契約金額*	50,000,000 円
b) 住宅の省エネ性能と補助金額*	☐ GX 志向型住宅：補助金額 160 万円(古家の除却による加算なし) ☐ 長期優良住宅：補助金額 80 万円(古家の除却に伴う場合 100 万円) ☒ ZEH 水準住宅：補助金額 40 万円(古家の除却に伴う場合 60 万円)
c) 申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料*	☒ 手数料の請求なし 金額()円 ☐ 手数料の請求あり 金額()円
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて*	☒ 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。 ☐ 【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電池システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。
④蓄電池の設置について	☐ 【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電池システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。
⑤乙の親族【丙】の氏名について	フリガナ 注文 花子【丙①】 フリガナ 【丙②】

*1：(i) 住宅金融支援機構として申請する場合
乙自身が資源エネルギー庁に提出する場合、(ii) 乙がその親族の氏名を記入すること。(ii) は記入不要
乙自身が資源エネルギー庁に提出する場合、(ii) 乙がその親族の氏名を記入すること。(ii) は記入不要
乙自身が資源エネルギー庁に提出する場合、(ii) 乙がその親族の氏名を記入すること。(ii) は記入不要

共同実施規約は、以下の項目すべてが満たされている必要があります。

- ① 規約の締結日が記入されていること
- ② i) 建築事業者の住所、事業者名、代表者氏名の記入・押印
(法人は法人印。個人事業主は実印)
ii) 補助事業者【甲】と一致
- ③ i) 建築主の住所、氏名が記入され、押印または自署
ii) 共同事業者【乙】と一致
- ④ i) 補助金の還元方法
ii) 各費用および想定される補助金の額
iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて
- ⑤ «蓄電池を設置する場合»
蓄電池の設置についてチェックが入っていること
- ⑥ «長期優良住宅/ZEH水準住宅の場合»
i) 建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入されていること
ii) 共同事業者【丙】と一致

※共同事業実施規約は、事務局指定様式です。
「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます。
https://kosodate-green.mlit.go.jp/document-download/

令和 7 年 5 月制定

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されていることが必要です

- ## 工事請負契約書のイメージ

[illegible]

下記の場合は条件がありますので、「申請の手引き」を必ずご確認ください。

- ◆ 契約書ではなく「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結
- ◆ 工事請負契約（注文書・注文請書を含む）の電子契約
- ◆ 複数の建築事業者に工事を分割して発注する分離発注

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

(3) 建築確認申請書の入手：予約時または予約のない交付申請時

建築確認申請書は、以下のすべてを満たしている必要があります。

- ❶ 第一面から第六面まで＜すべての面＞が揃っていること
- ❷ 第三面の【1.地名地番】が新築する住宅の所在地と一致すること
- ❸ 第三面の【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】のいずれかにチェックがされていること
- ❹ 第三面の【9.工事種別】が「新築」であること
- ❺ 第三面の【13.建築物の高さ等】の【ロ.階数】が記載されていること
- ❻ 戸建住宅の場合第三面の【11.延べ面積】の【7.住宅の部分】の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
- ❼ 《GX志向型住宅の場合》

共同住宅の場合建物のすべての階において、第五面の【7.用途別床面積】が記載されていること

※ 確認済証同様、建築確認が不要な地域である場合は、建築工事届等を提出してください。

- ・ 都道府県(市区町村)の受領印がある建築基準法に基づく建築工事届
- ・ 都道府県(市区町村)の受領印がない建築基準法に基づく建築工事届および発行印のある
建築工事届証明願

The image shows a sample of a Building Confirmation Application Form (Building Confirmation Application Form) with multiple pages. The form includes sections for applicant information, project details, and a table for floor area breakdown. A large 'Sample' watermark is overlaid on the form.

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【新築】

(4) 建築基準法に基づく確認済証の入手：予約時または予約のない交付申請時

確認済証は、以下のすべてを満たしている必要があります

- ① **建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証**であること
- ② **「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれか**であること
(「寄宿舍」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)
- ③ **「工事種別」が「新築」**であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)
- ④ 「建物の所在地」が**新築する住宅の所在地と一致**すること
- ⑤ 住戸の延べ面積の申請部分が**50㎡以上 240㎡以下**であること

【建築確認が不要な地域の場合】

下記のいずれかを提出してください。

- ・ 都道府県(市区町村)の**受領印がある建築基準法に基づく建築工事届**
- ・ 都道府県(市区町村)の**受領印がない建築基準法に基づく建築工事届および発行印のある建築工事届証明願**

【補足】

■ 確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力担保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合、対象となる場合があります。その場合は建築確認申請書にて対象是非を確認します。

なお、建築確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

■ 確認済証で要件の確認ができない

確認済証の内容は発行機関により異なるため、「工事種別(新築)」「延床面積」の記載がない書類が発行される場合があります。

その際は、建築確認申請書にて「工事種別(新築)」「延床面積」の確認を行います。

また、併用住宅で確認済証から住宅部分の面積が判別できない場合も同様になります。



3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【新築】

（５）住宅の性能を証明する住宅証明書等の入手：予約時または交付申請時

申請タイプや住宅の性能により、以下㉗～㉙のいずれかの書類が必要です。また、予約申請時に受付書の提出も可能です（㉙住宅省エネルギー性能証明書を除く）

申請タイプ	住宅証明書等の書類
GX志向型住宅	㉗ BELS評価書（住棟および住戸 / GX志向型住宅の要件を満たすもの）
長期優良住宅	㉘ 長期優良住宅建築等計画認定通知書 ※予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可
ZEH水準住宅	㉙ BELS評価書 （断熱性能の評価が5以上 かつ エネルギー消費性能『再エネなし 削減率』が20%以上となっているもの）
	設計住宅性能評価書または 建設住宅性能評価書 ㉚（断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの） または 住宅省エネルギー性能証明書
	㉛ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*1 ※予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可
	㉜ 性能向上計画認定通知書*1 ※予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可
	フラット35S適合証明書 および 竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*2 ㉝ または フラット35S設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書(すべての面)*2

*1 戸建住宅に限ります。

*2 金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

(5) 住宅の性能を証明する住宅証明書等の入手(続き)

GX志向型住宅：BEL評価書(共同住宅の場合)

＜BELS評価書(住棟)＞

建築物エネルギー性能の
第三者評価
BELS
建築物エネルギー性能評価制度

住宅(住棟)

物件概要
建物名称：○○○○○マンション
(平敷図：000-0000-00-00000)

所在地：
東京都○○区○○○
地域区分：5地域
構造：鉄筋コンクリート造
階数：地上2階/地下1階
延床面積：1000.08㎡
住戸数：5戸

申請書
氏名又は名称：
株式会社○○○○○
— 代表取締役
代表取締役社長○○○
住所：
東京都○○区○○○

評価概要
評価対象：
住棟
共用部分の評価：
評価する

評価申請1：
●一次エネルギー消費性能
評価等：6段階評価(性能基準)
(平成26年基準)

●断熱性能(外皮性能)
評価等：4段階評価(性能基準)
(平成26年基準)

●ZEH：
000-0000-00-00000(住戸部分)
注1：平成26年基準とは、建築物エネルギー性能評価制度等に関する法律(平成26年法律第10号)に基づき定められています。

評価結果について
本評価書は、国土交通省の定める評価方法に基づき作成されたものであり、申請された建築物の性能を証明するものです。評価結果は、国土交通省の定める評価方法に基づき作成されたものであり、申請された建築物の性能を証明するものです。

エネルギー消費性能
(建築物のエネルギー消費性能の測定方法に基づき算出)

太陽光発電(自家消費)分
★☆☆☆☆

再エネなし 再エネあり(自家消費分) 再エネあり(売電分)

削減率 20% 0.80 削減率 70% 0.30 削減率 125% -0.25

断熱性能
(建築物の断熱性能の測定方法に基づき算出)

6地域に上回る評価の数

再エネ設備
設備あり

評価情報
評価年月日：2024年4月1日 評価機関番号：000-0000-00-00000
評価機関名：○○○○○評価機関
評価員氏名：○○○○○

1/2

2/2

以下のすべてを満たすことを確認してください。

- 1 BELS登録機関が発行した評価書であること
- 2 「物件概要所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること

＜共同住宅の場合＞

- 3 「評価概要評価対象」が「住宅(住戸)」および「住宅(住棟)」であること
- 4 住戸における「エネルギー消費性能再エネなし削減率」が「35%以上」であること
- 5 住戸における「断熱性能」が「6以上」であること
- 6 住棟における「エネルギー消費性能再エネあり(自家消費分+売電分)削減率」が共同住宅の規模に応じて下表のとおりであること

住宅用途部分が占める階数		
3以下	4・5	6以上
75%以上	50%以上	(要件なし)

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

(6) 子育てグリーン住宅支援事業基礎工事完了確認書の作成：交付申請時

子育てグリーン住宅支援事業基礎工事完了確認書は、建築士が証明を行います。以下の①から④のすべてを満たしている必要があります。

- ① 証明を行った建築士の情報に記入漏れがないこと
- ② 対象となる住宅の所在地が記載されていること
- ③ 基礎工事の完了日が記載されていること
- ④ 住宅の立地にチェックがあること

【補足】基礎工事完了確認書は**事務局指定様式**です。キャンペーンサイトの資料ダウンロードページから入手してください

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/new-house/application.html>



子育てグリーン住宅支援事業
(様式 10)

記入見本

子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書

以下の住宅は、子育てグリーン住宅支援事業の交付申請に係る要件の内、基礎の工事が完了したことを確認しました。

証明する建築士の情報

作成日	令和 7 年 〇 月 〇〇 日				
建築士の種別	☐ 一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士	登録を受けた都道府県*1	東京都	登録番号	00000000
フリガナ	ケンヂク タロウ		連絡先*2	03-XXXX-XXXX	
氏名	建築 太郎				

*1 一級建築士の場合は、記入の必要はありません。 *2 日中に連絡が取りやすい電話番号を記入してください。

対象となる住宅と交付申請に係る要件の情報

対象となる住宅の所在地*1	〒200-XXXX 東京都 渋谷区 〇〇町 9-9-9	建物名 (共同住宅の場合)	階数*2	
基礎工事の完了日	令和 7 年 △ 月 △△ 日 ※「作成日」以前であること			
該当する以下の項目すべてにチェックを入れてください。(必ず自治体に確認を行ってください) ☒ ① 「土砂災害特別警戒区域*4」に立地する住宅ではない。 ☒ ② 「災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)*5」に立地する住宅ではない。				

3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

（７）建築主本人と世帯構成が確認できる住民票の写しの入手（長期優良とZEH水準のみ）：予約時または予約のない交付申請時

長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合

住民票（世帯票）の写し 等住民票により、建築主の本人と家族構成を確認します。住民票（世帯票）の写しは、以下のすべてを満たしている必要があります

- ① 世帯内に**建築主（共同事業者【乙】）の「氏名」**があること
- ② 世帯内に「生年月日」が**2006年4月2日以降の子**、または**どちらかの「生年月日」が1984年4月2日以降の夫婦（共同事業者【丙】）**が含まれること
 - ※ 2025年3月31日までに建築着工するものについては、「生年月日」が2005年4月2日以降の子、もしくはどちらかの「生年月日」が1983年4月2日以降の夫婦(共同事業者【丙】)が含まれること
- ③ **2024年11月22日以降に発行**されたものであること

【補足】

- 住民票の記載内容について
市区町村の窓口にて以下の内容で発行を依頼してください。
 - ① **世帯全員分**
 - ② **続柄記載あり**
 - ③ **マイナンバー記載なし（記載があるものは受理できません）**
 - ④ **本籍記載なし**
 ※ 提出する住民票の写しは、個票でも構いません。それぞれの住民票の写しに記載された住所により同居を確認します。
- 交付申請時の同居について
交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になりますが、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。
なお、**交付申請時点で同居していない場合でも、共同で交付申請する子や若者夫婦の住民票についても提出が必要です。**



3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【新築】

(8) 建築主の本人確認書類（GX志向型のみ）：予約時または予約のない交付申請時

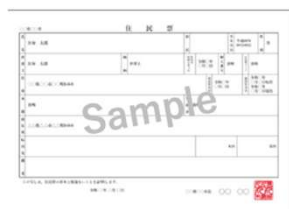
以下1)～5)のいずれかの書類の写しを1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

1) 住民票

- ☐ 個票、世帯票のいずれも可
- ☐ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません。)



2) マイナンバーカード

- ☐ 必ず表面のみ提出
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

- ☐ 運転経歴証明書でも可
- ☐ 国際免許証は除く



4) 在留カード／特別永住者証明書

- ☐ 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期限内のもの

5) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- ☐ 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



3-4. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【新築】

（９）建築主の本人確認書類（GX志向型のみ）：完了報告時

HEMSコントローラについて

GX志向型住宅申請時のHEMSコントローラに関する必要書類は以下の通りです

交付申請時	設置予定の「コントローラ」が掲載されている一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページのURL
完了報告時	対象の新築住宅に設置した「コントローラ」の本体写真

※申請手続きにおいて、コントローラと設備・機器との接続状況の確認は行いません。

※本体写真から、設置された製品が該当するコントローラであることが確認できない場合、別途、銘板写真、保証書、納品書等を追加で求めることがあります。

- 対象住宅（戸建および共同住宅）に「**ECHONET Lite AIF仕様**」に対応する「コントローラ」の設置が必要です。
- 一般社団法人エコネットコンソーシアムのホームページに掲載されている製品が対象**となります。対象製品については以下のエコネットコンソーシアムのサイトで確認してください。

エコネットコンソーシアム ECHONET Lite AIF仕様 コントローラ一覧
https://echonet.jp/product/aif/grid_name_base/controller/コントローラ/



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

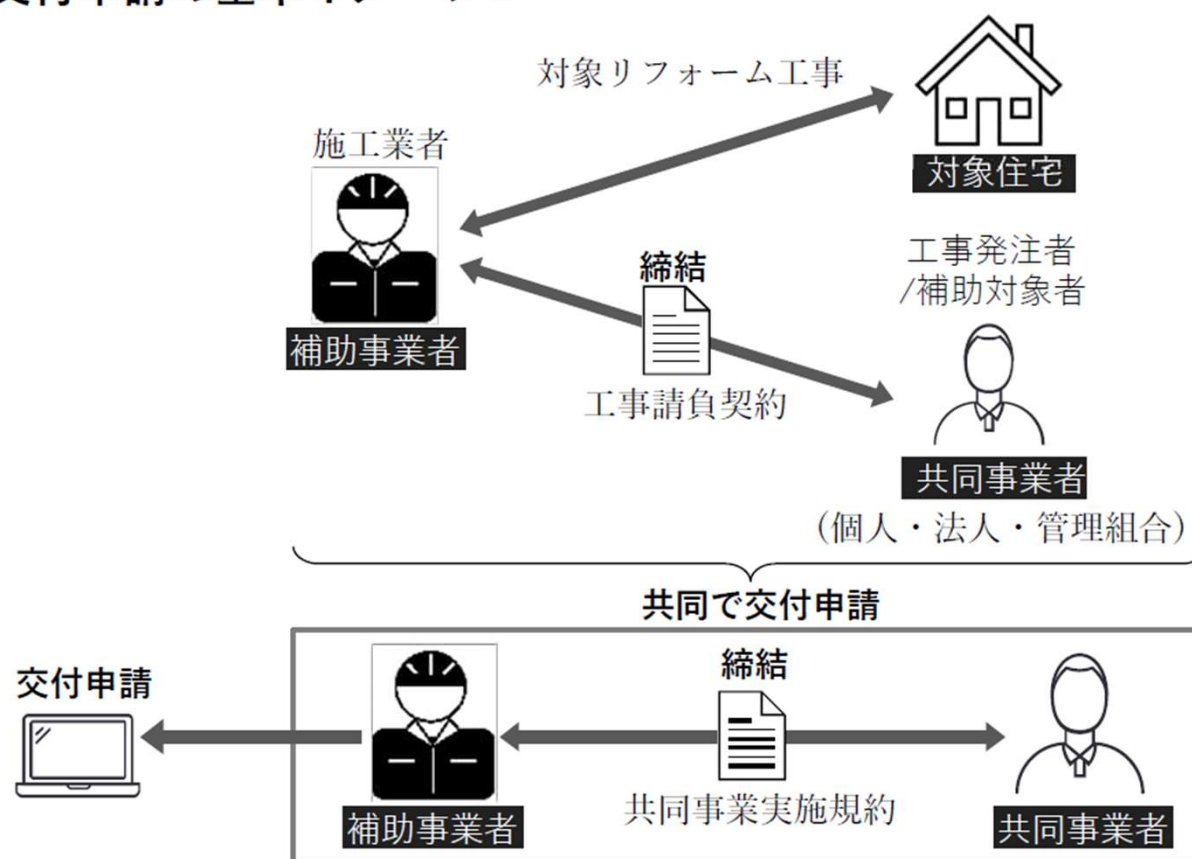
3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【 リフォーム（戸別） 】

2025年5月16日時点の内容です

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

本事業は、**リフォーム工事の施工業者である補助事業者がリフォーム工事を発注する住宅の所有者等(共同事業者)の委託を受けて補助金の申請及び交付を受ける**ものです。リフォームにおける事業のイメージは以下のとおりです。

《リフォーム交付申請の基本イメージ》



3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。
申請はポータル上で画面通りに入力すれば問題ありません。

書類名称	スキャン
子育てグリーン住宅支援事業共同事業実施規約(リフォーム用)	白黒可
工事請負契約書	白黒可
補助対象工事内容に応じた性能を証明する書類等	白黒可
補助対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)	カラー
工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)	白黒可
法人の实在確認ができる書類<工事発注者が法人の場合>	白黒可

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（１）共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時（詳細は別途キャンペーンサイトをご確認ください）

- ✓ 子育てグリーン住宅支援事業は、**対象住宅の工事発注者（共同事業者）への補助金の還元を行う**、子育てグリーン住宅支援事業者である**施工業者（補助事業者）が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行う**こととしています（工事発注者や同居者は申請できません）。
- ✓ 交付申請（予約を含む）にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。

共同実施規約は、「交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項」を含め、以下の項目すべてが満たされていることが必要です。

交付申請にあたり両者で確認を行っておく事項 【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（各事項においていずれかに□がない、又は記入がない場合は受理されません。）	
①補助金の還元方法	☐ 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務（支払）に充当する方法 ☒ 【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②各費用及び想定される補助金の額	
a) 補助金還元前の工事費用 (契約金額(変更契約を含む))	1,200,000 円
b) 想定される補助金の額 ※交付申請後、申請書の記載により増減が生じる可能性があります	250,000 円
c) 申請手続きに伴い 【乙】が【甲】に支払う手数料	☒ 手数料・その他諸費用の請求なし ☐ 手数料の請求あり(補助金が交付された場合に限り) 金額()円 ☐ 手数料の請求あり(補助金が交付されない場合を含む) 金額()円 ※交付申請に必要な書類の取得に要する費用を含めない。 ※手数料を要する場合、これらの費用について、【甲】【乙】に別途説明を行うこと。
【任意】 その他諸費用	手数料以外に【乙】が負担する費用があれば記載すること。（例：振込手数料）
③建築物省エネ法に基づく 省エネ部位ラベルについて ※配布の取り決めが不要で、説明のみを受けた場合も必ずチェック	☒ 【甲】から、省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルの配布について取り決めた（開口部の断熱改修についてリビング・ダイニング以外の「その他の居室」のみの改修を行った等、当該ラベルの発行ができない場合は、配布の取り決めは不要です。） ☐ 【甲】から、省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルの配布について取り決めた（開口部の断熱改修についてリビング・ダイニング以外の「その他の居室」のみの改修を行った等、当該ラベルの発行ができない場合は、配布の取り決めは不要です。）

【補足】共同実施規約は事務局指定様式です
「申請手続きの詳細」ページからダウンロードできます



<https://kosodate-green.mlitt.go.jp/reform/application.html>

① 規約の締結日が記入されていること
※記入漏れ不可

- ② i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印（法人は法人印。個人事業主は実印）されていること。
ii) 補助事業者【甲】と一致すること

締結日 令和 7 年 月 日	
【甲】補助事業者(工事施工者)*1	【乙】共同事業者(工事発注者)*2
事業者名 株式会社子育てグリーン住宅	氏名
代表者 子育て グリーン	注文 太郎
住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2025番1号	住所 〒100-xxxx 東京都港区△△町 1-1-1

- ③ i) 工事発注者の住所、氏名が記入され、押印（または自署による署名）されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（２） 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されている必要があります

- ① 工事請負契約の**原契約**であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、工事着手前**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印**があり、工事発注者が「**共同事業者**」であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印**があり、工事請負者が「**補助事業者**」であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ・ **リフォーム工事であること**
 - ・ **工事代金の記載があること**

【補足】

(一社) リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



工事請負契約書のイメージ

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住宅リフォーム
工 事 請 負 契 約 書

この契約書に付いた添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 住 毎 太 郎 様

住 所 ○○県○○市○○ 0-0-0

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住毎様邸 断熱改修工事

工事場所 ○○県○○市○○ 0-0-0

工 期 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日より 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで

1. 請負金額 金 0,000,000 円 (税込)

2. 工事内訳

工 事 項 目	積 算 (仕様)	小 計
1. 内窓設置	○○○○○○○○○	0,000,000
2. 断熱改修	○○○○○○○○○	0,000,000
3. その他	○○○○○○○○○	0,000,000
4. 解体・廃棄物処理費	○○○○○○○○○	0,000,000
備考欄		
	工事価格 (税抜)	0,000,000
	消 費 税	000,000
	合 計 (税込)	0,000,000

3. 支払方法 前払金 () 金 円 (税込)
部分払 () 金 円 (税込)
竣工払 (工事完了確認後 30 日以内) 金 0,000,000 円 (税込)
金 円 (税込)

請負者(乙) 株式会社 ○○工務店

代表者名 ○○ 建夫

住 所 ○○県○○市○○ 0-0-0 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

* 添付資料：工事時の電気・水道・ガスについては、お預けのものを使用させていただきます。また本工事は見えない部分などの状況により、施工内容、量に工事要領に準拠できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■ この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※ この書類は大切に保管してください。

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

(2) 工事請負契約の締結（続き）

【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

- ◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結
工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

- ◆ 工事請負契約（注文書・注文請書を含む）の**電子契約**
- ◆ 複数の施工業者に工事を分割して発注する**分離発注**

「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

《注文書》

入手 施工業者(補助事業者)

注文者(工事発注者)が施工業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
※注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、記載不要
- ③ 注文者(工事発注者)の署名または記名・押印
- ④ 請負者(施工業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ リフォーム工事を含んだ契約であることが分かる記述
- ⑥ 注文した工事の金額

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

施工業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(工事発注者)の氏名
- ④ 請負者(施工業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることが分かる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

+

必ずセットで提出

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等：交付申請時

対象工事を証明する書類は、工事の内容により提出書類や発行元が異なります。下の表を参照し、正しい書類を準備してください。

工事内容		書類名	発行元
開口部の改修	開口部の断熱改修(断熱等)	㊦性能証明書①	建材メーカー
	防犯性の向上に資する開口部の改修(防犯)		
	生活騒音への配慮に資する開口部の改修(防音)		
	防災性の向上に資する開口部の改修(防災)		
躯体の断熱改修	ボード系・マット系/ 畳床用	㊥納品証明書	施工業者に納品した販売店等
	吹込み・吹付け	㊧施工証明書	工事を実施する吹込み吹付けの施工業者
エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム	①性能証明書②	建材メーカー等
	高断熱浴槽		
	節水型トイレ	㊦納品書の写し	施工業者に納品した販売店等*1
	節湯水栓		
	高効率給湯器	㊧納品書の写し または保証書の写し または銘板ラベル写真	施工業者に納品した販売店等*1 または施工業者
	蓄電池	㊨出荷証明書または保証書の写し	建材メーカー

※1 メーカーや卸売業者も含む。

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等（続き）

工事内容			書類名	発行元
子育て対応改修	家事負担の軽減に 資する住宅設備	ビルトイン食器洗機	㊦納品書の写し	施工業者に納品した 販売店等＊1
		掃除しやすいレンジフード		
		ビルトイン自動調理 対応コンロ		
		浴室乾燥機		
		宅配ボックス		
	キッチンセットの交換を伴う対面化改修		㊦性能証明書②	建材メーカー
			㊦平面図・立面図(工事後)	施工業者
バリアフリー改修	手すりの設置		※証明書類の提出は不要 (工事前後の写真が必要)	
	段差解消			
	廊下幅等の拡張			
	衝撃緩和畳の設置		㊦性能証明書③	建材メーカー
空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置			㊦納品書の写し	施工業者に納品した 販売店等＊1
リフォーム瑕疵保険等への加入			㊦リフォーム瑕疵保険の保険証券 または保険付保証明書	住宅瑕疵担保責任保険法人 (加入者である施工業者宛に発行)

※１ メーカーや卸売業者も含む。

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ⑦性能証明書：開口部の改修（断熱・防犯・防音・防災）

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

(要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てエコホーム支援事業等)の事業名で提出された場合でも可)

③ 製品型番（予め本事業に登録された型番に限る。）の記載があること

④ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑤ 書類番号(通し番号)の記載があること

子育てグリーン住宅支援事業
先進的窓リノベ2025事業

住宅省エネ2025キャンペーン
性能証明書

内窓
断熱等 + 防音

— 注意事項 —

■「住宅省エネ2025キャンペーン」は、国土交通省の「子育てグリーン住宅支援事業」と、環境省の「先進的窓リノベ2025事業」が実施する住宅の省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。(※)

※製品型番によって申請できる事業が限られる場合があります。

※設置する住宅の種別や地域によって「断熱改修基準」を満たさない場合、必須工事と一緒にを行う場合は「生活騒音への配慮に資する開口部の改修」として対象になります。

※設置する住宅の種別や地域によって補助額が異なります。

③ 製品型番： ABC123123AM

※事務局受領後必ず正確に記載してください。

■製品詳細

② 製品区分と補助対象となる機能の記載があること

製品と機能	ガラス	内窓	外窓	ドア
断熱等	○	—	○	○
防犯	—	—	○	○
防音	○	—	○	○
防災	○	—	○	—
断熱等&防犯	—	—	△*1	△*1
断熱等&防音	—	△*1	—	—
断熱等&防災	△*1	—	△*1	—

*1「省エネ基準による地域区分」に該当する地域に立地しない住宅は省エネ性能を満たしません。
(他に必須工事を行っていない場合、補助対象になりません)

■発行日 : 2025/ **/ **

④ ■事業者名(メーカー名) : ABC工機株式会社

⑤ ■書類番号(通し番号) : 000123

■組立事業者名 : XYZ株式会社

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ①性能証明書：太陽熱利用システム / 高断熱浴槽 / 宅配ボックス

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

① 原則として本事業名の記載があること

※要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てエコホーム支援事業等)の事業名で提出された場合でも可

住宅省エネ2025キャンペーン
性能証明書

子育てグリーン住宅支援事業 ①
太陽熱利用システム ②

④ 製品型番 : ABC123456789
(※製品型番は登録を正確に記入してください)

■ 製品詳細	
1 製品名 : ソーラーZZシステム	2 製品タイプ : 湯沸湯断熱式
3 断熱性能 : 4.01	4 タンク容量 : 200リットル
5 補助熱源 : あり	

■ 発行日 : 2024/11/11

③ ■ 事業者名(メーカー名) : ABC工業株式会社

■ 書類番号(通し番号) : 000123

② 製品区分の記載があること

④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

③ 事業者名(メーカー名)の記載があること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ㊦性能証明書：衝撃緩和畳の設置

衝撃緩和畳は、畳に同梱されている「シール」を専用台紙に貼付したものを性能証明書として扱います。シールの入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

確認事項(①～⑥のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

要件を満たす場合、類似事業である過去事業(子育てエコホーム支援事業等)の事業名で提出された場合でも可

「シール台紙」

② 製品区分の記載があること

「シール」

③ 畳数(合計が4.5畳以上である場合に限り補助対象)の記載があること

④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

⑤ シリアル番号(通し番号)の記載があること

⑥ 事業者名(メーカー名)の記載があること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ①納品証明書：躯体の断熱改修(ボード・マット/ 畳床)

リフォーム工事を行った住宅に納品された断熱材の納品量について、必ず施工業者に納品した販売店等＊１が発行する納品証明書を提出してください。

＊１ メーカーや卸売業者も含む

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと)

① 本事業名の記載があること

【補足】
納品証明書は本事業用の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードします。

① 子育てグリーン住宅支援事業

② 躯体の断熱改修

③ ボード系・マット系

④ 断熱工業株式会社 部中

2025 年 月 日

● 納入事業者情報

※工事現場（左欄）に納品する事業者情報を入力

事業者名： 断熱工業株式会社

取扱店名： 部中 一山正

住 所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

電話番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

● 施工邸名： 部中 邸

● 納 期： 2025 年 月 日

事業者名 (メーカー名)	製品名	製品型番 ^{※1}	断熱材区分 ^{※2} (A・B・C)	厚さ (mm)	断熱性能 (R値/㎡)	出荷量 (㎡/立米)
ABC工業	XYZ123	LABCD123	E	100	2.5	6.2

※1 製品型番の欄には、各断熱材メーカーが子育てグリーン住宅支援事業に登録している製品型番を記入してください。
※2 断熱材区分欄のA・B・Cは、断熱材の区分（R値）を示す記号です。
A：A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O・P・Q・R・S・T・U・V・W・X・Y・Z
B：A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O・P・Q・R・S・T・U・V・W・X・Y・Z
C：A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M・N・O・P・Q・R・S・T・U・V・W・X・Y・Z

② 製品区分の記載があること

③ 断熱材の納品事業者名の記載があること（納品事業者が作成）

④ 施工邸名(断熱材の納品先)の記載があること

⑦ 出荷量の記載があること
(必ず立米(m³)で記入。平米(m²)は不備になります。)

⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

【補足】
畳床用の納品証明書はボード・マット系と様式が異なります。作成者や確認事項はボード系・マット系と同じです。

住宅の部位ごとに施工(吹込み・吹付け)した断熱材の使用量について、必ず実際に施工した専門業者等が発行する施工証明書を提出してください。

① 本事業名の記載があること

納品証明書は本事業用の指定様式です。本事業のホームページよりダウンロードします。

⑤ 事業者名(メーカー名)の記載があること

⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

・② 製品区分の記載があること

③ 断熱工事の施工業者の記載があること
(下請業者等、実際に施工した専門業者等が作成してください。)

④ 施工邸名(断熱材の納品先)の記載
があること

⑦ 出荷量の記載があること
(必ず**立米(m³)**で記入。平米(m²)は不備になります。)

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（3）対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ④納品書の写し：

節水型トイレ/ 節湯水栓/ ビルトイン食器洗機/ 掃除しやすいレンジフード/ ビルトイン自動調理対応コンロ/ 浴室乾燥機/ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

原則、リフォーム工事に使用した設備を、**施工業者に納品した販売店等** * 1(以下、「納品元」という)が**発行した納品書等を提出**してください。

* 1 メーカーや卸売業者も含む

確認事項(①～⑧のすべてを満たすこと。すべての項目が確認できないと不備になります)

② 納品先名(施工業者名)の記載があること

④ 納品日の記載があること

⑤ メーカー名

⑥ 品名

⑦ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)

⑧ 台数 の記載があること

① 納品書であること

③ 発行者名(納品業者名)の記載があること

納品書 ①

No. 00000055555

発行日: 20XX年〇月〇日

② ○×工務店 様

下記の通り、納品申し上げます。

④ 納品日 20XX年〇月〇日

納品場所 住宅部(東京都世田区○×1-1-1)

③ ○×建材設備株式会社

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZ200	1式	
	便座	AAAAZZZZZZ2001	1式	
⑤ ○×ガス	⑥ 高効率給湯機	⑦ BBBBYYYYYY2020	⑧ 1式	



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ㊦納品書の写し（続き）

【補足】

■ 「納品書(メーカー納品確認書)」の場合

製品型番が、本事業専用の型番で通常の商習慣における納品書に記載されない場合、納品元等の依頼により、メーカーが本事業用の納品書を発行することがあります。

当該書類については、前頁で例示した納品書の代替書類として扱います。

なお、この場合のみ納品日の記載がなくともそのまま提出できます

■ メーカーが発行する保証書について

以下のすべての項目が記載された**メーカー発行の「保証書」の写しを本事業用の専用台紙＊2に貼付することで、上に例示した納品書の代替書類として扱います。**

＊2子育てグリーン住宅支援事業用「保証書台紙」。本事業のホームページよりダウンロードできます。

確認事項(①～⑦のすべてを満たすこと)

- ① 製品区分(エアコン等)の記載があること
- ② 製品型番の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店名の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- ⑦ お客様電話番号の記載があること

※販売店等が発行する保証書は対象になりません。

※④～⑦の記載のない保証書は対象になりません(販売店のレシート等では代替できません)

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、又は複数の型番が併記されており、納品された設備が特定できない場合は、対象になりません。

＜メーカー納品確認書のイメージ＞

子育てグリーン住宅支援事業用 リフォーム用(エコ住宅設備)

納品書(メーカー納品確認書)

施工部名 : 注文 太郎 様邸

納入製品 : 浴室乾燥機

子育てグリーン住宅支援事業用型番 : ABCD(1234)-R

メーカー名(丸印内) : 株式会社XYZ
製造事業名または販売元: 株式会社XYZ

＜メーカー保証書のイメージ＞

メーカー保証書

保証書台紙

製品区分: [] 製品型番: [] メーカー名: [] 販売店名: []

お客様氏名: [] お客様住所: [] お客様電話番号: []

保証期間: [] 保証内容: []

保証書台紙

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ④仕入先納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真：高効率給湯器

原則、高効率給湯器の製品区分ごとに、それぞれ以下の書類を提出してください。

１）潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) / 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)

リフォーム工事に使用した設備を施工業者に納品した**販売店等＊１が発行した施工業者宛の納品書**を提出してください。＊１ メーカーや卸業者も含む

納品書 ① №. 00000055555

② ○×エ務店 様 発行日：20××年○月○日

下記の通り、納品申し上げます。 ③ ○×建材設備株式会社

④ 納品日 2013年○月○日
納品場所 住宅部（東京都千代田区○×1-1-1）

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×設備	トイレ本体	AAAAZZZZZZZZ00	1式	
	便座	AAAAZZZZZZZZ0001	1式	
○×ガス	高効率給湯機	高効率型XXXXXXZZ00	1台	
⑤	⑥	⑦	⑧	

または

子育てグリーン住宅支援事業用 リフォーム用【エコ住宅設備】

① 納品書（メーカー納品確認書）

② 施工邸名： エコ すまい 様邸

③ 納入製品： 浴室乾燥機

④ 子育てグリーン住宅支援事業型番：ABCD(1234)-R

⑤ メーカー名（発行者）
製造事業者または販売元： 株式会社XYZ

※この納品書は浴室乾燥機のものとなります

確認事項(①～③のすべてを満たすこと)

- ①書類が納品書であること ②施工業者名の記載があること
- ③納品事業者名の記載があること ④納品日の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること
- ⑥製品名の記載があること
- ⑦製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑧台数の記載があること

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ①書類が納品書(メーカー納品確認書)であること
- ②施工邸名の記載があること
- ③納入製品が高効率給湯器であること
- ④製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤メーカー名の記載があること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ⑤納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真（続き）

２）ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

以下の確認事項がすべて記載された**メーカー発行の保証書の写し**を本事業用の専用台紙＊１に貼付したもの または **施工業者に納品した販売店等＊２が発行した施工業者宛の納品書**を提出してください。

※１ 本事業ホームページよりダウンロードできます。

※２ メーカーや卸売業者も含む

リフォーム

子育てグリーン住宅支援事業用

保証書台紙

該当する項目にチェックしてください。

① 製品区分	☒ 高効率給湯機 ☒ エコキュート ☐ エコフィール ☐ エコジョーズ ☐ ハイブリッド給湯機	☐ 節水型トイレ ☐ 節水型浴槽 ☐ 節電型	☐ ビルトイン食器乾燥機 ☐ 節電しやすしレンジフード ☐ ビルトイン洗濯機	☐ 浴室乾燥機 ☐ エアコンの設置
--------	--	---	---	--

保証書の写しを貼付

△△△保証書

② 型番 K9-11A00-000 製造番号 0000000000000000

⑤ 販売店 株式会社△△△

⑥ お客様氏名 〇〇〇 〇〇〇

⑦ お客様住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

⑧ 購入日 〇〇〇 〇〇 〇〇

③ 保証期間 〇〇〇 〇〇 〇〇

④ 販売店 株式会社△△△

確認事項(①～⑧のすべてを満たすこと)

- ① 製品区分の記載があること
- ② 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ③ メーカー名の記載があること
- ④ 販売店の記載があること
- ⑤ お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- ⑥ お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- ⑦ お客様電話番号の記載があること
- ⑧ 購入日の記載があること

※販売店が発行する保証書は対象となりません。

※販売店のレシート等では代替できません。

※メーカー発行であっても、補助対象となる製品型番が記載されない、又は複数の型番が併記されており納品された設備が特定できない場合は、対象になりません

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ㊦納品書の写し／保証書の写し／銘板ラベル写真（続き）

３）電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

以下の確認事項がすべて記載されたヒートポンプユニットの銘板ラベル写真を本事業用の専用台紙＊１に貼付したものを提出してください。
(本事業においては施工業者に納品した販売店等＊２が発行した施工業者宛の納品書でも可)

＊１ 本事業のホームページよりダウンロードできます。

＊２ メーカーや卸売業者も含む

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ① 施工邸名の記載があること
- ② メーカー名の記載があること
- ③ 品名の記載があること
- ④ 名称の記載があること
- ⑤ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（３）対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ②出荷証明書又は保証書の写し：蓄電池

原則、リフォーム工事に使用した設備を**施工業者に納品した建材メーカー等が発行した施工業者宛の出荷証明書**または**建材メーカーが発行した保証書の写し＊１を提出**してください。

＊１ 台紙が必要な場合は、本事業のホームページより子育てグリーン住宅支援事業用「保証書台紙」をダウンロードできます。

発行No.0000000000000000

2023年01月01日

電池システム株式会社

蓄電池システム 出荷証明書

毎々、格別なるお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の製品を出荷いたしましたことを「印」し、

パッケージ型番	製造番号
XX-XXXXX0000	00000000

品名	型番	製造番号	数量
蓄電池本体	XX-XX0000	00000000	1
太陽電池モジュール	XX0000X	—	18
ケーブル	XXXX0000	—	1
パワーコンディショナー	XX00XX00X	00000000	1
架台	0XX00X	—	1
PVスイッチャー	XX0000	—	1

工事名称	工事番号
〇〇様邸 リフォーム 工事	X-000000000

取扱い店
店名 株式会社 蓄電池設置
住所 000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00
電話番号 00-0000-0000

または

蓄電池システム保証書

商品名	パッケージ型番
〇〇〇〇蓄電池システム	XXX-XXXX

品名	型番	製造番号	保証期間
パワーコンディショナー	XX-XX0000	00000000	〇年間
蓄電池ユニット	XX-XX000	00000000	〇年間 年産電量〇〇〇〇〇〇kWh
架台モジュール	XX0000X	000000000000	〇年間

店名	お引渡し年月日
株式会社 蓄電池設置	2023年〇月〇日

住所	電話番号
000-0000 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇-00	00-0000-0000

お客様氏名 〇〇〇〇〇〇
電話番号 00-0000-0000

本書は上記情報に基づき無償発行もしくは交換をお約束するものです。
主たる保証期間中に蓄電池システムが故障した場合は、本書で定められた買い上げの株式会社
に修理をご依頼ください。
本書は内発行後とさせていただきます。

電池システム株式会社

確認事項(①～⑧のすべてを満たすこと)

- 書類が保証書であること
- 施工業者名の記載があること
- メーカー名の記載があること
- パッケージ型番(予め本事業に登録された型番に限る。)の記載があること
- システム構成品名、型番の記載があること
- お客様氏名の記載があること(工事発注者と一致すること)
- お客様住所の記載があること(対象住宅の住所と一致すること)
- お客様電話番号の記載があること

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

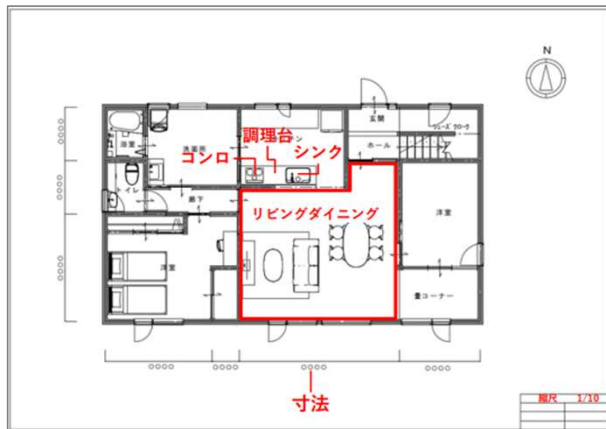
- 書類が**出荷証明書**であること
- 施工業者名の記載**があること
- メーカー名の記載**があること
- 製品名、パッケージ型番**(予め本事業に登録された型番に限る)の**記載**があること
- システム構成品名・型番の記載**があること

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（3）対象工事内容に応じた性能を証明する書類等 ㊦平面図・立面図(工事後)：キッチンセットの交換を伴う対面化改修：交付申請時

キッチンセットの対面化改修後の要件を満たすことを確認できる**平面図および立面図**を提出してください。

キッチンのある階の平面図の例



および

キッチン設備の平面図と立面図の例



確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

- ① キッチンセットが設置された階の図面であること
- ② コンロ、シンク、調理台が表現されている図面であること
(分りにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ③ キッチンに隣接するリビング、ダイニングまたはリビングダイニングが明示されていること
(分りにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ④ 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ⑤ 既存のキッチンとは別に新たに対面キッチンを設置する場合は、既存のキッチンと新たに設置した対面キッチンが平面図で確認できること

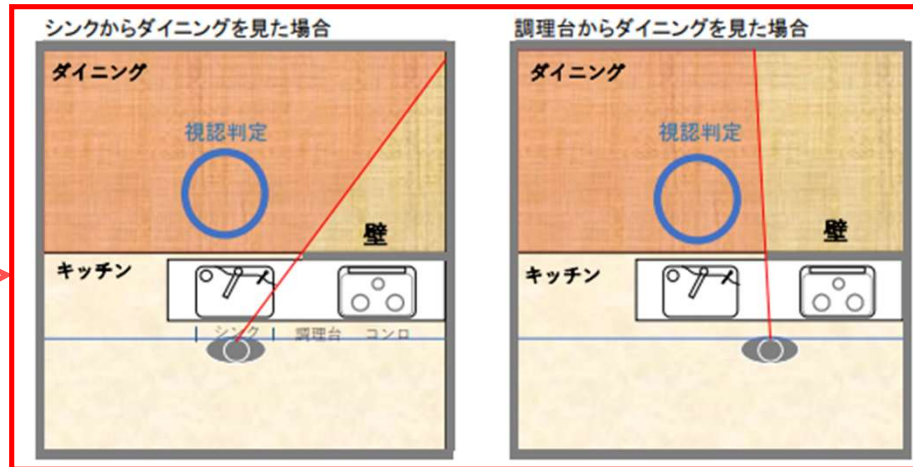
確認事項(①～③のすべてを満たすこと)

- ① コンロ、シンク、調理台の配置が確認できる図面であること
(分りにくい場合、コメント等で補足してください。)
- ② 「縮尺」および「寸法」が表示されていること
- ③ キッチンセットの前面に壁がある場合は、調理台幅(a)と前面の壁からシンクまでの距離(b)が確認できること

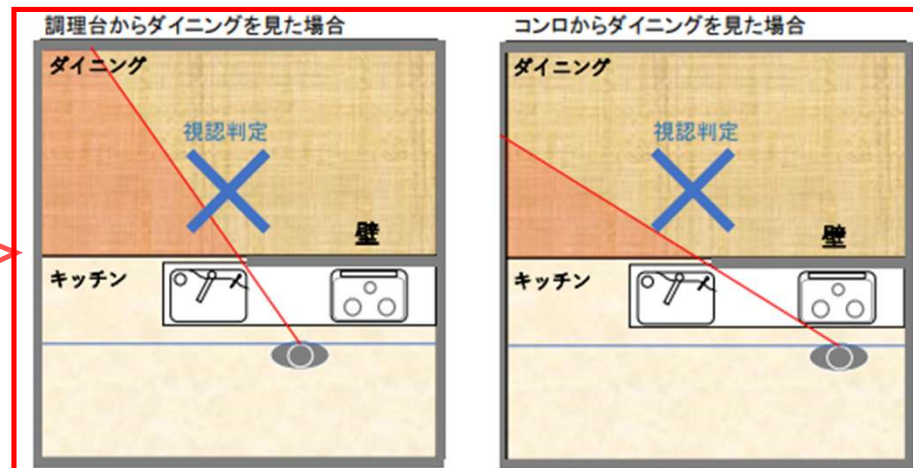
2-3. 子育てグリーン住宅支援事業について【 リフォーム（戸別/一括） 】

キッチンからダイニングを見た際に、**ダイニングの過半**を視認できる位置（調理台やシンク）が2箇所以上あることの例

改修後、シンクと調理台の2箇所からダイニングの過半を目視できる
⇒ ○ **補助対象**



改修後、調理台とコンロ台の2箇所からダイニングの過半を目視できない
⇒ × **補助対象外**



3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

(3) 対象工事内容に応じた性能を証明する書類 等 ㊟リフォーム瑕疵保険の保険証券または保険付保証明書の写し
：リフォーム瑕疵保険等への加入：交付申請時

住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した付保証明書の写しを提出してください。なお、**様式は発行保険法人により異なります。**

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ❶ **住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した証明書**であること
- ❷ **所在地がリフォーム工事を行った住宅と一致**すること
- ❸ **保険の開始日が対象工事の引渡日以降**であること

保険付保証明書のイメージ

The image shows a sample 'Insurance Payment Guarantee Certificate' (保険付保証明書) form. The form is divided into several sections. Red boxes and numbers 1, 2, and 3 highlight specific areas:

- 1** points to the insurer's name (株式会社) in the 'Insurer Information' section.
- 2** points to the policy number (保険証券番号) in the 'Policyholder Information' section.
- 3** points to the policy start date (保険期間) in the 'Insurance Policy Information' section.

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)

工事前：予約時または予約のない交付申請時、工事中および工事後：交付申請時

✓ **工事前/工事中の写真が必要なリフォーム工事で、工事前/工事中の写真を提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません。**

工事内容	撮影のタイミング	撮影方法	撮影単位
開口部の断熱改修 子育て対応改修 ・防犯性の向上に資する 開口部の改修 ・生活騒音への拝領に資する開口部の改修 防災性の向上に資する開口部の改修	工事前	☐ 改修前の開口部全体が確認できること ☐ 複数枚のガラスで構成される開口部は交換したガラスのすべてが確認できる場合は1枚で可 ※増築等により開口部を造絶した場合は、改修前の外観全景を撮影	開口部ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	☐ 開口部全体が確認できること ☐ 複数枚のガラスで構成される開口部は交換したガラスのすべてが確認できる場合は1枚で可	
躯体の断熱改修	工事中	☐ 断熱材の敷設する作業状況は確認できること （断熱材の使用部材が移るように撮影） ※工事後撮影されたものは不可	施工部位ごとに 1枚撮影
エコ住宅設備の設置 子育て対応改修 ・家事負担の軽減に資する住宅設備 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	工事中	☐ 撤去前の住宅設備全体が確認できること （太陽熱利用システムは集熱器も含む） （空気清浄機能・換気機能付きエアコンは室内機の写真を撮影） ※増築等により設備を増設した場合は、設置前の外観全景が確認できること	住宅設備ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	☐ 設置された住宅設備全体が確認できること	



3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後)

工事前：予約時または予約のない交付申請時、工事中および工事後：交付申請時

✓ **工事前/工事中の写真が必要なリフォーム工事で、工事前/工事中の写真を提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません。**

工事内容	撮影のタイミング	撮影方法	撮影単位
子育て対応改修 ・キッチンセットの交換を伴う対面化改修	工事前	☐ 下記すべての写真の提出が必須 写真①： 必須設備近影 （各設備ごと） 写真②： 必須設備全景 （全設備の位置が確認できること） 写真③： 過半を見渡せない写真 （キッチンが独立した居室に設置もしくはダイニング/リビングの一角にあり、ダイニング/リビングを背にして壁にめんしていることが確認できること）	写真①②③ それぞれ 1枚以上撮影
	工事後	☐ 下記すべての写真の提出が必須 写真④： 必須設備近影 （各設備ごと） 写真⑤： 必須設備全景 （全設備の位置が確認できること） 写真⑥： 過半を見渡せる写真 （シンク・コンロ・調理台からダイニング/リビングのいずれか、もしくは両方の過半を見渡せる位置関係が確認できること）	写真④⑤⑥ それぞれ 1枚以上撮影
バリアフリー改修	工事前	☐ 改修前の工事部位全体が確認できること	工事箇所ごとに 工事前で1枚以上 工事後で1枚以上 撮影
	工事後	☐ 改修箇所が確認できること ☐ 改修工事が「段差改修」および「廊下幅等の拡張」の場合は必要に応じてスケールをあてて撮影を行うこと	

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後) 撮影時のポイント

ポイント①

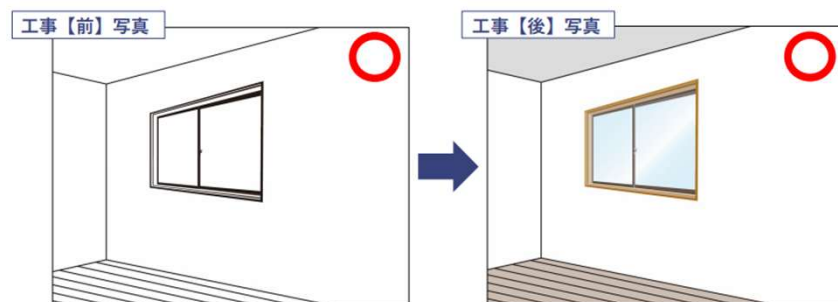
内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

- ・ 内窓設置（内窓のガラス交換を含む）は、屋内から撮影してください。
（カーテン等で隠れている場合、追加写真の提出を求めています）
- ・ 外窓交換（外窓のガラス交換を含む）・ドア交換は、原則、屋外から撮影してください。（屋外からの撮影が難しい場合、屋内から撮影しても構いません。）

ポイント②

工事前後は同じ画角で撮影

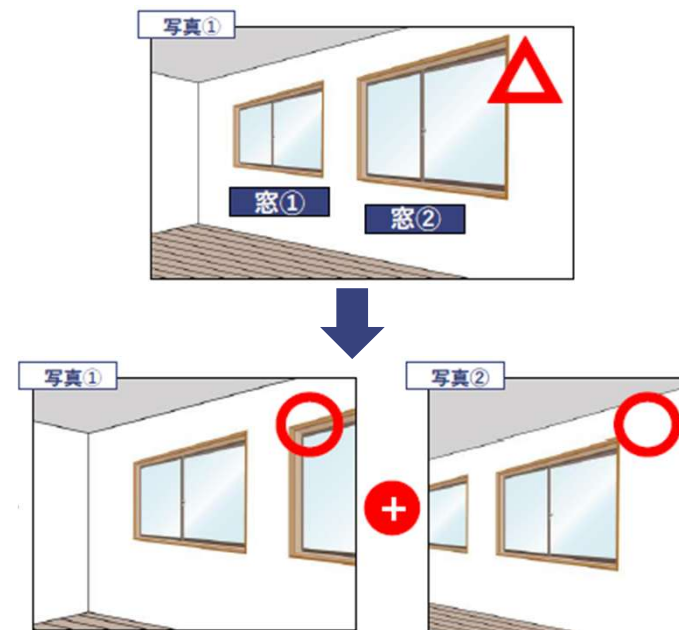
工事前後で写真の画角が異なる場合、同一箇所の工事であることが判断できないことがあります。必ず、申請する窓全体が写る、同じ画角で撮影を行ってください。
（同一箇所と判断できない場合、追加写真の提出を求めています。）



ポイント③

窓（ドア）1箇所につき、1枚の写真を撮影

原則、窓（ドア）1箇所につき、1枚の写真を撮影してください。
1枚の写真に複数の窓やドアが写り込んでしまう場合は、申請する補助対象である窓やドアを画角の中心に置いて、それぞれについて撮影してください。



3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後) 撮影時のポイント（続き）

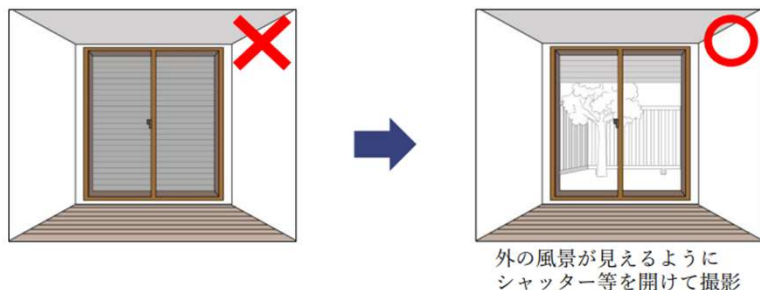
ポイント④ 外気に面することが確認できるよう撮影

本事業では、外気に面する開口部に設置した窓（ドア）が補助対象になります。

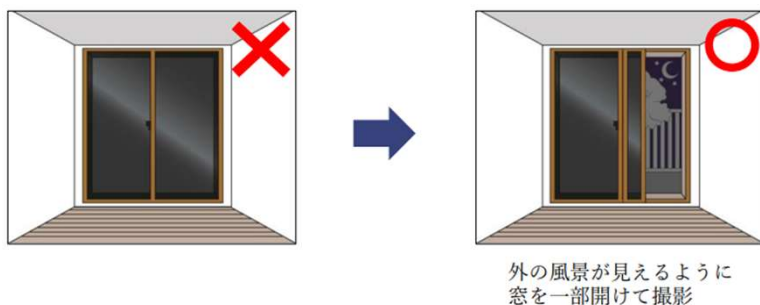
（対象製品であっても、居室の間仕切り等に使用した場合、補助対象になりません。）

以下①～③に例示するような場合、追加写真を求めることがありますので、特にご注意ください。

① シャッター等が閉まっていて、外の風景が確認できない

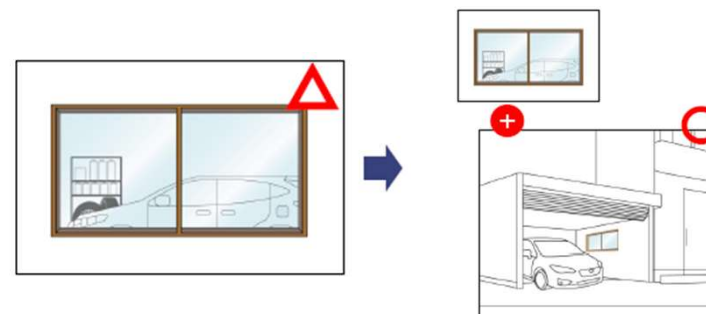


② すりガラスや夜間に撮影したことで、外の風景が確認できない



③ 車庫や土間に面しており、外気に面すること（断熱ライン）が確認できない

車庫や倉庫、土間（差し掛け等）に面している窓（ドア）は、窓の写真だけでは補助対象であるかの判断がつかないことがあります。必要に応じて、住宅の外観等の写真を追加で撮影してください。追加写真により、断熱ラインが車庫や倉庫、土間等の外側の壁であると判断された場合、補助対象になりません。



④ 集合住宅のドア（窓）で、外気に面することが確認できない

必要に応じて、廊下の風景写真（外廊下であることがわかる写真）等を追加で提出してください。※玄関が内廊下に面している集合住宅のドア交換等は、補助対象になりません。

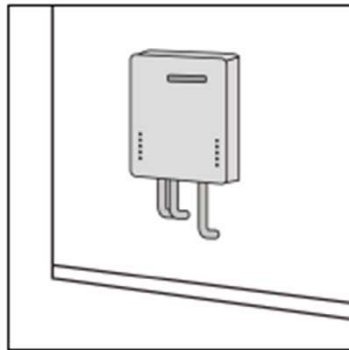
3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請 【リフォーム（戸別）】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事中/工事後) 撮影時のポイント（続き）

ポイント⑤ 高効率給湯器

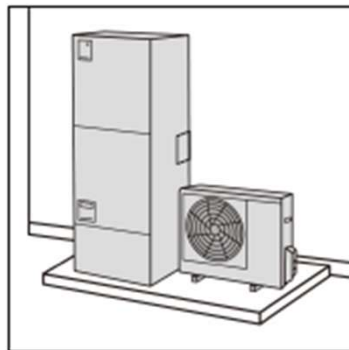
「工事【前】写真」

- ◆ 撤去前の住宅設備全体が確認できること
- ◆ 増築などにより設備を増設した場合は、設置前の外観 全景が確認できること
 - ※ 工事【前】写真を取り忘れた場合、原則、補助対象になりません。
- ◆ 従前の給湯器と異なる場所に新しく導入する補助対象製品を設置する場合、従前の給湯器と新しく導入する補助対象製品の設置予定場所の外観全景が確認できること
(複数枚に分けて撮影しても問題ありません)



「工事【後】写真」

- ◆ 新しく設置した給湯器の全体が確認できること
- ◆ 従前の給湯器と同じ場所に設置する場合は、画角や距離を工事【前】写真と合わせるように撮影



【補足】

■ 工事写真の撮影について

「工事前」と「工事後」の工事写真は、設備等の全体が写る同じ角度、画角から撮影してください。

「工事中」の写真は、断熱材の使用部材が写るように撮影してください。

■ 工事写真の提出について

工事写真は、画像ファイル（1ファイル5MB以下のJpg等）をそれぞれアップロードすることで提出します。

アップロードの際に「工事箇所」と「工事前・工事中・工事後」を指定するため、台紙等に貼って提出しないでください。

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（４）工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)：予約時

- ✓ **工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手して以降、交付申請の予約が可能**となります。
- ✓ 原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化（完了でも可）が確認できる写真とします。
- ✓ ただし、**補助対象工事より前に、契約に含まれる他の工事（壁紙や床板の剥がし等）に着手する場合、当該着手が確認できる写真でも構いません**（当該工事前写真の提出は不要です）。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着手	☐ 着手にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること	1工事につき 1枚以上	工事箇所に不可逆な変化 (工事の完了でも可)が 写真で確認できること

【補足】工事着手に含まれない例

工事箇所に不可逆的な変化が確認できない場合は、着手写真と取り扱わず、予約が受理されないことがあります。以下に代表例を示します。

(例) ◆クレセント等の部品の調整または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)

- ◆工事前写真として提出する写真と同じ状態の写真(同画角、画角違いを問わず)
- ◆容易に移動できる物品(工具、脚立や障子、カーテン等)の設置、移動した写真
- ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真等

3-5. 子育てグリーン住宅支援事業の申請【リフォーム（戸別）】

（５）工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

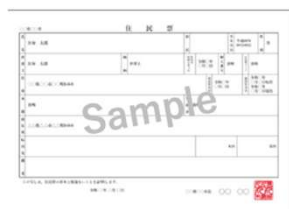
以下１）～５）のいずれかの書類の写しを１つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

１）住民票

- ☐ 個票、世帯票のいずれも可
- ☐ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません。)



２）マイナンバーカード

- ☐ 必ず表面のみ提出
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



３）運転免許証

- ☐ 運転経歴証明書でも可
- ☐ 国際免許証は除く



４）在留カード／特別永住者証明書

- ☐ 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期限内のもの

５）健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- ☐ 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



「商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかの写しを提出してください。

② 発行元の記載、押印があること

現在事項全部証明書		
○○県○○市○○町○番○号 株式会社○○○○○○○ 会社法人番号 0000-00-000000		
商号	株式会社○○○○○○○	
本店	○○県○○市○○町○番○号	
公告をする方法	官報に掲載している	
会社設立の日付	平成二年○月○日	
目的	1. ○○○○○○○○○○○○ 2. ○○○○○○○○○○○○ 3. ○○○○○○○○○○○○ 4. 5. 6. 7.	
発行可能株式数	0 0 0 株	
発行済み株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 0 0 0 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成○年○月○日登記	
資本金の額	金0.0000円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 ○○○○	平成二年○月○日兼任 平成三年×月×日登記
	長取締役 □□□□	平成二年○月○日兼任 平成三年×月×日登記
	取締役 △△△△	平成二年○月○日兼任 平成三年×月×日登記
	○○県○○市○○町X番XX	平成二年○月○日兼任
	代表取締役 ○○○○	平成三年×月×日登記
	監査役 ××××	平成二年○月○日兼任
		平成三年×月×日登記

登録番号 00000000

※ 印刷のふりかへは請求書にて承取して下さい。

1/2

00000000

印鑑証明書

会社法人番号 000000000000
 商 号 株式会社○○○
 本 店 ○○県○○市○○町0-0-0
 代表取締役 ○○ ○○
 平成○年○月○日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
 (○○法務局管轄)

令和○年○月○日
 ○○法務局 出印所 登記官

○ ○ ○ ○

受理番号 00000000

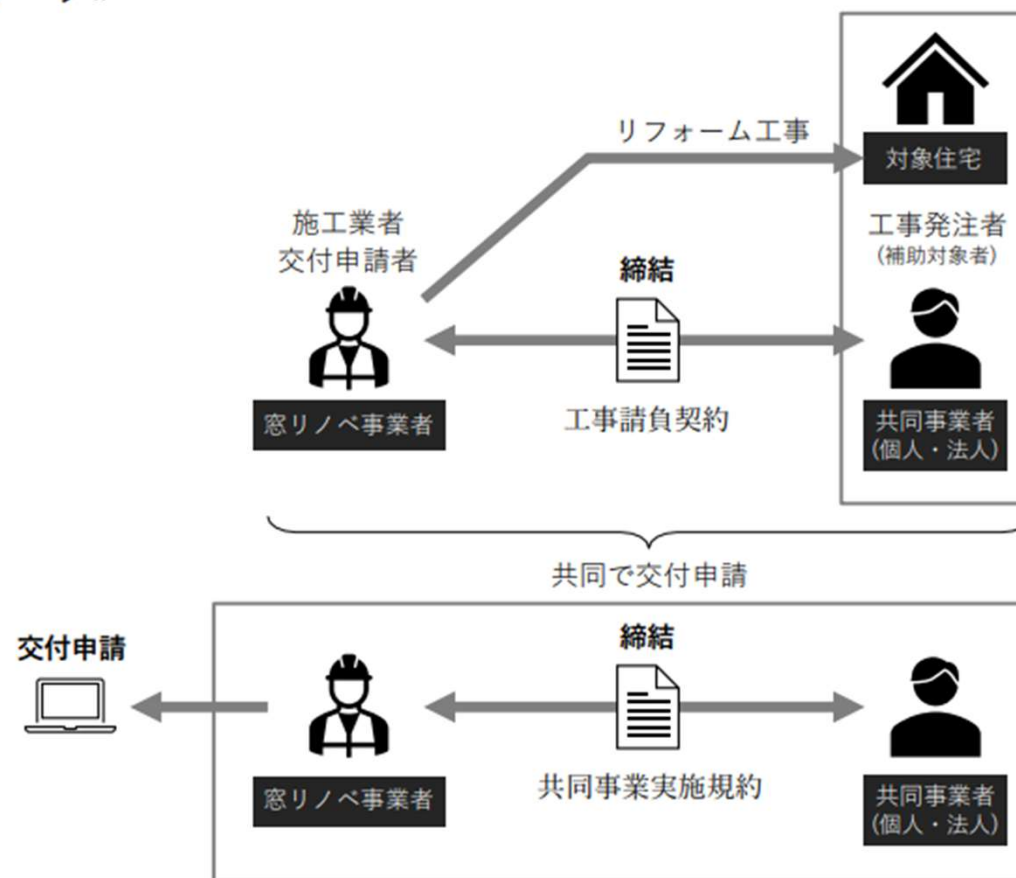
3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

2025年5月16日時点の内容です

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

本事業は、リフォーム工事を行う施工業者である窓リノベ事業者が、リフォーム工事を発注する工事発注者(共同事業者)の委託を受けて、補助金の申請及び交付を受けるものです。リフォーム工事における事業全体のイメージは以下のとおりです。

《事業全体のイメージ》



3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。
申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から10までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

No.	書類名称	
1	様式2	交付申請書
2	様式4	交付決定通知書＊1
3	様式5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式6	交付額確定通知書＊1
	交付申請時必要書類	
5		先進的窓リノベ2025事業共同事業実施規約
6		工事請負契約書(原契約)
7		設置した窓(ガラス)・ドアの性能証明書等
8		工事【前】写真(補助対象の箇所すべて)
		工事【後】写真(補助対象の箇所すべて)
		≪ 予約申請の場合 ≫ 着工写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)
		工事発注者(法人の場合：担当者)の本人確認書類
9		≪ 工事発注者が法人の場合 ≫ 法人の実在確認ができる書類
10		≪ 補助額が30万円以上の戸別申請の場合 ≫ 既存住宅であることが確認できる書類
11		≪ 一括申請の場合 ≫ 建物の不動産登記事項証明書
12		その他、交付申請時に提出を求められた書類

＊1 本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者に配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(1) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

- ✓ 先進的窓リノベ2025事業は、**対象住宅の工事発注者（共同事業者）への補助金の還元を行う**、先進的窓リノベ事業者である**施工業者（補助事業者）が、交付申請等の手続きおよび補助金の受取りを代表して行う**こととしています（工事発注者や同居者は申請できません）。
- ✓ 交付申請（予約を含む）にあたっては、共同事業実施規約の締結と提出が必要です。
- ✓ **複数の事業を併用する場合でも、本事業用の共同事業実施規約の締結は必要**です。

共同事業実施規約は、以下の項目すべてが満たされていることが必要です。

① 規約の締結日が記入されていること

- ② i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、**押印（法人は法人印。個人事業主は実印）**されていること。
- ii) **補助事業者【甲】と一致**すること

【補足】

共同事業実施規約は事務局指定様式です
当事業のホームページからダウンロードできます

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両者で確認を行うべき事項 【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。（各事項においていずれかに○がない、又は記入がない場合は受理されません。）	
①補助金の還元方法	☐ 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務（支払）に充当する方法 ☒ 【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②【必須】 申請手続きに伴い 【乙】が【甲】に支払う手数料	☒ 手数料・その他諸費用の請求なし ☐ 手数料の請求あり（補助金が交付された場合） 金額()円 ☐ 手数料の請求あり（補助金が交付されない場合も含む） 金額()円 ※交付申請に必要な書類の取得に要する費用を含めない。 ※手数料を要する場合、この欄の欄外について、【甲】【乙】に別途説明を行うこと。
【任意】その他諸経費	手数料以外に【乙】が負担する費用があれば記載すること。（例：振込手数料）
③建築物省エネ法に基づく 省エネ部位ラベル	☒ 【甲】から、省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルについて 配布を行うことを取り決めた 建築物の省エネ性能表示制度（省エネ部位ラベルの概要）についてはこちら https://www.mlit.go.jp/shoene-label/ ※読み取れない方は、下記URLよりアクセスしてください。
④省エネ効果の情報提供	☒ 【甲】から、省エネ効果（別紙①）及びアンケート（別紙②）調査について説明を受けた ※【乙】への住宅の省エネ効果に関する情報提供や説明は、【甲】の職務です。 アンケート調査にご協力いただける方は、事前登録にお進みください。 https://www.net-research.jp/ais/exrc/smartRdAction.do?seq=1267474&k=941e305753 ※読み取れない方は、下記URLよりアクセスしてください。
締結日	令和 7 年 ● 月 ● 日
【甲】補助事業者（工事施工者） ^{*1}	【乙】共同事業者（工事発注者） ^{*2}
法人名 窓リノベ株式会社	氏名
代表者 工事 一郎	注文 太郎
住所 〒100-xxxxx 東京都千代田区△△町1-1-1	住所 〒100-xxxxx 東京都港区△△町1-1-1

規約書の締結者と同じ署名が記名及び押印（法人は改印、個人事業主は実印）してください。
 *1：本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。
 *2：本規約に署名する乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人である場合は押印が必要です。

- ③ i) 工事発注者の住所、氏名が記入され、**押印（または自署による署名）**されていること
- ii) **共同事業者【乙】と一致**すること

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(2) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されている必要があります

- ① 工事請負契約の**原契約**であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、工事着手日前であること**
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行った住宅の所在地と一致すること**
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印**があり、工事発注者が「**共同事業者**」であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印**があり、工事請負者が「**補助事業者**」であること
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ・ **リフォーム工事であり、新築工事ではないこと**
 - ・ **工事代金の記載があり、補助額を下回らないこと**

【補足】

(一社) リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

住宅リフォーム
工 事 請 負 契 約 書

この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 未来 住一郎 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 未来様邸 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 00,000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘 要(仕様)	小 計
1. 内窓設置	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2. 断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3. 断熱改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
5. 解体・廃棄物処理費	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄		
	工事価格(税抜)	00,000,000
	消費税	0,000,000
	合 計(税込)	00,000,000

3. 支払方法

前払金()	金	円(税込)
部分払()	金	円(税込)
竣工払(工事完了確認後 30 日以内)	金	00,000,000 円(税込)
	金	円(税込)

請負者名(乙) 株式会社〇〇工務店

代表者名 〇〇 健夫

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

*請負条件：工事時の電話・来道・ガスについては、お客様ご自身のものを使用させていただきます。また本工事は見えにくい部分などの状況により、施工内容、並びに工事金額に予断できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する

※この書類は大切に保管してください。

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(2) 工事請負契約の締結 (続き)

【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

- ◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結
工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

- ◆ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の**電子契約**

なお、複数の施工業者に工事を分割して発注する**分離発注は対象外です(契約ごとに申請)**

「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

《注文書》

入手 施工業者(補助事業者)

注文書 (Order Book) form showing fields for company name, address, and a table for items and prices. A large 'Sample' watermark is overlaid.

注文者(工事発注者)が補助事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=リフォーム工事をを行った住宅の所在地と一致)
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 工事発注者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ リフォーム工事を含んだ契約であることがわかる記述
- ⑥ 注文した工事の金額(補助額を下回らないこと)

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

注文請書 (Order Request Book) form showing fields for company name, address, and a table for items and prices. A large 'Sample' watermark is overlaid.

補助事業者が注文者(工事発注者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=リフォーム工事をを行った住宅の所在地と一致)
- ③ 工事発注者(共同事業者)の氏名
- ④ 施工業者(補助事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述
(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

+

必ずセットで提出

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(3) 設置した窓（ガラス）・ドアの性能証明書 等：交付申請時

必ず建材メーカーが発行する性能証明書を提出してください。
入手方法は、製品や建材メーカーにより異なりますので、個別に問い合わせを行ってください。

また、住宅省エネ2024キャンペーン（「子育てエコホーム」「先進的窓リノベ2024」）で発行された性能証明書でも、本事業の対象製品であることが確認できる場合は利用できます。

確認事項（①～⑧のすべてを満たすこと）

- ① 本事業名
- ② 製品区分（外窓、内窓、ガラス、ドアのいずれかに限る）
- ③ 機能区分（断熱等を含むものに限る）
- ④ 製品型番（予め本事業に登録された型番に限る）
- ⑤ 面積
- ⑥ 性能区分（P(SS)、S、A）のいずれかに限る）
- ⑦ 事業者名（メーカー名）
- ⑧ 書類番号（通し番号）

【補足】

リフォーム専用ガラスは、ガラスに同梱されている「ラベル」をメーカー指定の専用台紙に貼付したものを性能証明書として取り扱います。

なお、確認事項は原則、上の①～⑧と同じです。

子育てグリーン住宅支援事業
先進的窓リノベ2025事業

住宅省エネ2025キャンペーン	内窓
性能証明書	断熱等 + 防音

— 注意事項 —

■「住宅省エネ2025キャンペーン」は、国土交通省の「子育てグリーン住宅支援事業」と、環境省の「先進的窓リノベ2025事業」が実施する住宅の省エネ化への支援策の総称であり、本証明書は、両事業共通の性能証明書です。（※）

※製品型番によって申請できる事業が限られる場合があります。
※設置する住宅の種別や地域によって「断熱改修基準」を定める場合があります。
※必須工事を一緒に実施する場合は「断熱改修工事」による「開口部改修」
として対象になります。
※設置する住宅の種別や地域によって対象が異なります。

製品型番： ABC123123AM ④

※事務局登録型番を正確に記載してください。

■ 製品詳細	
1 製品名 : ABCサッシ	2 建具の材質 : 樹脂
3 開閉方式 : 引違い	4 窓サイズ : W1600mm×H1000mm
5 面積 : 1.6㎡ (中) ⑤	6 性能区分コード : A ⑥
7 ガラスの仕様 : Low-E複層 (A10)	8 ガラス中央部の熱貫流率 : —
9 開口部の熱貫流率 : —	10 窓の日射熱取得率 : —
11 ガラスの日射熱取得率 : —	

■ 発行日 : 2025/**/**

■ 事業者名 (メーカー名) : ABC工業株式会社 ⑦

■ 書類番号 (通し番号) : 000123 ⑧

■ 組立事業者名 : XYZ株式会社

* サンプルは、内窓の性能証明書です。デザインや記載事項は製品やメーカーにより異なりますが、確認事項は同じです

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後)

工事前：予約時または予約のない交付申請時

工事後：交付申請時

- ✓ 工事前後の撮影をする場合、**工事前と工事後を同様の画角、構図で撮影**してください。
- ✓ **原則として写真を提出できない場合は、補助金の交付を受けることができません**ので、十分ご注意ください。
- ✓ **必ず該当する箇所の写真の撮影**を行ってください。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
工事前	☐ 改修前の開口部全体が確認できること ※増築等により開口部を増設した場合は、改修前の外観全景を撮影	補助対象 箇所ごとに 1枚撮影	「工事前」と「工事後」の 工事写真は、開口部等の 全体が写る同じ角度、 画角から撮影すること。
工事後	☐ 開口部全体が確認できること	補助対象 箇所ごとに 1枚撮影	

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

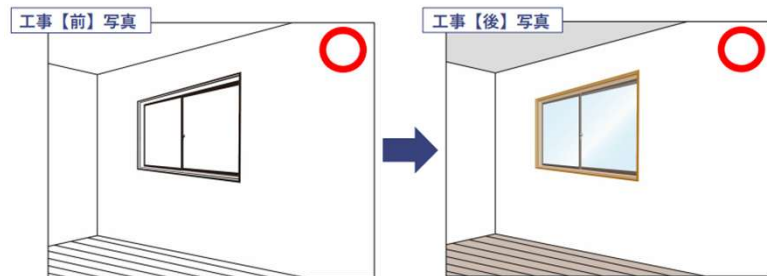
(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後) (続き)

<ポイント①>

内窓は屋内から、外窓・ドアは屋外から撮影

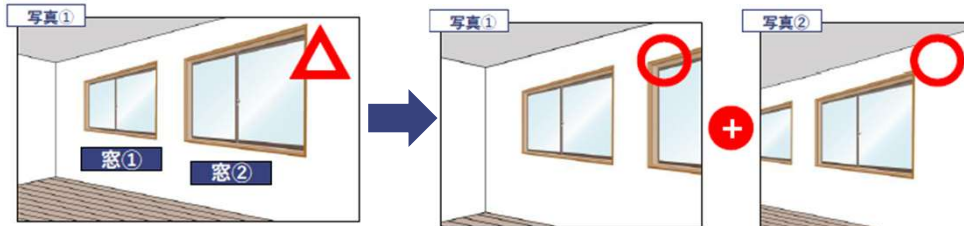
<ポイント②>

工事前後は同じ画角で撮影



<ポイント③>

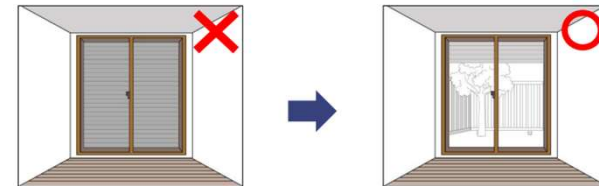
窓（ドア）1箇所につき、1枚の写真を撮影



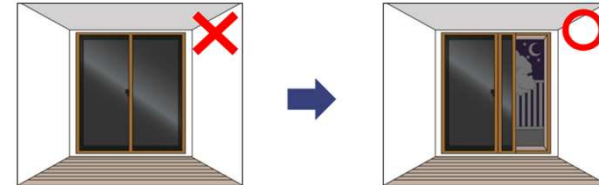
<ポイント④>

外気に面することが確認できるよう撮影

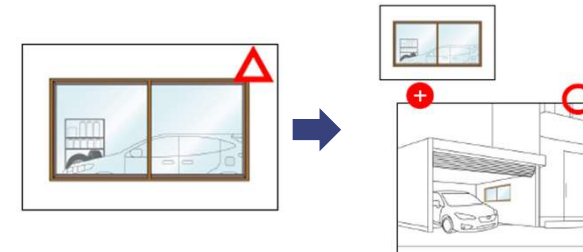
① シャッター等が閉まっていて、外の風景が確認できない



② すりガラスや夜間に撮影したことで、外の風景が確認できない



③ 車庫や土間に面しており、外気に面すること（断熱ライン）が確認できない



④ 集合住宅のドア（窓）で、外気に面することが確認できない

必要に応じて、廊下の風景写真（外廊下であることがわかる写真）等を追加で提出してください。

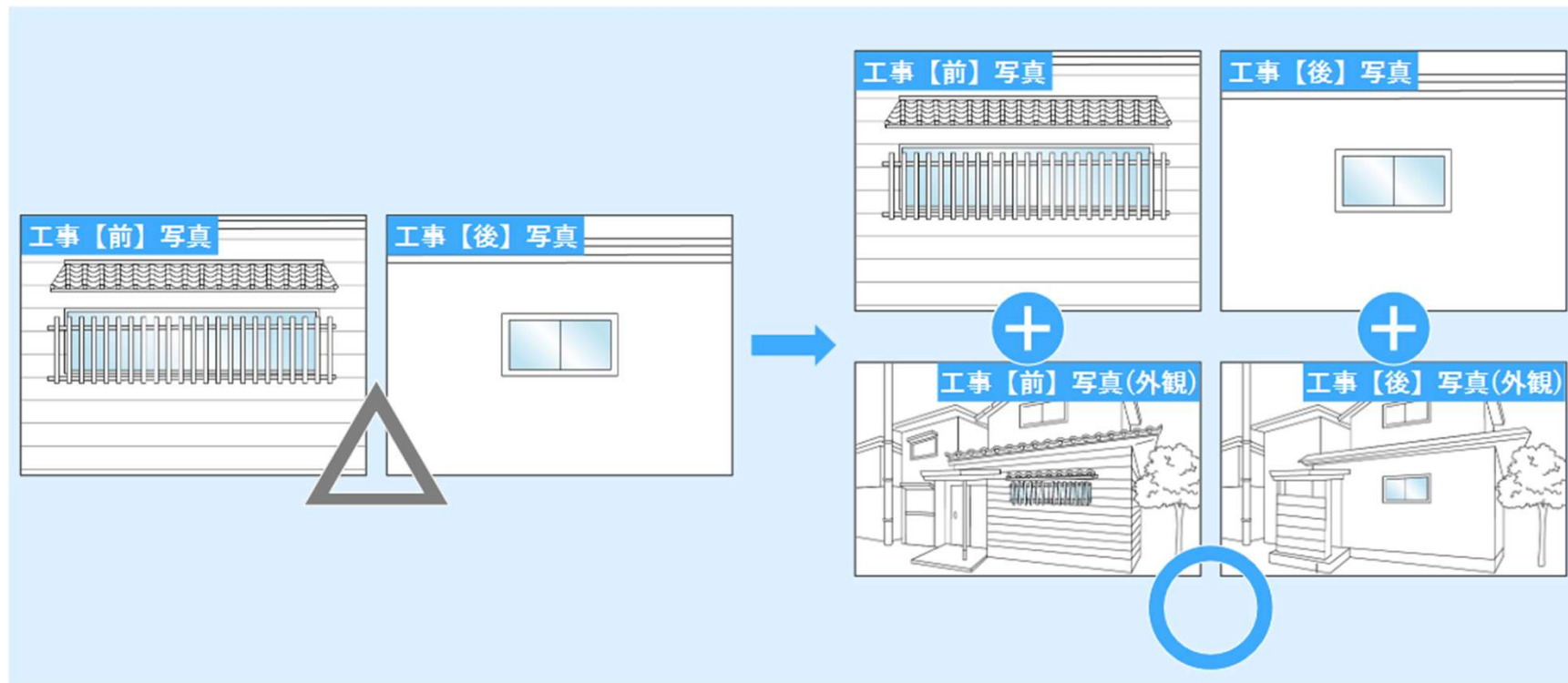
3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(4) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後) (続き)

<ポイント⑤>

大規模リフォーム等の場合は、建物の全体写真を撮影

大規模リフォーム等の場合、工事前後で同一住宅の工事であることが確認できない場合があります。必要に応じて、追加で建物の外観写真を撮影してください。



3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(4) 工事着手写真(契約工事のいずれかの工事の着手が確認できるもの)：予約時

- ✓ **工事請負契約に含まれる工事で、最も早い工事に着手して以降、交付申請の予約が可能**となります。
- ✓ 原則、提出する補助対象工事の工事前写真から変化（完了でも可）が確認できる写真とします。
- ✓ ただし、**補助対象工事より前に、契約に含まれる他の工事（壁紙や床板の剥がし等）に着手する場合、当該着手が確認できる写真でも構いません**（当該工事前写真の提出は不要です）。

撮影方法		撮影単位	撮影時の注意
着工	☐ 着工にあたり、工事前から状況が変化していることが写真で確認できること	1枚	契約工事の着手が確認できること

【補足】

以下に例示するものは本事業における工事着手には含まれません。

- ◆クレセント等の部品の調整、または一時的に取り外した写真(契約書に記載がある場合を含む)
- ◆提出した窓の工事前と同じ状態の写真(画角違いを含む)
- ◆容易に移動できる物品(工具・脚立や障子・カーテン等)の設置、移動した写真
- ◆工事の準備にあたる資材搬入、足場の設置、現場の下見調査等の写真

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

(5) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

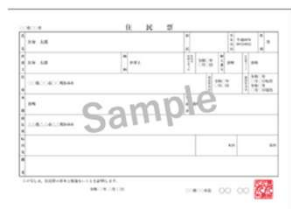
以下1)～5)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

1) 住民票の写し

- ☐ 個票、世帯票のいずれも可
- ☐ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません。)



2) マイナンバーカード

- ☐ 必ず表面のみ提出
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

- ☐ 運転経歴証明書でも可
- ☐ 国際免許証は除く



4) 在留カード／特別永住者証明書

- ☐ 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期限内のもの

5) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- ☐ 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



「商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書」もしくは「法人印の印鑑証明書」のいずれかを提出してください。

② 発行元の記載、押印があること

現在事項全部証明書		
○○県○○市○○町0番0号 株式会社○○○○○ 会社法人番号 0000-00-000000		
商号	株式会社○○○○○	
本店	○○県○○市○○町0番0号	
公告する方法	官報に掲載している	
会社設立の年月日	平成○年○月○日	
目的	1. ○○○○○○○○○○○○ 2. ○○○○○○○○○○○○ 3. ○○○○○○○○○○○○ 4. ○○○○○○○○○○○○ 5. 6. 7.	
発行可能株式数	0 0 0 株	
発行済み株式の総数並びに種類及び数	発行可能株式の総数 0 0 0 株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する。平成法律第87号第○条の規定により平成○年○月○日登記	
資本金の額	○ 〇 〇 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 ○ ○ ○ ○	平成○年○月○日兼任 平成×年×月×日登記
	取締役 □ □ □ □	平成○年○月○日兼任 平成×年×月×日登記
	取締役 △ △ △ △	平成○年○月○日兼任 平成×年×月×日登記
	○○県○○市○○町X番XX	平成○年○月○日兼任 平成×年×月×日登記
	代表取締役 ○ ○ ○ ○	平成×年×月×日登記
	監査役 × × × ×	平成○年○月○日兼任 平成×年×月×日登記

登録番号 ○000000

* 下線のあるものは取締役であることを示す。

1 / 2

00000000

印鑑証明書

会 王法六等番印 000 000 000
商 事 会社 〇〇〇〇
本 店 〇〇県〇〇市〇〇町0-0-0
代表取締役 〇〇 〇〇
平成〇年〇月〇日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。
(〇〇法務局管轄)

令和〇年〇月〇日
〇〇法務局〇出張所
登記官

整理番号 000000000

3-6. 先進的窓リノベ2025事業の申請

＜補助額が 30 万円以上の場合＞

(7) 既存住宅であることが確認できる書類（下記 1～3 のいずれか）：予約時または予約のない交付申請時

1) 建物の不動産登記事項証明書の写し

- ① 「表題部原因およびその日付」の「新築された日付」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること
- ③ 交付申請時点で種別が「居宅」「共同住宅」等であること

2) 建築確認における検査済証の写し

- ① 「交付年月日」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 「建築場所、設置場所または築造場所」がリフォーム工事を行った住宅であること
- ③ 交付申請時点で主要用途が「住宅」等であること

3) 固定資産税の納税通知または証明書の写し

- ① 納税通知書または課税明細書に記載される「新築された日付」がリフォーム工事契約締結日の1年より前であること
- ② 納税通知書に記載される「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること
- ③ 交付申請時点で種類・用途が「居宅」等であること

【補足】

＜共通＞

- ◆ 「新築された日付」または「検査済証交付年月日」から、リフォーム工事契約の締結日が1年以内である場合、**住民票等**の追加書類を求めることがあります。
- ◆ 主要用途、種類・用途が「住宅」や「居宅」等であっても、現に住宅以外の用途に使用している場合、原則補助対象となりません。

＜ 1) 建物の不動産登記事項証明書の写し＞

- ◆ 複数枚にわたる場合、全ページを提出してください。

＜ 3) 固定資産税の納税通知または証明書の写し＞

- ◆ 発行する自治体によってフォーマットや記載される内容が異なります。建築から1年経過していることが確認できない場合、1) または2) を提出してください。

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請 【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

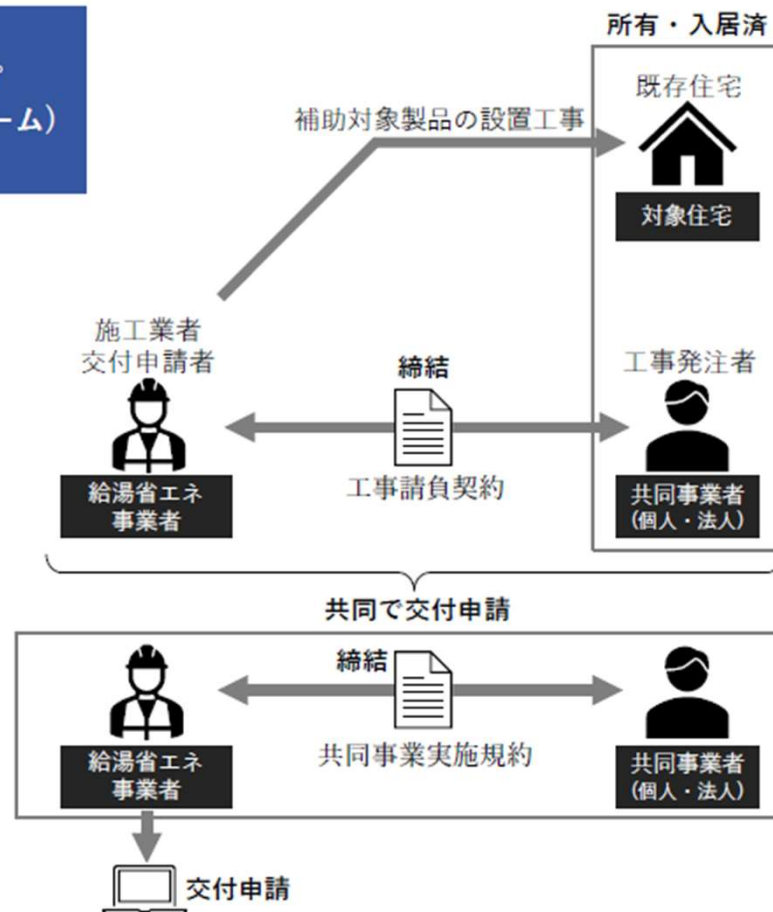
2025年5月16日時点の内容です

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

本事業は、一定の性能を満たす補助対象製品を設置する施工業者(給湯省エネ事業者)が工事発注者(共同事業者)の委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。委託にあたっては、本事業の共同事業実施規約(様式3)を両者で締結します。

[申請イメージ]

申請区分：購入・工事タイプ
対象住宅：既存住宅(リフォーム)
契約種別：工事請負契約



3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです

申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から25までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明します。**

No.	書類名称	
1	様式2	交付申請書
2	様式4	交付決定通知書 * 1
3	様式5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式6	交付額確定通知書 * 1
	交付申請時必要書類	
5		給湯省エネ2025事業共同事業実施規約
6		工事請負契約書(原契約)
7		製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分)
8		工事【前】写真 従来型給湯器(撤去台数分)
9		工事【後】写真 補助対象 製品(設置台数分)
10		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)
11		«工事発注者が法人の場合» 法人の实在確認ができる書類
12		«エネルギー小売業者が申請を代行する場合» 工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類
		«A要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合»
13		台所に設置したリモコンの型番(型式)または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書
14		«台所リモコンの場合»工事【後】写真(設置台数分)
15		«無線LANアダプター/リモコンの組み込み製品の場合» 工事【中】写真(設置台数分)
16		«無線LANアダプター/リモコンと別に設置する製品の場合» 工事【後】写真(設置台数分)
		«B要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合»
17		貯湯ユニットの銘板写真
18		工事【後】写真(設置台数分)

【補足】

* 1

本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者へ配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類（つづき）

設置に合わせて電気蓄熱暖房機や電気温水器の撤去加算をする場合は19から25の書類が必要となります。

No.	書類名称
	《補助対象製品の設置に合わせて電気蓄熱暖房機を撤去した場合》
19	撤去工事の契約書(原契約)
20	撤去【中】写真(撤去台数分)
21	撤去【後】写真(撤去台数分)
	《補助対象製品の設置に合わせて電気温水器を撤去した場合》
22	撤去工事の契約書(原契約)
23	撤去【前】写真(撤去台数分)
24	撤去【後】写真(撤去台数分)
25	撤去する電気温水器の銘板写真
26	その他、交付申請時に提出を求められた書類
27	《一括申請の場合》 建物の不動産登記事項証明書

【補足】

財産処分の制限

本事業の補助金の交付を受けた共同事業者は、**補助金の交付を受けて取得した補助対象製品について、補助金の振込を受けた後、6年間(法定耐用年数)は国または事務所の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。**

(補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または 貸付等を行う場合を除きます)



一般社団法人
住宅瑕疵担保責任保険協会
Association of Housing Warranty Insurers

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(1) 共同事業実施規約の締結：予約時または予約のない交付申請時

確認事項 (①～④のすべてを満たすこと)

① i) 補助金の還元方法のいずれかにチェックがあること

ii) 申請手続きに係る【乙】が【甲】に支払う手数料のいずれかにチェックがあること

(手数料の請求有りの場合は金額の記入も必須)

iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルまたは省エネ部位ラベルについてチェックがあること

「補助対象製品を導入する共同事業者が個人である場合」

iv) J-クレジット制度の参加表明について、以下のいずれかにチェックがあること

①事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定

②地方公共団体または民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済

※②をチェックした場合、プログラム名を記入すること。(未記入の場合は不備となります)

甲及び乙は、本書を2通作成し、署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

交付申請にあたり両通で確認を行うこと
【甲】が説明し、【甲】【乙】が同意した内容について【乙】が記入すること。(各事項においていずれか【乙】がない、又は記入がない場合は受理されません。)

①補助金の還元方法	☐ 本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 ☒ 【甲】が【乙】に現金で支払う方法
②申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料	☒ 手数料・その他の諸経費の請求なし ☐ 手数料の請求有り(補助金が交付された場合) 金額()円 ☐ 手数料の請求有り(補助金が交付されない場合も含む) 金額()円 ※手数料は請求に必要書類の添付に際して必ず記載してください。
③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベル	☒ 【甲】から、省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベルの概要の説明を受け、工事後に当該ラベルについて配布を行うことを取り決めた。 建築物省エネ性能表示制度(省エネ性能ラベル又は省エネ部位ラベルの概要)についてはこちら https://www.mhi.co.jp/energy-label/ 
【乙】が個人の場合のみ記入	補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果について ①以下のいずれかの方法によりJ-クレジット化を実施する予定です。 ☒ ①事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定 ☐ ②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名 △記入がない場合は受理されません。
④クレジット制度への参加表明	☒ ①事務局が指定するJ-クレジット事業実施団体(J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう)に入会予定 ☐ ②地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名 △記入がない場合は受理されません。

※①を継続して行う場合、継続の入会申請は必要ありません。
※②は法人・個人・団体等を含むJ-クレジットの参加者で、J-クレジット化に必要な書類を「J-クレジット事業実施団体」及び「J-クレジット化」の欄に添付して提出してください。
※③は建築物の構造、用途や用途、J-クレジット化を完了する必要があります。(J-クレジット化)の欄に「J-クレジット化」の欄に記入してください。
※④はJ-クレジット化の欄に記入してください。J-クレジット化の欄に記入してください。J-クレジット化の欄に記入してください。

締結日	令和 7 年 月 日
【甲】補助事業者(工事施工者)*1	【乙】共同事業者(工事発注者)*2
法人名 給湯省エネ株式会社	氏名
代表者 工事 一郎	注文 太郎
住所 〒100-XXXX 東京都千代田区△△町1-1-1	住所 〒100-XXXX 東京都港区△△町1-1-1

② 規約の締結日が記入されていること

③ i) 施工業者の住所、事業者名、代表者氏名が記入され、押印(法人印)されていること

ii) 補助事業者(給湯省エネ事業者)【甲】と一致すること

④ i) 建築主の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること

ii) 共同事業者【乙】と一致すること

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(2) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されている必要があります

- ① 工事請負契約の**原契約**であること
- ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、着工前**であること
- ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行う住宅の所在地と一致**すること
- ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印があり、共同事業者**であること
(個人で記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印があり、給湯省エネ事業者**であること
* エネルギー小売業者が手続代行する場合は「交付申請の手引き」を確認してください。
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ・ **(補助対象製品の導入を含む) リフォーム工事の契約**であること
 - ・ **工事代金**

【補足】

(一社) リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

取入
印紙

住宅リフォーム
工 事 請 負 契 約 書

この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 未来 住一郎 様 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 未来様邸 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 00,000,000 円 (税込)

2. 工事内訳

工 事 項 目	摘 要 (仕様)	小 計
1. 内装改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2. 外装改修	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3. 設備	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
5. 経費 (消費税・労務費)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄	工事価格 (税抜)	00,000,000
	消 費 税	0,000,000
	合 計 (税込)	00,000,000

3. 支払方法 前払金 () 金 円 (税込)
部分払 () 金 円 (税込)
竣工払 (工事完了確認後 30 日以内) 金 00,000,000 円 (税込)
金 円 (税込)

請負者名(乙) 株式会社〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

* 請負条件：工事期間の短縮・延長・中止については、お客様との合意を前提とさせていただきます。また本工事は見えない部分などの状況により、施工内容、並びに工事金額に差異が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■ この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保存する

* この書類は大切に保管してください。

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(2) 工事請負契約の締結 (続き)

「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結

工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

◆ 複数の補助対象製品を複数の施工業者と契約(分離発注)

◆ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約

◆ 売買契約書による契約の締結

《注文書》

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)

注文者(共同事業者)が給湯省エネ事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
* 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 注文者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
* エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP65を参照
- ⑤ 補助対象製品の設置工事を含んだ契約であること
- ⑥ 注文した工事の金額

《注文請書(請書)》

入手 工事発注者(共同事業者)

給湯省エネ事業者が注文者(共同事業者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(共同事業者)の氏名
- ④ 請負者(給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
* エネルギー小売業者が申請を代行する場合はP65を参照
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

+

必ずセットで提出

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(3) 製品型番(型式)が確認できる書類(設置台数分) : 交付申請時

本事業の対象機器であることがわかる書類として、製品型番(型式)の確認書類を提出します。対象機器に応じて**設置台数分全て**を提出してください。
写真が不足している場合や必要事項が確認できない場合は補助対象となりません。忘れずに正しく撮影するよう、ご注意ください。

対象機器	製品型番(型式)確認書類
ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	保証書
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)	銘板ラベルの写真
家庭用燃料電池(エネファーム)	銘板ラベルの写真

1) ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項 (①～⑨のすべてを満たすこと)

- ① エコキュートの保証書であることがわかること
- ② 製品型番(型式)がわかること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ メーカー名がわかること
- ⑤ 販売店名がわかること
- ⑥ お客様名の記載があり、共同事業者(またはその家族等)と一致すること
- ⑦ お客様住所の記載があること
- ⑧ お客様電話番号の記載があること
- ⑨ 購入日の日付がわかること

【補足】

- ・メーカー発行の保証書でなければなりません(販売店等が発行する保証書・レシートは不可)
- ・メーカー発行であっても上記の確認事項の記載がない保証書は不可
- ・メーカー発行であっても、補助対象になる製品型番が記載されない、または複数の型番が併記されており、納品された機器が特定できない場合は対象になりません。

2) 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項 (①～④のすべてを満たすこと)

- ① 【ヒートポンプユニット】の銘板を撮影すること
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

3) 家庭用燃料電池(エネファーム)

入手 施工業者(給湯省エネ事業者)



確認事項 (①～④のすべてを満たすこと)

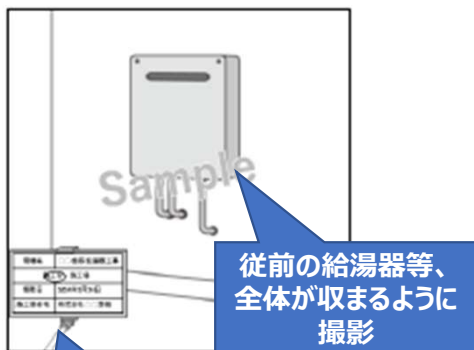
- ① 設置した機器の銘板を撮影すること
 - ・固体酸化物形燃料電池(SOFC)は、【燃料電池ユニット】のみで可
 - ・固体高分子形燃料電池(PEFC)は、【燃料電池ユニット】と【貯湯ユニット】の両方が必要
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

（４）対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後) : 交付申請時

- ✓ 本事業の交付申請には**対象機器の設置前後の工事写真を提出する必要があります**。写真の不足や必要事項が確認できない場合は対象となりません。
- ✓ 下の例を参考にして、**申請内容に応じて必要な【工事前】と【工事後】写真を必ず撮影**してください。
- ✓ マンションの大規模修繕工事等の場合、補助対象となるすべての住戸・製品についての各写真が必要です。

1) 工事前写真



工事日（撮影日）の記載がある工事看板等を設置して撮影

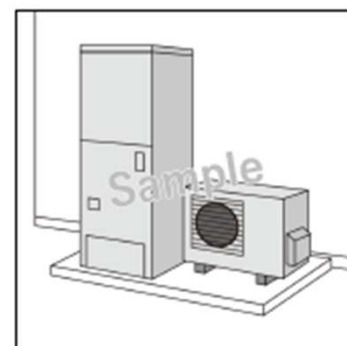
確認事項（**①②のすべてを満たすこと**）

- ① 従前の給湯器の全体が収まる写真が添付されていること**

＜契約日が2024年11月21日以前の場合のみ＞

- ② 工事看板等を設置し、工事日（撮影日）がわかること**

2) 工事後写真



確認事項

- ① 新しく導入した対象機器全体が収まる写真が添付されていること（工事後写真の撮影の免除はされません）**

【補足】

■ 撮影日を入れた工事看板等について

撮影日を入れた工事看板等は、**契約日が2024年11月21日以前の場合は必須**になります。契約日と撮影日が2024年11月21日以前である場合、着工日が11月22日以降であることが確認できる追加書類の提出を求める場合があります。

■ 工事前写真が提出できない場合について

本事業では、原則として正しい【工事前】写真の提出ができない場合、**補助対象になりません**（少なくとも撮影日が確認できない写真を含む）
ただし、1事業者1申請に限り、「工事【前】写真・提出免除依頼書（給湯器用）」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(5) 工事発注者（法人の担当者を含む）の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

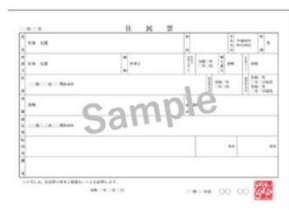
以下1)～5)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

1) 住民票の写し

- ☐ 個票、世帯票のいずれも可
- ☐ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません。)



2) マイナンバーカード

- ☐ 必ず表面のみ提出
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

- ☐ 運転経歴証明書でも可
- ☐ 国際免許証は除く



4) 在留カード／特別永住者証明書

- ☐ 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期限内のもの

5) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- ☐ 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



(6) 法人の実在を確認できる書類：予約時または予約のない交付申請時

確認事項(①②のすべてを満たすこと)

- ①「商号」が工事発注者の会社名と一致すること
②発行元の記載、押印があること

《法人印の印鑑証明書》

00000000

もしくは

(7) 工事発注者とのエネルギー販売契約が確認できる書類：予約時または予約のない交付申請時

※エネルギー小売業者が交付申請を行う際の詳細は「交付申請の手引き」を確認してください。

② エネルギー利用者の住所が表示されており、対象住宅の住所と一致すること

■ エネルギー小売事業者との契約者について

電気・ガスの供給契約の名義は、必ずしも工事発注者(共同事業者)である必要はありません。(家族等も可)

[illegible]

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(8) 性能加算の適合が確認できる書類

≪ A要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合 ≫

⑦ 台所に設置したリモコンの型番(型式) または無線LANアダプターの型番(型式)が確認できる消費者納品書：交付申請時

ヒートポンプ給湯機(エコキュート)やハイブリッド給湯機のA要件適合のために台所リモコンや無線LANアダプターが必要となる場合は、**補助対象製品を納品した給湯省エネ事業者が発行した共同事業者宛の納品書**を提出してください。

≪ 納品書のイメージ ≫

納品書

No. 0000005555

給湯 一郎 様

発行日：令和6年6月22日

下記の通り、納品申し上げます。 ○×建材設備株式会社

納品日	令和6年6月15日
納品場所	給湯一郎邸(東京都千代田区○×)

メーカー	品名	型番	数量	備考
○×ガス	高効率給湯機	AAAAZZZZZZ200	1台	
	台所リモコン	AAAAZZZZZZ2001	1台	
	無線LANアダプター	BBBBYYYYYY2020	1台	

確認事項 (①～⑦のすべてを満たすこと)

≪ 台所リモコンの場合 ≫

- ① 書類が納品書であること
- ② 納品先が対象住宅の住所と一致すること
- ③ 納品事業者名が施工業者(給湯省エネ事業者)であること
- ④ 製品名の記載が確認できること
- ⑤ 製品型番(型式)もしくはセット型番の記載があること
- ⑥ 台数の記載があること
- ⑦ 納品日の記載があること

≪ 無線LANアダプターの場合 ≫

- ① 書類が納品書であること
- ② 納品先住所が対象住宅の住所と一致すること
- ③ 納品事業者名が施工業者(給湯省エネ事業者)であること
- ④ 製品名の記載が確認できること
- ⑤ 製品型番(型式)の記載があること
- ⑥ 台数の記載があること
- ⑦ 納品日の記載があること

【補足】

■ 本事業用の納品書について

高効率給湯器メーカーが本事業用の納品書を準備している場合があります。当該書類については、上記に例示した納品書の代替書類として扱います。(詳細は各メーカーのホームページを確認、または直接メーカー窓口までお問い合わせください)

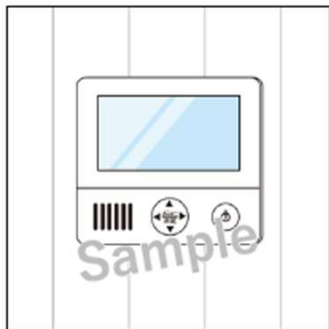
3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

「A要件適合のために台所リモコンまたは無線LANアダプターの設置が必要な場合」

①追加部品の工事写真(工事中/工事後)：交付申請時

「台所リモコン」

台所に設置したリモコンの型番(型式)が確認できる**工事【後】写真**を提出してください。

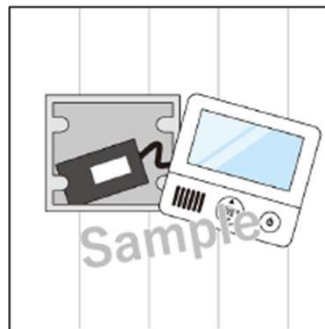


確認事項（**①②のすべてを満たすこと**）

- ① 製品型番(型式)**が確認できること
- ② 設置された製品全体**が確認できること

「無線LANアダプター」

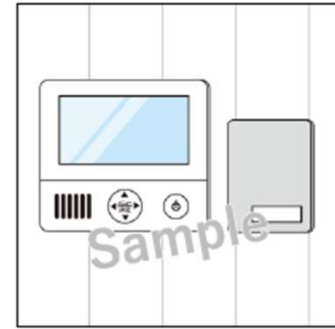
リモコンの組み込み製品の場合
無線LANアダプターを設置したことが確認できる**工事【中】写真**を提出してください。



確認事項（**①②のすべてを満たすこと**）

- ① 製品型番(型式)**が確認できること
 - ② 設置された製品全体**が確認できること
- ※ 台所リモコンとの接続後(工事中)に撮影、または工事後にリモコンを外して撮影しても可。

リモコンと別に設置する製品の場合
無線LANアダプターを設置したことが確認できる**工事【後】写真**を提出してください。



確認事項（**①②のすべてを満たすこと**）

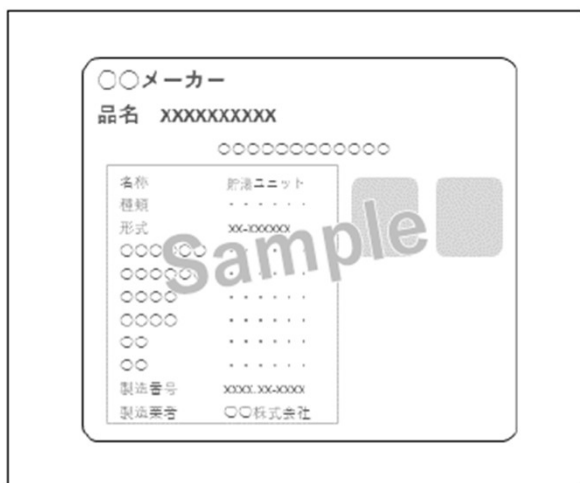
- ① 製品型番(型式)**が確認できること
 - ② 設置された製品全体**が確認できること
- ※ 壁に取り付けた後(工事後)に撮影。
※ 必ずしも壁に設置されている必要はありません。

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

＜＜B要件適合のために貯湯ユニットの設置が必要な場合＞＞

㊦貯湯ユニットの銘板写真、㊦工事【後】写真(設置台数分)：交付申請時

＜＜㊦貯湯ユニットの銘板写真＞＞

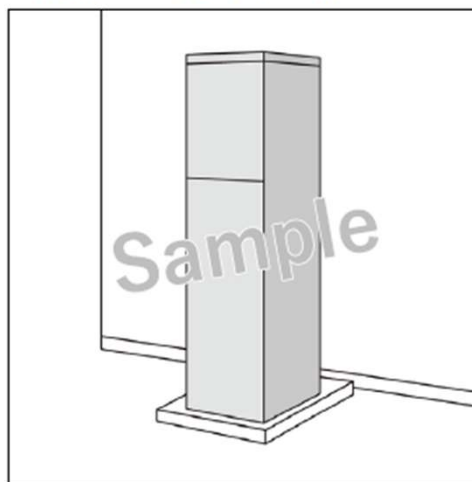


確認事項 (①～④のすべてを満たすこと)

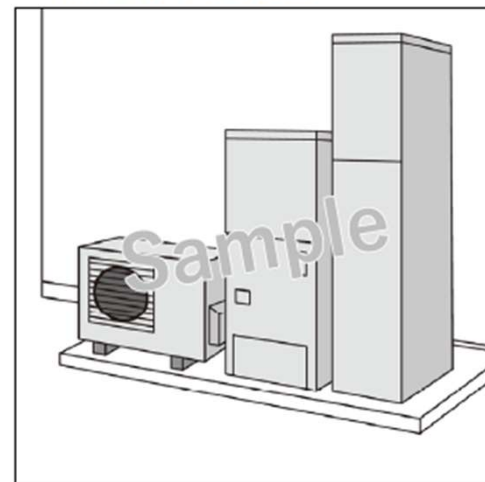
- ① 設置した貯湯ユニットの銘板ラベルであること
- ② 製品型番(型式)が確認できること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ 製造年月が確認できること

＜＜㊦貯湯ユニットを設置したことがわかる工事【後】写真(設置台数分)＞＞

＜＜貯湯ユニット単体の例＞＞



＜＜給湯器本体を含む例＞＞



確認事項

追加した貯湯ユニットの全体が確認できること

※ 追加された貯湯ユニットと給湯器本体が一体的に設置されている場合は、すべての製品が確認できること。(「給湯器本体の工事【後】写真」で貯湯ユニットの設置も確認できる場合は、同じ写真の提出でも可)

3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

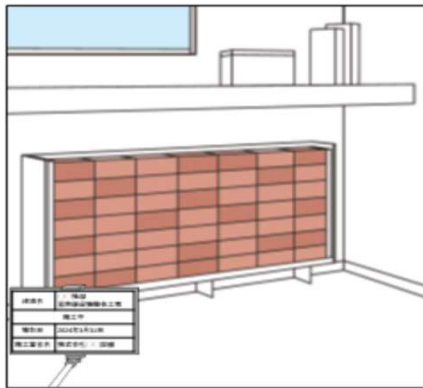
(9) 撤去加算の適合が確認できる書類

「電気蓄熱暖房機の撤去の場合」

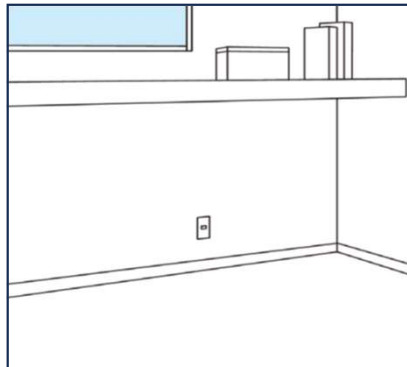
撤去工事写真(工事中/工事後)

「電気蓄熱暖房機の撤去」

撤去【中】に撮影する写真



撤去【後】に撮影する写真



確認事項 (①②のすべてを満たすこと)

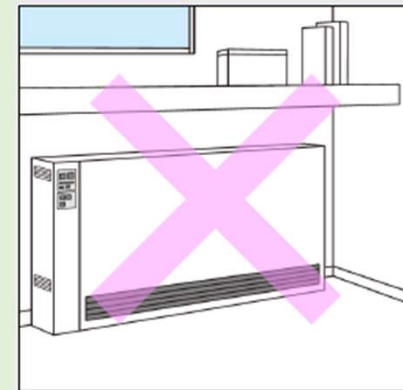
- ①レンガと中の構造が確認できること
- ②撤去工事の契約日が2024年11月21日以前の場合**工事看板等**を設置し、**撮影日が確認できる**写真であること

確認事項

- ①撤去【中】と同じ画角で撮影された写真である

レンガと中の構造が確認できない写真について

前面パネルが着いたままの状態の写真は蓄熱材のレンガと中の構造が確認できません。電気蓄熱暖房機の撤去加算申請においては左記図のとおり**前面パネルを外したレンガと中の構造が確認できる撤去中写真**の提出が必要です。



3-7. 給湯省エネ2025事業の申請【購入・工事タイプ 既存住宅リフォーム】

(9) 撤去加算の適合が確認できる書類

「電気温水器を撤去した場合」 撤去工事の契約書(原契約)

「電気温水器の撤去」

電気温水器を撤去する場合、その工事の契約書を提出します。

＜確認事項＞

- ① 撤去工事契約の原契約であること
- ② 撤去工事契約の締結日の記載があり、**着工前**であること
- ③ 撤去工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行う住宅の所在地と一致**すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、**共同事業者**であること
(記名が自署の場合は押印なしでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、**給湯省エネ事業者**であること
※エネルギー小売業者が申請を代行する場合は申請の手引きを確認して下さい。
- ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ◆ 撤去工事の契約であること
 - ◆ 工事代金

＜補助対象製品の設置場所と異なる場所に撤去する電気温水器がある場合＞

撤去前後の工事写真を提出してください。

撤去【前】に撮影する写真

- ① 電気温水器の全体が収まるように撮影された写真であること
※撤去工事の契約日が2024年11月21日以前の場合のみ
- ② 工事看板等を設置し、撮影日が確認できる写真であること

撤去【後】に撮影する写真

- ① 撤去【前】と同じ画角で撮影された写真であること
※新しく導入する給湯器の設置場所と同一の場合は、「給湯器本体の工事【後】写真」をこの写真としても提出可。
- ② 撤去する電気温水器であることが確認できる銘板ラベルの写真

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

収入印紙

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に記す設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者(甲) 住居 太郎 様

住 所 ○○県○○市○○区○○

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 住居修繕 電気温水器撤去工事

工事場所 ○○県○○市○○区○○

工 期 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日より 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで

1. 請負金額 金 000,000 円(税込)

2. 工事内訳

工事項目	単 位(仕様)	小 計
1. 電気温水器撤去	○○○○○○○○○○	000,000
2. 廃棄物処理費	○○○○○○○○○○	000,000
前払金	工事価格(税込)	000,000
	消 費 税	00,000
	合 計(税込)	000,000

3. 支払方法 前払金() 金 円(税込)
 部分払() 金 円(税込)
 竣工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 000,000 円(税込)
 金 円(税込)

請負者(乙) 株式会社 ○○工務店

代表者名 ○○ 建夫

住 所 ○○県○○市○○区○○ TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

※ 本契約は、工事現場の電気、水道、ガスについては、お客様のものを使用させていただきます。また本工事は電気工事士の検定により、施工内容、並びに工事進捗に写真で確認可能な写真がとれる場合がありますので、ご了承ください。なお、この写真にはお客様の氏名が記載されています。

■ この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保有する
 ※ この書類は大切に保管してください。

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請 【リフォーム工事タイプ】

2025年5月16日時点の内容です

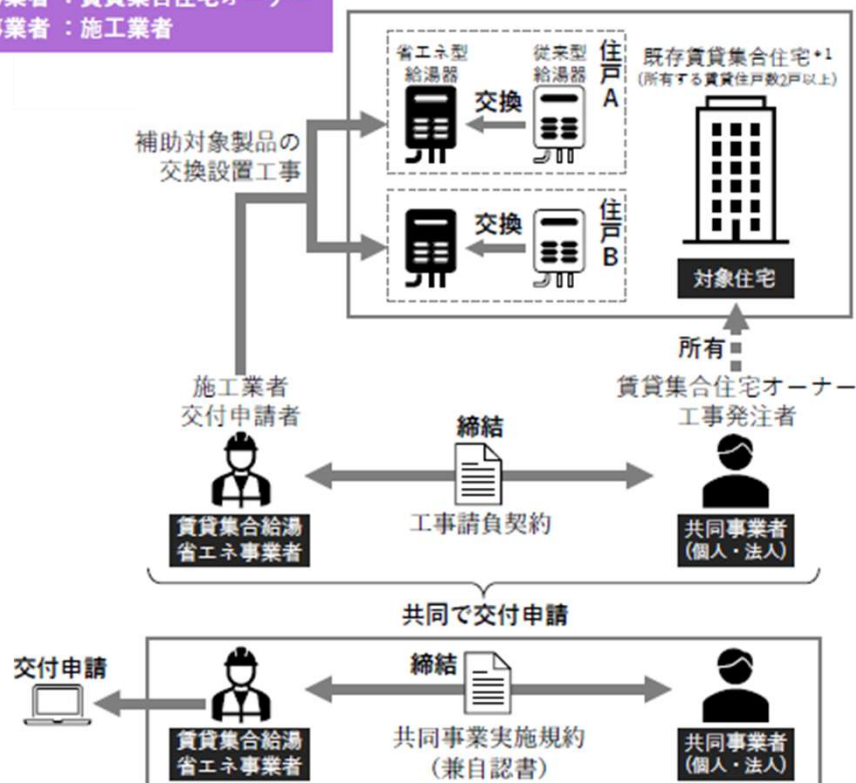
大変申し訳ありませんが、説明時間の都合上 リース利用タイプは割愛します。

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

本事業は、従来型給湯器を一定の性能を満たす補助対象製品へ交換設置する施工業者(賃貸集合給湯省エネ事業者)が工事発注者(共同事業者)の委託を受けて、補助金の申請および交付を受けるものです。委託にあたっては、本事業の共同事業実施規約(兼自認書)(様式3)を両方で締結します。

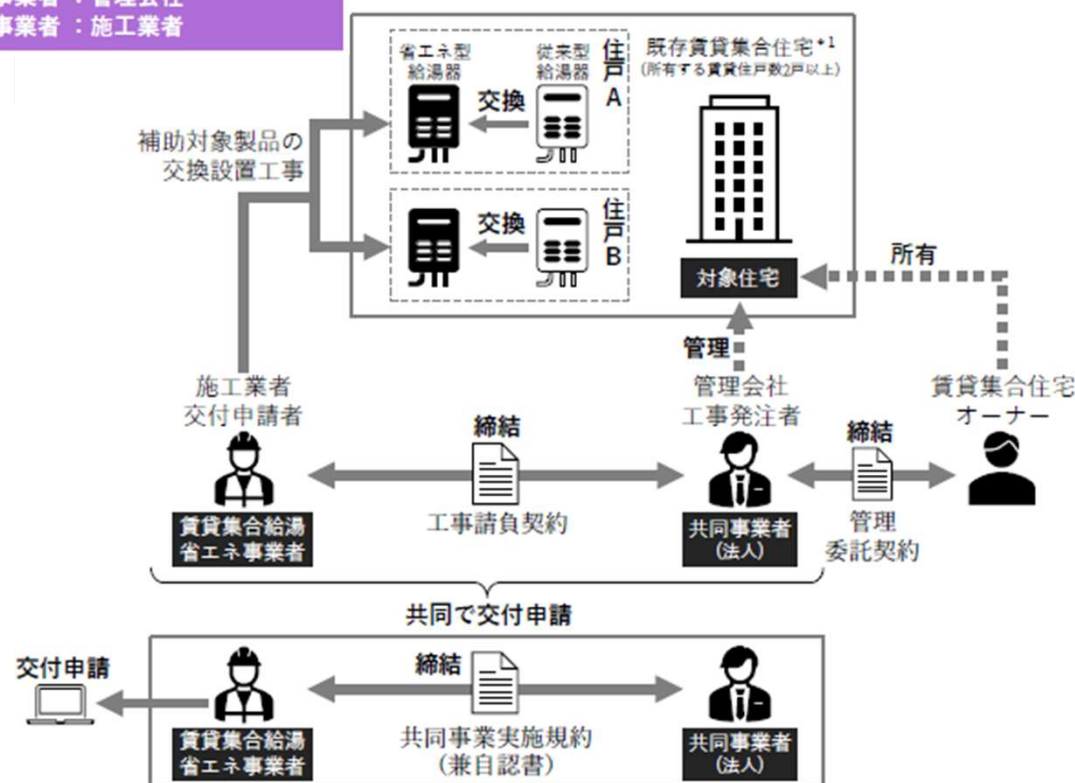
[申請イメージA]

申請区分 : リフォーム工事
共同事業者 : 賃貸集合住宅オーナー
補助事業者 : 施工業者



[申請イメージB]

申請区分 : リフォーム工事
共同事業者 : 管理会社
補助事業者 : 施工業者



3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

申請・報告に必要な書類および申請後に出力できる書類は以下の通りです（下記は**交付を受けた年度の終了後5年間の保管義務**があります）。

申請はポータル上で画面通りに入力すれば結構ですので、ここでは**順番の5から14までの「交付申請に必要な提出書類」の概要について説明**します。

No.	書類名称	
1	様式2	交付申請書
2	様式4	交付決定通知書＊1
3	様式5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式6	交付額確定通知書＊1
	交付申請時必要書類	
5		賃貸集合給湯省エネ2025 事業 共同事業実施規約(兼自認書)
6		工事請負契約書(原契約)
7		設置した給湯器の製品型番が確認できる書類(設置台数分)
8		工事【前】写真 従来型給湯器(撤去台数分)
		工事【後】写真 補助対象 製品(設置台数分)
9		補助対象製品の銘板写真(設置台数分)
10		工事発注者の本人確認書類(法人の場合は担当者の本人確認書類)
11		賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書 ※区分所有の場合は、給湯器を設置したすべての住戸 (設置した住戸が1戸の場合は、当該住戸と合わせて所有する別の住戸1戸以上)
12		《工事発注者が法人の場合》 法人の実在確認ができる書類
13		《工事発注者が管理会社の場合》 賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)
14		《加算対象となる工事を実施した場合》 加算対象となる工事が確認できる工事【後】写真(設置台数分)
		その他、交付申請時に提出を求められた書類

＊1

本事業の交付を受けた共同事業者が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて共同事業者へ配付してください。
(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

【補足】

財産処分の制限

本事業の補助金の交付を受けた共同事業者は、**補助金の交付を受けて取得した補助対象製品について、補助金の振込を受けた後、6年間(法定耐用年数)は国または事務所の承認なく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、または破棄することができません。**

(補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡または 貸付等を行う場合を除きます)



3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(1) 共同事業実施規約(兼自認書)の締結：予約時または予約のない交付申請時

確認事項 (①～⑤のすべてを満たすこと)

【補足】

「共同事業実施規約(兼自認書)における【甲】の
注意点」

◆工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印
してください。(必ずしも法人の代表者である必要
はありません)

「共同事業実施規約(兼自認書)における【乙】の
注意点」

◆連名で発注し、契約を締結している場合、要件を
満たす代表者が記名・押印してください。

(個人で自筆による署名の場合、押印は不要です)

◆管理会社の場合、工事請負契約を締結した役
職の方が記名・押印してください。

(必ずしも法人の代表者である必要はありません)

③ 規約の締結日が記入されていること

④ i) 施工業者の住所、事業者名、
代表者氏名が記入され、押印
(法人印)されていること

ii) 補助事業者(賃貸集合給湯省
エネ事業者)【甲】と一致すること

① 自認書の確認項目に**すべてチェックが入っていること**
(すべての項目にチェックが入っていない場合、受理されません。)

② i) **区分いづれかにチェックがあり、申請内容と一致すること**
ii) **補助金還元方法**についていづれかにチェックがあること

⑤ i) 工事発注者の氏名、住所が記入され、押印(または自筆による署名)されていること
ii) 共同事業者【乙】と一致すること

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(2) 工事請負契約の締結：予約時または予約のない交付申請時

工事請負契約書は、以下のすべてが記載されている必要があります

- ① 工事請負契約の**原契約**であること
 - ② 工事請負契約の**締結日の記載があり、着工前**であること
 - ③ 工事場所の記載があり、**リフォーム工事を行う住宅の所在地と一致**すること
 - ④ **工事発注者（注文者）の記名・押印があり、共同事業者**であること
(個人で記名が自署の場合は押印なしでも可)
 - ⑤ **工事請負者（受注者）の記名・押印があり、賃貸集合給湯省エネ事業者**であること
 - ⑥ 以下の項目が確認できること
 - ・ **(補助対象製品の設置を含む) リフォーム工事の契約**であること
 - ・ **工事代金**
- * 事務局の求めがない限り、約款や見積明細の提出は必要ありません。

【補足】

(一社) リフォーム推進協議会のホームページで「住宅リフォーム工事請負契約書」を入手できます。

<https://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



工事請負契約書のイメージ

令和〇年〇月〇日

取入
印紙

住宅リフォーム
工事請負契約書

この契約書に従い添付の設計図書、明細の通り工事請負契約を締結する

注文者名(甲) 未来 住一郎 様 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

工事名称 未来様邸 断熱改修工事

工事場所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇

工 期 令和〇年〇月〇日より 令和〇年〇月〇日まで

1. 請負金額 金 00,000,000 円 (税込)

2. 工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	小計
1. 内装工	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
2. 外装工	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
3. 電気工	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
4. その他	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
5. 経費(工事管理費)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	0,000,000
備考欄	工事価格(税抜)	00,000,000
	消費税	0,000,000
	合 計(税込)	00,000,000

3. 支払方法 前払金() 金 円 (税込)
部分払() 金 円 (税込)
竣工払(工事完了確認後 30 日以内) 金 00,000,000 円 (税込)
金 円 (税込)

請負者名(乙) 株式会社〇〇工務店

代表者名 〇〇 建夫 (印)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇-〇-〇 TEL. 00-0000-0000 FAX. 00-0000-0000

* 請負条件：工事期間の延長・転居・ガスについては、お客様宅のものを使用させていただきます。また本工事に見えない部分などの状況により、施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

■この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を保存する

※この書類は大切に保管してください。

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(2) 工事請負契約の締結 (続き)

【注意】

下記の場合は条件がありますので、「交付申請の手引き」を必ずご確認ください。

◆ 「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結

工事請負契約を、注文書及び注文請書(請書)を取り交わすことで締結したリフォーム工事についても対象になります。

ただし、それぞれの書類について、**右記の確認事項のすべてが確認できるものに限り**ます。

なお、契約締結日は請書の日付(請負日)とします。

- ◆ 複数受注によるリフォーム工事について
- ◆ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の**電子契約**
- ◆ **売買契約書**による契約の締結について

「注文書」と「注文請書」のセットによる契約締結の注意点

《注文書》
入手 施工業者
(賃貸集合給湯省エネ事業者)



+

《注文請書(請書)》
入手 工事発注者(共同事業者)



必ずセットで提出

注文者(共同事業者)が賃貸集合給湯省エネ事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
* 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 注文者(共同事業者)の署名または記名・押印
- ④ 請負者(賃貸集合給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)
- ⑤ 補助対象製品の設置工事を含んだ契約であること
- ⑥ 注文した工事の金額

賃貸集合給湯省エネ事業者が注文者(共同事業者)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=対象住宅の所在地と一致)
- ③ 注文者(共同事業者)の氏名
- ④ 請負者(賃貸集合給湯省エネ事業者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等的一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(3) 設置した給湯器の製品型番が確認できる書類(設置台数分)：交付申請時

本事業の対象機器であることがわかる書類として、製品型番（型式）の確認書類を提出します。設置した補助対象製品の**販売店等＊1が発行した施工業者宛の納品書**、もしくは**メーカー発行の保証書**を提出します。**設置台数分すべて**について、以下のいずれかの書類を提出してください。＊1 メーカーや卸業者も含む

＜＜納品書＞＞

納品書

① 〇×工務店

② 〇×建材設備株式会社

③ 納品品名

台数	製品型番	納品日
④	⑤	⑥

または

① 納品書(メーカー納品確認書)

② 施工店名： 賃貸 太郎 様

③ 納入製品： 給湯器

④ 賃貸集合給湯省エネ2025事業型番： ABCD(1234)-E

⑤ メーカー名(発行者) 製造事業者または販売元： 株式会社XYZ

確認事項(①～③のすべてを満たすこと)

- ① 書類が納品書であること
- ② 施工業者名の記載があること
- ③ 納品事業者名の記載があること
- ④ メーカー名の記載があること
- ⑤ 製品名の記載があること
- ⑥ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
※交付申請する該当の型番を○で囲んでください。
- ⑦ 台数の記載があること
- ⑧ 納品日の記載があること

確認事項(①～⑤のすべてを満たすこと)

- ① 書類が納品書(メーカー納品確認書)であること
- ② 施工店名の記載があること
- ③ 納入製品が補助対象製品であること
- ④ 製品型番(予め本事業に登録された型番に限る)の記載があること
- ⑤ メーカー名の記載があること

＜＜保証書＞＞

△△△△保証書

① 〇×工務店

② 〇×建材設備株式会社

③ 納品品名

④ 製品型番

⑤ 製品番号

⑥ メーカー名

⑦ 販売店名

⑧ お客様名

⑨ お客様住所

⑩ お客様電話番号

⑪ 購入日

確認事項(①～⑨のすべてを満たすこと)

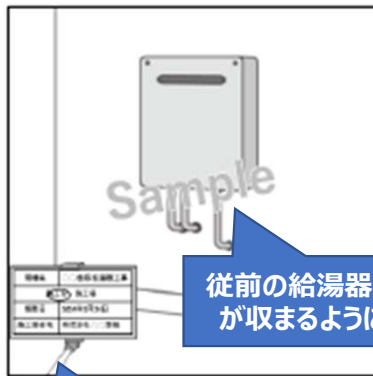
- ① 補助対象製品の保証書であることがわかること
- ② 製品型番(型式)の記載があること
- ③ 製品番号(シリアル)が確認できること
- ④ メーカー名がわかること
- ⑤ 販売店名がわかること
- ⑥ お客様名の記載があり、共同事業者(またはその家族等)と一致すること
- ⑦ お客様住所の記載があること
- ⑧ お客様電話番号の記載があること
- ⑨ 購入日の日付がわかること

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(4-1) 対象工事内容に応じた工事写真(工事前/工事後) : 交付申請時

- ✓ 本事業の交付申請には**対象機器の設置前後の工事写真を提出する必要があります**。写真の不足や必要事項が確認できない場合は対象となりません。
- ✓ 下の例を参考にして、**申請内容に応じて必要な【工事前】と【工事後】写真を必ず撮影**してください。

1) 工事前写真

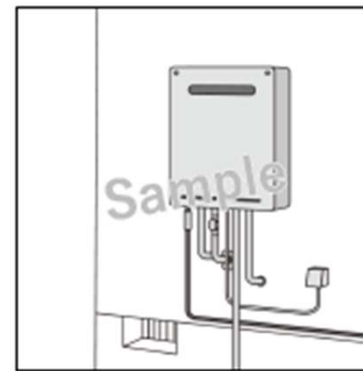


工事日（撮影日）の記載がある工事看板等を設置して撮影

確認事項（①②のすべてを満たすこと）

- ①撤去する従来型給湯器の全体(配管を含む)が収まるように撮影された写真が添付されていること
- ② <<契約日が2024年11月21日以前の場合のみ>> 工事看板等を設置し、工事日（撮影日）がわかること

2) 工事後写真



確認事項

- ① 新しく導入した対象機器全体（配管を含む）が収まる写真が添付されていること

※工事【前】写真と同一住戸と確認ができない、または、異なる住戸の給湯器を撮影した場合であっても、写真で住戸ごとの違いを確認できない場合、追加の写真、または「保証書」等の提出を求めることがあります。
(工事後写真の撮影の免除はされません)

【補足】

■ 撮影日を入れた工事看板等について

撮影日を入れた工事看板等は、**契約日が2024年11月21日以前の場合は必須**になります。契約日と撮影日が2024年11月21日以前である場合、**着工日が11月22日以降であることが確認できる追加書類の提出**を求める場合があります。

■ 工事前写真が提出できない場合について

本事業では、**原則として正しい【工事前】写真の提出ができない場合、補助対象になりません**（少なくとも撮影日が確認できない写真を含む）
ただし、1事業者1申請に限り、「工事【前】写真・提出免除依頼書(給湯器用)」の提出により、工事前写真の提出が免除されます。

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(4-2) 対象工事内容に応じた工事写真（加算の申請時に必要となる写真）：交付申請時

✓ 着工日が2025年3月10日以降の場合は加算対象の工事【後】写真が必要になります。

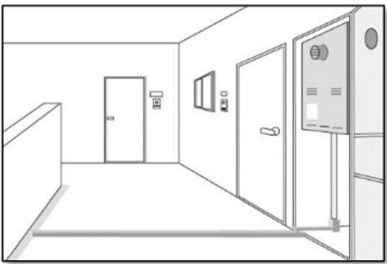
※ 着工日が2025年3月9日以前の場合は、「工事【後】写真・提出免除依頼書」の提出により、加算対象の工事【後】写真の提出が不要になります。

① ドレン排水ガイド敷設工事

設置する給湯器の「追い焚き機能の有無」と「工事方法」により、提出する写真が異なります。「ドレン排水ガイド敷設工事」については、以下を参考にして、撮影してください。
補助対象となるすべての住戸・機器についての写真が必要です。

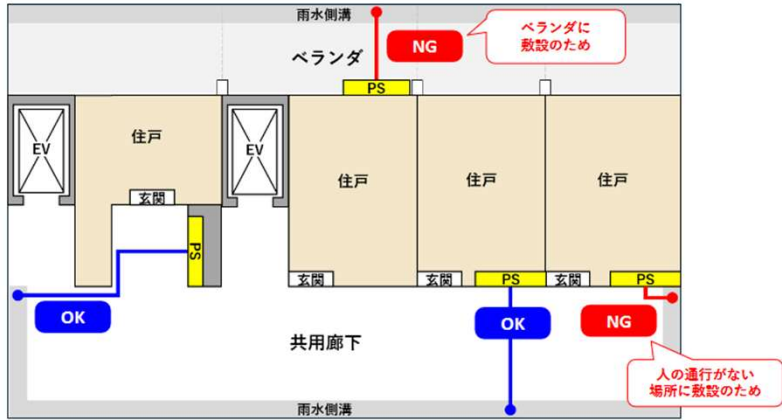
追い焚き機能【なし】給湯器へ交換

ドレン排水ガイド敷設工事



- ◆ 設置工事【後】に撮影
(必ずPS(パイプシャフト)扉を開けて撮影してください)
- ◆ 共用廊下に横断して敷設してあること
(ベランダに敷設しても加算対象にはなりません)
- ◆ ドレン配管とドレン排水ガイド全体が確認できること
(雨水側溝まで敷設していることがわかること)
- ◆ 交換を行う住戸ごとの写真が必要

【参考】 対象となるドレン排水ガイド敷設工事例



◆ 共用廊下を横断しない、横断しても人の通行がない場所に敷設した場合、またはベランダに敷設した場合は加算対象となりません。

潜熱回収型給湯器のドレン排水専用部材(ドレン排水ガイド)を使用してください

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

（４－２）対象工事内容に応じた工事写真（加算の申請時に必要となる写真）：交付申請時

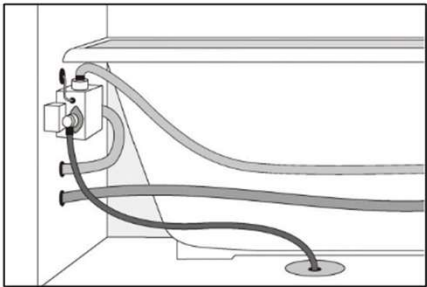
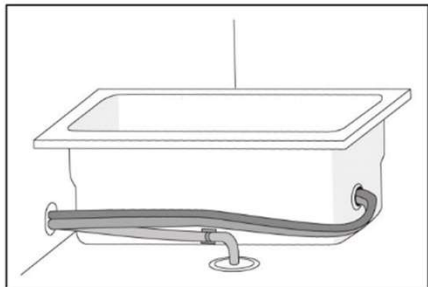
✓ **着工日が2025年3月10日以降の場合は加算対象の工事【後】写真が必要になります。**

※ 着工日が2025年3月9日以前の場合は、「工事【後】写真・提出免除依頼書」の提出により、加算対象の工事【後】写真の提出が不要になります。

② 三方弁工事・三本管（二重管含む）工事

設置する給湯器の「追い焚き機能の有無」と「工事方法」により、提出する写真が異なります。

「三方弁工事」「三本管（二重管含む）工事」については、以下を参考にして、撮影してください。補助対象となるすべての住戸・機器についての写真が必要です。

追い焚き機能【あり】給湯器へ交換	
三方弁工事	三本管（二重管含む）工事
 ◆ 設置工事【後】に撮影 (必ずエプロンカバーを外した状態で撮影してください) ◆ 三方弁の部材（パーツ）が確認できること (三方弁ユニットとすべての配管が写っていること) ◆ ドレン排水管が浴室の排水口につながっていること (透明樹脂の管の場合等、判別できるように撮影してください) ◆ 交換を行う住戸ごとの写真が必要	 (イラストは三本管工事例です) ◆ 設置工事【後】に撮影 (必ずエプロンカバーを外した状態で撮影してください) ◆ ドレン排水管が浴室の排水口につながっていること (透明樹脂の管の場合等、判別できるように撮影してください) ◆ 交換を行う住戸ごとの写真が必要

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(5) 補助対象製品の銘板写真(設置台数分) : 交付申請時

導入した補助対象製品の型式(型番)等がわかる銘板ラベルの写真を提出してください。(銘板ラベルの写真の提出免除はありません)



確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

- ① 設置した補助対象製品の銘板ラベルであること
- ② 製品型式(型番)が確認できること
- ③ 使用する燃料が下記のいずれかであること
 - ◆都市ガス
 - ◆LPガス
 - ◆灯油
- ④ 製造年月が確認できること

【写真台紙の活用について】

補助対象製品の設置工事を大量に行う場合は、写真台紙を活用して申請してください。交付申請(予約)時、写真台紙に工程別(工事前/工事後/銘板写真)の写真を添付し、PDF保存した上で、アップロードしてください。工事写真台紙は本事業ホームページよりダウンロードできます。
※補助対象製品を設置するすべての住戸について、工事前および全銘板の写真が必要です

選択した種類の写真を貼付
 ※種類が違う写真を貼付しないでください。
 (工事【前】と工事【後】写真が混在等)

- ◆ 対象となる工程別または銘板写真を選択
- ◆ 部屋番号を記入
- ◆ 各写真の要件については「交付申請の手引き」をご参照ください。

3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(6) 工事発注者(法人の担当者含む)の本人確認書類：予約時または予約のない交付申請時

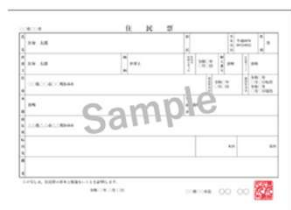
以下1)～5)のいずれかの書類を1つ提出してください。(法人の場合は担当者の本人確認書類を提出)

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記→英字表記で入力)

※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

1) 住民票の写し

- ☐ 個票、世帯票のいずれも可
- ☐ マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません。)



2) マイナンバーカード

- ☐ 必ず表面のみ提出
※裏面はマイナンバー・QRコードが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

- ☐ 運転経歴証明書でも可
- ☐ 国際免許証は除く



4) 在留カード／特別永住者証明書

- ☐ 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期限内のもの

5) 健康保険証／後期高齢者医療保険者証

- ☐ 「保険者番号及び被保険者等記号・番号等」と「QRコード」は必ずマスキングして提出(記載がある場合、受付できません。)



3-8. 賃貸集合給湯省エネ2025事業の申請【リフォーム工事タイプ】

(7) 賃貸集合住宅の不動産登記事項証明書：予約時または予約のない交付申請時

補助対象製品を導入する賃貸集合住宅の**不動産登記事項証明書**を提出してください。

《1枚の場合》

Sample

《複数枚の場合》

Sample

※全ページを提出してください。

確認事項(①～④のすべてを満たすこと)

- ①「表題部①種類」が以下であること
 - ◆一棟登記の場合：共同住宅
 - ◆区分登記の場合：居宅
- ②「表題部原因およびその日付」の「新築された日付」が工事契約締結日の1年より前であること
- ③「表題部所在建物の名称」がリフォーム工事を行った共同住宅等の所在地と一致すること
- ④所有者が共同事業者である、もしくは共同事業者である管理会社と管理委託契約を締結している所有者であること

【補足】

- **区分所有の場合**は給湯器を設置した**すべての住戸の登記を提出**してください。(設置した住戸が**1戸の場合は当該住戸とあわせて所有する別の住戸1戸以上**を提出して下さい)
- **複数枚にわたる場合、全ページを提出**してください。
- **登記情報提供サービスから出力されたものも受付可能です。**
- **新築された日付が、リフォーム工事契約の締結日の1年以内である場合、追加書類を**求めることがあります。

(8) 法人の存在を確認できる書類：予約時または予約のない交付申請時

入手 工事発注者(共同事業者)

①「商号」が工事発注者の会社名と一致すること

※発行時期は不問、現状が確認できるもの

《法人印の印鑑証明書》

00000000

もしくは

(9) 賃貸集合住宅の管理についての契約書(管理委託契約書等)：予約時または予約のない交付申請時

入手 工事発注者(共同事業者)

◆管理項目

[illegible]

4 よくある申請の不備について

4 よくある申請の不備について

申請時の不備による影響

- ✓ 過去のポイント制度や支援事業では、**申請書類の添付漏れや記載・入力内容と証憑の内容との齟齬など、多くの不備が発生**しています。
- ✓ 不備が発生すると、事務局の審査が滞留し、不備を解消するためのやり取りも必要となるので、当然ながら**補助金の交付に遅れ**が生じます。
- ✓ さらに、**不備への対応が長期化してしまうと、最悪、補助金の交付が受けられないこととなり、事業者のみならず発注者や買主などに多大な影響が及びます。**

4. よくある申請の不備について

よくある申請時の不備【新築】

- ✓ **住民票に関する不備**が多くなっています。
- ✓ 住民票は、**住民票の記載内容とポータルの入力値の不一致**が多くみられます。

不備の多かった書類

不備のあった書類	該当箇所
住民票の写し	記載なし/不一致（対象住宅住所）
住民票の写し	記載なし/不一致（共同事業者）
共同事業実施規約	記載なし/不一致（共同事業者）
住民票の写し	記載なし/不一致（その他）
工事請負契約書	記載なし/不一致（対象住宅住所）
新築住宅の性能等を証明する対象住宅証明書等	書類の有効性



4. よくある申請の不備について

よくある申請時の不備【リフォーム】

- ✓ **納品書の不備が多く、工事前・工事後の写真の不備も多く見られます。**
- ✓ 全体の不備の傾向は、**書類の記載内容とポータル入力値の不一致が多く、写真の不足（写真そのものが確認できない／写真で工事内容が確認できない）**も多く見られます。

不備の多かった書類TOP10

不備のあった書類	対象設備	該当箇所
納品書の写し	節水型トイレ	『納品書の写し（節水型トイレ）』の「型番・台数」が入力値と不一致
住民票の写し（共同事業者①：契約者）	－	記載なし/不一致（共同事業者）
納品書の写し	節湯水栓	『納品書の写し（節湯水栓）』の「型番」が入力値と不一致
工事請負契約書	－	記載なし/不一致（日付）
工事請負契約書	－	記載なし/不一致（対象住宅住所）
共同事業実施規約	－	書類の有効性（押印不備など）
工事【前】写真	廊下幅等の拡張	『工事前写真（廊下幅の拡張）』が確認できない
工事請負契約書	－	『工事請負契約書』が正しい書類であることが確認できない
工事【後】写真	廊下幅等の拡張	『工事後写真（廊下幅の拡張）』が確認できない
着工写真	－	『着工写真』が正しい書類であることが確認できない

4. よくある申請の不備について

リフォームにおける対象製品の型番不一致の不備を防ぐために

- 対象製品の型番の不一致（ポータルへの入力間違い）や対象製品以外の製品の型番で申請するケースがみられます。
- 事前に下記の「**対象製品の検索**」サイトで**対象製品の登録の有無や正式な型番の確認**をしていただくことをお勧めします。

		「対象製品の検索」 サイトURL	
 子育てグリーン住宅 支援事業	 先進的窓リノベ 2025事業	https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacturer/search/	
 給湯省エネ 2025事業	 賃貸集合給湯省エネ 2025事業	https://jutaku-shoene2025.mlit.go.jp/manufacturer/search/#section-eco	

ご清聴ありがとうございました



子育てグリーン住宅
支援事業



先進的窓リノベ
2025事業



給湯省エネ
2025事業



賃貸集合給湯省エネ
2025事業